第2次
甲賀市就労支援計画

平成29年（2017年）7月

甲賀市

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に　　あなたも仲間
いろどる山河と　　生きいき文化
こぼれる笑顔に　　応える安心
うみだす活力　　受けつぐ伝統
かがやく未来に　　鹿深の夢を

はじめに

本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、家族形態や個人のライフスタイルの多様化、経済・社会のグローバル化の進行など、私たちを取り巻く状況は大きく変化してきました。

このような中、市民が将来に希望を抱き、一人ひとりが輝く多様性に富んだまちを築くためには、誰もが自ら望むワークライフバランスを選び、地域や職場で多様な能力を十分に発揮し活躍できる社会の実現が不可欠となっています。

本市では、平成23年（2011年）3月に「甲賀市就労支援計画」を策定し、就職困難者に対する就労支援事業に取り組んでまいりました。これまでの事業の進捗や就職困難者および企業・事業所アンケートの結果などを踏まえ、さらに取組を前進させるため、このたび「第２次甲賀市就労支援計画」を策定しました。

本計画では、基本的な権利である「就労」を促進することができる社会の実現と、より多くの人々が働き、自立し、自己実現を図ることができる社会の確立をめざし、国や県をはじめ、企業・事業所及び関係機関の皆様と連携のもと、取組を進めてまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申しあげます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり様々なご意見やご提案をいただきました「甲賀市就労支援計画策定研究会」の皆様をはじめ、様々な立場からご協力いただきました方々に対しまして厚くお礼申しあげます。

平成29年（2017年）７月

甲賀市長　岩永裕貴

第２次　甲賀市就労支援計画

＜目次＞

序章　第２次甲賀市就労支援計画の策定にあたって・・・・・・・・・・１

第１章　第２次甲賀市就労支援計画の基本的な考え方・・・・・・・・・１
１．計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４．計画の推進に向けた各機関などの役割・・・・・・・・・・・・・・２
５．第１次甲賀市就労支援計画の取組・・・・・・・・・・・・・・・・４

第２章　甲賀市の雇用・就労状況・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
１．雇用・就労状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
２．雇用・就労に関する各種計画などの状況・・・・・・・・・・・・２９
３．雇用・就労に関する各種施策などの概況・・・・・・・・・・・・３８
４．雇用・就労に関するアンケート集計の講評・・・・・・・・・・・４２

第３章　就労支援の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
１．就労支援の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
２．就労支援の基本的な展開方針・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
３．就労支援事業の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
４．就労支援施策の展開と今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・５６

資料編

１．アンケート回答結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
（１）企業・事業所アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
（２）障がい者対象アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
（３）ひとり親対象アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
（４）外国人対象アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９５

２．アンケート資料
（１）企業・事業所アンケート用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２
（２）障がい者対象アンケート用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
（３）ひとり親対象アンケート用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１
（４）外国人対象アンケート用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５

３．その他資料
（１）就労などに関する相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３３
（２）甲賀市就労支援計画策定研究会設置要綱・・・・・・・・・・・１３７
（３）甲賀市就労相談員設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８
（４）甲賀市就労支援推進会議設置要綱(案)・・・・・・・・・・・・１３９
（５）甲賀市就労支援計画策定研究会　委員名簿・・・・・・・・・・１４０
（６）「第２次甲賀市就労支援計画」策定経過 ・・・・・・・・・・・１４１

序章　第２次甲賀市就労支援計画の策定にあたって

「働くこと」は、住民一人ひとりが、自由で豊かな生活を送るために必要な経済的自立の実現に不可欠な手段だけでなく、自己表現や社会参加、生きがいづくりなどに関わる重要な基本的人権の一つです。

本市では、「甲賀市就労支援計画」を平成 23 年（2011 年）3 月に策定し、就職困難者等をはじめとした市民一人ひとりが、能力や個性、技術・技能、経験などを生かして、自己表現の一つの手段として取り組み、生きがいや生活に必要な糧を得ることのできる「就労」という基本的な権利を尊重する社会の実現に向け「就労支援事業」を展開してきました。

しかし、計画策定から 6 年が経過し、その間、経営の合理化や従来からの雇用慣習の見直しなど雇用状況は、さらに厳しさを増してきています。また、若年者の失業や非正規雇用割合の増加、団塊世代の定年退職後の就労場所の不足など、さまざまな要因によって就労が阻害されている人びとにとって、就労がより一層、困難な状況となっています。

このような雇用環境の中、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、平成 28 年（2016 年）6 月 3 日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、平成 28 年（2016 年）12 月 26 日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「合理的配慮の提供」や、「不当な差別の取扱い」の禁止を求めています。このようなことから、本市においてもこれまでの取組や、新たな課題に向けての対応などを踏まえながら、引き続き就労支援に取り組むために、平成 23 年（2011 年）3 月に策定した「甲賀市就労支援計画」を見直し、「第２次甲賀市就労支援計画」を策定するものです。

第１章　第２次甲賀市就労支援計画の基本的な考え方

１．計画策定の目的

第２次甲賀市就労支援計画は、「物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人（以下『就職困難者等』と呼びます。）」の就労促進に向けて、国や県をはじめ、関係機関や団体などと連携・協力するとともに、企業・事業所などの理解や協力を得ながら、基本的な権利である「就労」を促進することができる社会の実現を目指すとともに、より多くの人びとが働き、自立し、自己実現を図ることを通して活力のある社会の確立を目指します。

２．計画の対象者

本計画は、就職困難者等を対象とし、具体的に次のような人を想定しています。

（１）障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など）があり働くことが困難な人
（２）子育てなどのため働くことが困難なひとり親（母子・父子）家庭の保護者
（３）同和問題などの歴史的・社会的な偏見などに起因する理由により働くことが困難な人
（４）年齢などの理由により、働くことが困難な中高年齢者
（５）国籍に対する社会的な偏見、言葉や社会風習など、コミュニケーションの問題などのために働くことが困難な人
（６）就職への不安や仕事のブランクなどの理由により働くことが困難な若年者（学卒無業者など）
（７）その他、社会的援護を必要とし、働くことが困難な人

３．計画の期間

第２次甲賀市就労支援計画は、「第２次甲賀市総合計画」他、その他関連計画と整合を図りつつ、平成 29 年度（2017 年度）から 平成 32 年度（2020 年度）の 4 か年の計画とします。

なお、今後の社会情勢や経済情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

４．計画の推進に向けた各機関などの役割

就職困難者等の就労を促進するためには、国や県、関係機関・団体などとの連携・協力が必要不可欠です。

そこで、本計画では、各機関が連携・協力しながら取り組み、推進していくために必要な役割を次のように定めます。

（１）市の役割

市は、関係機関などと連携を図りつつ、就職困難者等を対象とする就労に関する施策を展開していきます。

①各種市民サービスの総合的な活用

保健・介護・福祉・教育・生活など、自立生活に関するさまざまな悩みや心配ごとなどの相談事業の実施と総合的なサービスの活用を図ることにより、就労阻害要因を解消します。

②企業・事業所や関係機関とのネットワークの充実

企業・事業所や関係機関、団体などとの連携を強化し、就労阻害要因を解消・克服する施策や事業を企画・実施します。

③人権意識の啓発促進

就職困難者等の就労に関して、人権啓発活動の充実を図るなど、企業・事業所や地域社会などの理解を促進します。

（２）国および県に期待する役割

就職困難者等の就労阻害要因の解消・克服のための職業相談、職業紹介や各種制度や施策、事業に関する情報の提供、企業・事業所との情報交換や就労支援事業を支えるネットワークづくりなどを期待します。

①活用できる施策・事業などに関する情報提供

就労阻害要因の解消に資する各職業相談、職業紹介、各種助成制度や補助制度、講座・訓練などの情報を迅速に提供し、円滑な活用に向けた助言や支援を行うこと。

②就労に関する事例の提供と支援

国や県などが有する就労に関する事例などを積極的に活用し、個別ケースの検討などに際しての情報提供や、研修や会議を通した情報共有、また専門的見地からの助言を行うこと。

③人権施策の推進と指導

就職困難者等の採用や人事に関する公正な対応に関して、企業・事業所への啓発の推進と問題ケースなどに対する指導を行うこと。

（３）企業・事業所に期待する役割

企業・事業所における就職困難者等の雇用機会の創出や公正な採用選考システムの確立、障がい者支援施設などへの業務発注、体験実習の受け入れなど、雇用の促進に向けた取組を期待します。

①雇用機会の創出・維持

雇用機会の創出や雇用の維持（障害者雇用率の遵守など）に努めること。

②雇用環境の改善

適正な労働条件の確保や福利厚生の充実、多様な就労形態に応じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現などに努めること。

③就職困難者等に対する間接的支援

就職困難者等の就労阻害要因の解消に向けた積極的な支援・協力、体験実習の受け入れや業務・仕事の発注などを推進すること。

④公正な採用選考システムの確立

人権尊重の理念に基づいた公正な採用選考システムの確立を図ること。

⑤人権教育の推進

あらゆる差別の解消に向けて、企業内人権教育の充実を図ること。

⑥就職困難者等の定着促進の取組

就職困難者等の定着支援や相談体制の整備に努めること。

（４）学校・教育機関などに期待する役割

①職業観育成事業などの充実

キャリア教育などを通じた職業観の育成や進路保障・進路確認を適切に行うこと。

②公正な採用選考システムの促進

高校生の採用選考時における不適正質問、社用紙問題の改善などについて取り組むこと。

③学卒無業者への対応

学卒無業者の就労に向けた支援を行うこと。

（５）地域社会・関係機関などに期待する役割

①日常的な支援

就職困難者等の日常的な支援・助言・指導・見守りなどを行うこと。

②就労支援の取組

就職困難者等の就労促進に向けた教育・訓練の充実や就業機会の拡大に努めること。

５．第１次甲賀市就労支援計画の取組

甲賀市就労支援計画は、住民一人ひとりの生き方に大きく関わる「就労」を実現するために、関係機関が連携して支援する取組に向けた計画です。「第１次甲賀市就労支援計画」においては、就職困難者等の就労阻害要因を取り払い、解決し、「就労」を実現するために、必要と考えられるさまざまな施策・事業を 4 つの「就労支援事業メニュー」として類型化しました。

この「第１次甲賀市就労支援計画」における成果と課題について、4 つのメニューに合わせて、次のように整理しました。

（１）「就労」について本格的に取り組むためのメニュー
（２）「就労」を実現するためのメニュー
（３）「就労」を地域がいっしょになって支えるためのメニュー
（４）「就労」の機会や場を確保、創出するためのメニュー

（１）「就労」について本格的に取り組むためのメニュー

就職困難者等が、育児、介護だけでなく、住宅、福祉、健康など生活のさまざまな問題に直面しても安心して「就労」を実現するため、関係各部署のさまざまな事業を通じて、就職困難者等への支援を行い、一定の成果をあげてきました。

特に、平成 27 年（2015 年）4 月から、生活困窮者自立支援法が施行され、本市においても生活支援課に「生活支援窓口」を設置し、より生活相談がしやすい体制を取ることができるようになりました。一方で、就職困難者等の属性ごとに担当部署が分かれてしまうため、今まで以上に各担当部署間での情報共有と支援のための連携を密に取る必要があります。

そのため、ケース会議や連絡会議などにおいて、事例報告や事例検討を行い、就労支援のための情報交換を綿密に行えるような体制を確立していくことが課題となります。

①自立生活のための相談や支援の総合的な展開

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度 実績値	平成24年度 実績値	平成25年度 実績値	平成26年度 実績値	平成27年度 実績値	成果	課題
生活支援課	生活支援窓口の開設	相談受付件数 新規相談者数	－	－	－	－	2,532件 227人	平成27年4月から、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活支援窓口を設置し、就労支援員を1人、相談支援員を1人配置した。	関係機関との連携強化が必要である。
長寿福祉課	高齢者の介護総合相談	地域包括支援センター総合相談件数	1,849件	2,015件	1,920件	2,057件	2,499件	相談窓口の啓発などにより、総合相談件数は年々増加している。平成28年2月より市内の介護保険事業所でも相談が受けられる体制を整備した。	単身高齢者および高齢者世帯増加に伴う、総合的な生活支援施策の検討が必要である。
発達支援課	発達障がい者の総合相談	相談件数 内、進路・就学相談件数 内、就労相談件数 ※H26は、進路・就学・就労合わせて集計	－	－	－	3,427件 573件	2,369件 320件 95件	相談を実施するとともに、適切に関連各所につなげるべく、平成27年4月より、発達支援システム推進検討会を設置。その仕組みを構築するために、検討会を実施した。	自分の特性理解ができないまま失敗経験を重ね、自己肯定感が低下してしまっている人が、自信を回復し、就労のためのスキルを身につける場が乏しい。（相談だけでは解決しない）
社会教育課	無職少年対策	少年センター相談件数の内、就職・仕事についての相談件数	250件	47件	57件	34件	69件	少年センターに無職少年対策指導員1名を配置し、ハローワークや企業との連携により安定就労につながるよう、就労に関する相談や就労支援を行った。	就労のためには、家庭内での保護者の承諾、勤務先の理解や、通勤手段の確保、年齢の制限など、さまざまな課題がある。
商工政策課	就労相談窓口	就労相談を実施した件数 ※なお、平成27年度から就労相談員が5人→2人	1,624件	2,208件	3,025件	2,260件	896件	各公民館、地域総合センターで、巡回方式にて就労相談を実施した。	相談者の高齢化に伴い、本人の身体的条件や家族の状態など、関連する事項が増えるため、関連部署との連携の必要性が増している。

②総合的、継続的なケアマネジメントの実施

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
生活支援課	就労相談および助言指導	自立相談支援事業による就労支援を行った人数	－	－	－	－	44人	就労に向けた助言や同行訪問を行うなど就労に向けた支援を行った。	就労に対して意欲が向上する支援を行う必要がある。
こども未来課	一時預かり保育事業	利用延べ人数	－	1,785人	3,289人	3,334人	3,954人	仕事や病気などで、緊急や一時的に保育を必要とする方々への一時預かりを実施し、市民が安心して子育てができる環境を整備した。	受け入れ側の体制が整わず、十分に受け入れができないケースがある。また、受け入れ可能な生後6ヶ月の翌月からの利用周知が十分にはできていない。
こども応援課	病後児保育事業	登録者数 利用延べ人数（年度末）	59人 53人	80人 51人	71人 60人	76人 15人	86人 12人	病気の回復期で、集団保育が難しく、家庭での育児が困難な時期に、一時的な預かりとして保育の提供をした。	病後児保育事業については、水口子育て支援センターで実施しており、看護師1名を配置している。1日あたりの定員は4名としているが、利用者の症状が異なるなどで複数を受け入れることが難しい。

③生活援助・支援サービスの充実

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
生活支援課	生活保護費の支給	被保護世帯数 被保護人員数 支給額	218世帯 307人 489,905,257円	248世帯 347人 496,028,542円	259世帯 358人 552,805,384円	259世帯 357人 545,492,811円	261世帯 356人 597,568,268円	国の基準に基づき扶助費の適正な支給を行った。	就労意欲に欠けたり生活に乱れのある人への指導や訓練の場づくりが必要である。
こども応援課	ファミリーサポートセンター 事業	登録件数 利用延べ件数	236件 360件	264件 322件	294件 668件	277件 624件	307件 656件	保育園や児童クラブのお迎えや、生活困窮者世帯対象の学習支援事業の送迎などで利用があった。	ファミリーサポートセンター事業で、子どもを預かるなどの援助活動ができる提供会員が不足している。
こども応援課	母子家庭自立支援教育訓練給付事業	自立支援教育訓練給付金利用件数（取得資格）	1件 （ホームヘルパー2級）	0件	0件	0件	1件 （社会福祉士合格指導講座）	母子自立支援員との面談の中で、制度の利用を進め、本人の積極的な能力開発の取組を支援し、自立を支援した。	制度利用者が少なく、制度の周知が必要である。
学校教育課	奨学金給付制度	給付人数 【給付金額】 （高校月額5,000円 専門・大学月額15,000円）	高校　7人 専門　3人 大学　33人 合計　43人 6,880,000円	高校　14人 専門　6人 大学　33人 合計　53人 7,595,000円	高校　11人 専門　10人 大学　31人 合計　52人 7,980,000円	高校　15人 専門　10人 大学　39人 合計　64人 9,450,000円	高校　24人 専門　10人 大学　37人 合計　71人 9,870,000円	奨学資金の給付を実施することで 経済的に高等学校などへの修学を支援し、地域社会に貢献できる人材育成の一助となった。	継続した広報、周知が必要である。

④居住の場の確保

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
生活支援課	住宅手当(H23～H24) 住宅支援給付金(H25～H27) 住居確保給付金(H27)の支給	支給延べ人数 支給金額	住宅手当 397人 14,873,400円	住宅手当 488人 18,300,900円	住宅支援給付金 191人 7,592,900円	住宅支援給付金 143人 5,505,700円	住宅支援給付金 9人 1,271,300円 住居確保給付金 11人 1,435700円	離職などにより経済的に困窮し住居を失うおそれのある者に対し、住居確保給付金を支給し、安定した住居の確保と就労自立への支援を行った。	住居確保給付金の支給期間中に就労できるように支援を行う必要がある。

⑤企業・事業所等に対するCSR等、法律・制度の周知徹底や事業主に対する啓発指導

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
商工政策課	事業所内公正採用選考・人権啓発にかかる企業訪問での人権啓発	訪問企業数	301社	300社	296社	218社	215社	毎年度、対象企業・事業所へ、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による訪問を実施し、啓発を実施した。	平成27年度末時点で、企業訪問を実施した215社のうち約25%に当たる55社が人権啓発基本方針未設置であり、引続き啓発・指導が必要である。
人権推進課	男女共同参画の推進	啓発紙配布企業数 講演会参加人数(平成26年度より)	―	300社	513社	290社 229人	285社 239人	企業・事業所に対して啓発紙を配布した。 また、企業・事業所を対象とした講演会を開催した。	セクシュアル・ハラスメント防止対策は進んでいる傾向にあるが、引き続き取組が必要である。 また、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整えることが必要である。

（２）「就労」を実現するためのメニュー

就労を実現するためには、就労する本人が、就労の機会を逸せず、積極的に技術や技能、経験を積む必要があります。本市でも、独自の事業として、さまざまな資格取得補助や訓練講座などの制度をつくり提供しています。

しかし、制度は創設されているものの、残念ながら利用者は非常に少ないというのが現状です。

同じように、就労機会の創出として、本市で開催している甲賀 JOB フェア（合同就職面接会）と障がい者就職面接会についても参加者は少なく、企業・事業所からの求人を満たすだけの内定者がいない状況です。

これら能力開発や職業体験、雇用・就労情報の提供を実施しても、その情報を届けたい就職困難者等に十分に届いておらず、どのようにして、制度や就労機会を必要としている就職困難者等に周知・広報を実施していくかが課題となります。

①職業能力開発の活用促進

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
商工政策課	技能取得訓練受講補助制度	利用件数 支給金額	1件 187,000円	1件 274,200円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	平成25年度から平成27年度において、制度利用者なし。	平成24年度の利用が最終であり、制度自体のPRが必要である。
こども応援課	訓練・講習の案内（パソコン教室など）	相談件数	－	－	20件	16件	20件	ハローワークや県からの案内チラシなど、相談者へ必要に応じて周知案内した。テクノカレッジ草津での訓練コースにつないだケースもあった。	本人の就労への意識が必要である。また、開催場所や日程、訓練講習内容により、受講にまで結びつきにくい。

②職業体験等の機会充実

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
商工政策課	甲賀市企業人権啓発推進協議会主催のパソコン教室	開催日数 参加者数	－	6日 7人	5日 6人	5日 6人	5日 6人	毎年度、甲賀市企業人権啓発推進協議会会員企業協力のもと、9月に全5回のカリキュラムで実施した。	受講後、知識を生かし、就労される人もおられる一方、受講者の操作レベルや理解度がまちまちであり、受講者にとって適切な進行スピードの把握が必要である。

③雇用・就労情報の提供

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
商工政策課	甲賀JOBフェア(合同就職面接会)の開催	参加企業数 参加者数 内定者数 就職者数	－	－	25社 144人 22人 18人	31社 110人 22人 13人	31社 124人 12人 12人	平成25年度から、8月に甲賀JOBフェア（合同就職面接会）として30社ほどの市内企業・事業所と学生・若年求職者のマッチングイベントを開催した。	同様のイベントが滋賀県内でも増えており、求職者を集めるための広報をどのようにするか、また、来られた求職者と企業側でのマッチングをいかにして増やしていくかが課題である。
商工政策課	障がい者就職面接会の開催	参加企業数 参加者数 就職者数	－	－	－	8社 41人 3人	8社 35人 7人	平成26年度から、11月に障がい者就職面接会として10社ほどの市内企業・事業所と障がい者の方々とのマッチングイベントを開催した。	出展企業・事業所を集めることが難しく、障がい者雇用等をする企業・事業所を掘り起こすことが課題である。
障がい福祉課	甲賀地域自立支援協議会の福祉的就労対策検討委員会における福祉事業所合同説明会の開催	参加者数	24人	22人	27人	28人	35人	本人や保護者へ複数箇所の施設などの情報を提供することができた。施設側においても保護者などのニーズを把握することができた。	対象者は年々変わっていくため、継続した開催が必要。また、進路調整に対応するため開催時期の検討や参加できなかった人への周知方法の工夫が必要である。
社会福祉課	「福祉の職場説明会」の開催	職場説明会の開催回数 説明会への来場者数	2回 33人	2回 81人	2回 55人	2回 57人	2回 61人	甲賀市・湖南市地域福祉人材確保事業推進協議会主催で、毎年度、甲賀市、湖南市でそれぞれ1回ずつ開催し、福祉の仕事を希望する人と事業所、社会福祉法人などのマッチングを実施した。	福祉の仕事への関心を高め、多くの就職希望者の参加が得られるよう、開催案内などについての周知方法の検討が必要である。

（3）「就労」を地域がいっしょになって支えるためのメニュー

就労の受け入れ先は、最終的に企業・事業所であり、これら企業・事業所が就職困難者等の特性を理解し、能力に基づいた採用を実施していくことが必要不可欠です。

本市では、事業所内公正採用選考・人権啓発推進にかかる企業訪問や研修などの事業を通して企業・事業所に人権啓発の推進を行ってきました。

しかし、企業・事業所ごとの人権啓発の取り組みは、非常にバラつきがあり、積極的、自発的に実施されている企業・事業所と、消極的な企業・事業所に二極化している傾向があります。

今後は、消極的な企業・事業所に対して、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による企業・事業所への継続的な企業訪問や啓発活動などの実施と、啓発活動に携わる人権啓発推進班員や企業啓発指導員、就労相談員のさらなるスキルアップが課題となります。

①企業等への補助金や助成金の情報提供

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
商工政策課	地場産業振興事業として陶業後継者育成修学資金の貸与	貸与件数 貸与金額	3件 2,328,000円	2件 1,200,000円	4件 1,200,000円	2件 1,200,000円	1件 720,000円	陶業後継者修学資金の貸与を受けた修学者が信楽焼の関連事業所に就職した。	修学終了後、陶業関係事業所に就業するが長続きしないなど、後継者不足が深刻である。

②市民や企業・事業所への人権啓発

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
商工政策課	市主催企業向けの人権研修	人権研修会開催回数 参加企業数 参加者数	2回 352社 498人	2回 237社 379人	2回 339社 498人	2回 292社 478人	2回 306社 486人	企業・事業所の公正採用選考・人権啓発担当者や新就職者などを対象とした研修を実施した。	企業規模を問わず、さまざまな業種の企業・事業所に参加いただいているが、その後、自社での啓発につなげてもらえるような研修情報の提供が必要である。
	甲賀市企業人権啓発推進協議会での研修の実施	企業対象人権研修会開催回数 参加者数	4回 285人	4回 266人	4回 290人	4回 275人	4回 285人	経営者トップ研修、人権フォーラム、障がい者雇用にかかわる学習・懇談会、従業員対象フィールドワークなどを実施した。	さまざまな観点から企業・事業所への啓発セミナー、イベントなどを企画しているが、参加企業に偏りがあり、さらに広く様々な企業・事業所に参加してもらえるよう協力して企画を練ることが必要である。

③企業・事業所で構成される各種団体のネットワークの設置

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
商工政策課	甲賀市工業会、甲賀市企業人権啓発推進協議会、甲賀市商工会などとの情報交換の実施	甲賀広域職業対策連絡協議会との交流研修会への参加回数	1回	1回	1回	1回	1回	甲賀市企業人権啓発推進協議会会員企業と甲賀広域職業対策連絡協議会との交流研修会により、意見交換・情報交換を図った。	情報交換の場を活かして、各団体との連携を図ることが必要である。

④関係者の資質向上のための事業

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
商工政策課	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員向けの人権研修の実施	人権研修開催回数 人権研修参加人数	2回 254人	2回 317人	2回 293人	2回 237人	2回 186人	毎年度、事業所内公正用選考・人権啓発として7～8月に企業訪問を実施するが、その推進班員に向けた人権セミナーを実施し、知識・能力の向上と情報提供を図った。	業務との兼ね合いで、参加率が減少傾向にあるため、参加への積極的な呼びかけが必要である。
人権推進課	人権教育連続セミナーなどの研修機会の提供	人権教育連続セミナー開催回数 年間参加者数（内フィールドワーク参加者数）	15回 2,035人 （30人）	15回 1,500人 （20人）	11回 1,302人 （34人）	11回 1,240人 （33人）	11回 1,036人 （41人）	市が主催する研修機会の提供に加え、企業訪問時に人権教育連続セミナー年間計画表や人権研修用貸出DVD一覧の提供を行い、研修機会を広く周知した。	窓口担当者や代表者、管理職への積極的な参加を呼びかけるとともに、魅力的な内容設定が必要である。
職員課	相談業務スキルアップ講座の実施	講座開催回数 参加延べ人数 参加実人数	5回 125人 30人	4回 80人 26人	3回 32人 19人	3回 78人 36人	3回 59人 31人	講座へ参加してもらうことで、相談者の能力開発、向上を図ることができた。	相談業務を担っている職員が業務の特性上、講座への参加が困難である。

（４）「就労」の機会や場を確保、創出するためのメニュー

企業・事業所への就労だけでなく、そのほかの身近な地域においての就労の機会を創出するにあたり、専門機関などとの連携や、企業との情報交換については、甲賀JOB フェア（合同就職面接会）や障がい者就職面接会などの就職面接会のイベントを通じて、定期的にさまざまな専門機関、企業・事業所の状況や意見を伺うことができ、それを次の就職面接会などに反映させることができました。

また、障がい者の就労機会を増やすため、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から施行された障害者優先調達推進法を受けて、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日から、市内の就労支援施設で構成された甲賀市障がい者就労支援部会が立ち上げられました。

市や企業からの清掃作業などの委託業務を一括して受注することで、各施設で効率的、公平に業務の受入れができるようになり、より多くの障がい者の就労機会を設けることができるようになりました。

しかし、それらは、いわゆる福祉的就労として就労訓練事業や就労移行支援事業などのサービスを受給している障がい者の就労であり、今後は一般就労へどのようにつなげていくかが課題となります。

①地域資源の活用促進

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
商工政策課	創業支援事業	創業塾受講者数 内、創業者数	－	－	－	－	36人 2人	平成27年5月に産業競争力強化法などに基づく「創業支援計画」の認定を取得し、甲賀市商工会および関係機関と連携を図りながら創業窓口の設置、特定創業支援事業である創業塾の開催など、創業者支援事業を推進した。	実際の創業に向けて創業計画策定の際の指導や助言など、具体的な支援が必要である。

②専門機関等との連携強化

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
商工政策課	ヤングジョブセンター滋賀、環びわ湖地域コンソーシアム、ハローワーク甲賀との連携	甲賀JOBフェアの開催日と協力内容	－	－	9/18開催 若年求職者への周知とJOB当日の求職者への助言など	8/6開催 若年求職者への周知とJOB当日の求職者への助言など	8/4開催 若年求職者への周知とJOB当日の求職者への助言など	甲賀JOBフェア開催にあたり、学生への周知やイベントスタッフとして運営に参加いただき、アドバイスなどをいただいた。	県内就活イベントの開催日程などに偏りが見られる。市町や労働局など主催者・専門機関が連携強化・情報共有し効果的な開催に繋げることが必要である。

③新しい「働き方」の模索

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
商工政策課	甲賀市シルバー人材センターへの業務委託	委託件数 契約金額	344件 56,956,449円	359件 58,954,644円	356件 57,315,798円	375件 54,354,885円	363件 52,046,554円	毎年度、シルバー人材センターには公共施設管理業務委託として、350件前後の委託を実施した。	委託は今後も続けたいが、働く高齢者側の変化もあり、こちらが求めている清掃や草刈などの業務を受けていただけるシルバー会員が減ってきている。
障がい福祉課	甲賀市障がい者就労支援部会への業務委託	各課からの発注件数 発注金額	－	－	－	46件 5,488,378円	65件 5,530,253円	障害者優先調達推進法に基づき、甲賀市障がい者就労支援部会へ公共施設管理等業務委託した。年度途中の発注については、部会を通さず、各課から直接委託を実施した。	業務内容や事業所の体制によって、受注できる事業所の片寄りがある。

④企業との情報交換の場

担当課	事業概要	実績値の説明	平成23年度実績値	平成24年度実績値	平成25年度実績値	平成26年度実績値	平成27年度実績値	成果	課題
商工政策課	事業所内公正採用選考・人権啓発にかかる企業訪問での情報交換	訪問企業数	301社	300社	296社	218社	215社	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による訪問を実施し、各企業・事業所の意見を聞き取った。	訪問時の聞き取りの機会以外に、意見聴取する機会が必要である。
商工政策課	甲賀JOBフェア(合同就職面接会)の開催	参加企業数	―	―	25社	31社	31社	甲賀市JOBフェア(合同就職面接会)を通じて、企業・事業所の状況や意見を聞き取り、次回の就職面接会などに反映させることができた。	参加できる企業数に限りがあるため、できるだけ多くの企業との情報交換の場の確保が必要である。
商工政策課	障がい者就職面接会の開催	参加企業数	―	―	―	8社	8社	障害者就職面接会を通じて、企業・事業所の状況や意見を聞き取り、次回の就職面接会などに反映させることができた。	参加できる企業数に限りがあるため、できるだけ多くの企業との情報交換の場の確保が必要である。

第２章　甲賀市の雇用・就労状況

１．雇用・就労状況

（１）市民の雇用・就労状況

①人口の推移

本市の人口は、平成 27 年（2015 年）が 90,901 人となっており、平成 22 年（2010 年）の 92,704 人と比べ、1,803 人減少しています。

年齢別の人口構成は、「15 歳未満人口」が 2010 年に比べ 1,129 人減少しており、人口に占める割合も 1 ポイント低くなっています。一方、「65 歳以上人口」は 2,660 人で、人口に占める割合が 3.6 ポイント高くなるなど、本市においても少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

【人口の推移】

	平成22年(2010年)			平成27年(2015年)		
	合　計	男	女	合　計	男	女
総数 人口	92,704　人	46,058　人	46,646　人	90,901　人	45,070　人	45,831　人
15歳未満 人口	13,632　人	7,060　人	6,572　人	12,503　人	6,519　人	5,984　人
15歳未満 人口割合	14.8　%	15.6　%	14.1　%	13.8　%	14.6　%	13.1　%
15～64歳 人口	58,002　人	29,662　人	28,340　人	54,758　人	28,123　人	26,635　人
15～64歳 人口割合	63.0　%	65.4　%	60.8　%	60.5　%	62.8　%	58.3　%
65歳以上 人口	20,365　人	8,638　人	11,727　人	23,205　人	10,148　人	13,057　人
65歳以上 人口割合	22.1　%	19.0　%	25.1　%	25.7　%	22.7　%	28.6　%

資料：国勢調査

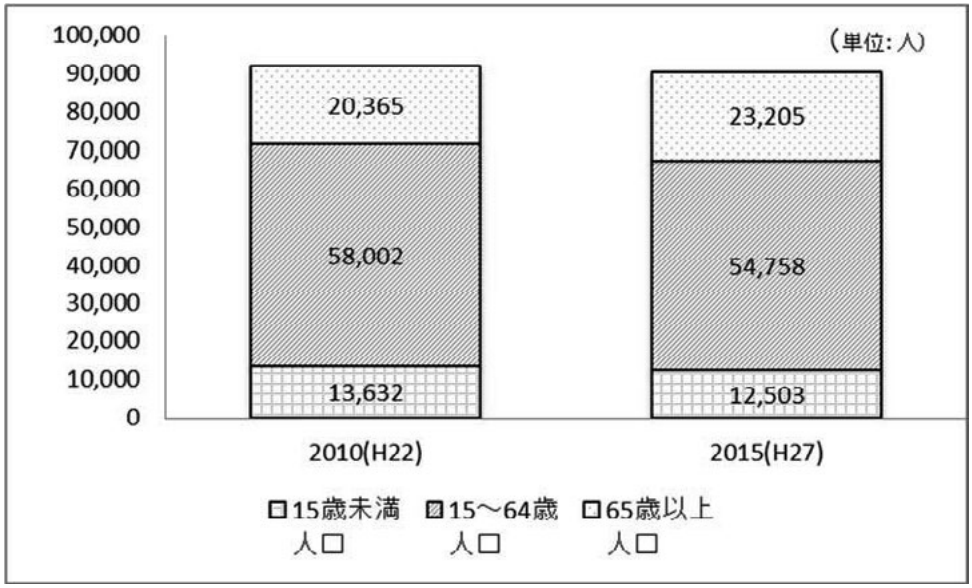

②労働力人口の推移

本市の平成 22 年（2010 年）の 15 歳以上の人口は 78,367 人となっており、そのうち、「就業者」は 45,798 人（15 歳以上人口に占める割合 58.4%）となっています。「完全失業者」は 2,159 人（同 2.7%）となっており、これらを合わせた「労働力人口」は 47,957 人（同 61.1%）となっています。

家事や通学、定年退職などが含まれる非労働力人口は 65 歳以上人口の増加（5 年間で 1.1 倍）に伴って、全体的に増加傾向にあります。

【労働人口】　（単位：人）

年齢		総数	労働力人口					非労働力人口			
			総数	就業者			完全失業者	総数	家事	通学	その他
				総数	主に仕事	休業者					
平成22年（2010年）	総数	78,367	47,957	45,798	38,470	684	2,159	28,682	12,867	4,916	10,899
	15-29	15,005	8,859	8,276	7,278	112	583	5,675	675	4,877	123
	30-39	12,387	10,300	9,880	8,638	175	420	1,677	1,552	21	104
	40-49	11,411	9,892	9,585	8,087	79	307	1,209	1,090	5	114
	50-59	12,233	10,239	9,866	8,494	89	373	1,818	1,576	2	240
	60-64	6,966	4,398	4,099	3,295	81	299	2,483	1,811	0	672
	65-	20,365	4,269	4,092	2,678	148	177	15,820	6,163	11	9,646
平成17年（2005年）	総数	79,218	50,104	48,411	40,379	632	1,693	28,086	11,773	5,310	11,003
	15-29	16,613	9,854	9,222	8,193	112	632	6,427	966	5,266	195
	30-39	12,591	10,309	9,997	8,563	159	312	2,006	1,847	25	134
	40-49	12,103	10,696	10,479	8,722	76	217	1,247	1,107	10	130
	50-59	13,780	11,532	11,247	9,681	93	285	2,128	1,821	6	301
	60-64	5,504	3,269	3,114	2,381	51	155	2,200	1,480	0	720
	65-	18,627	4,444	4,352	2,839	141	92	14,078	4,552	3	9,523

注）総数には「不詳」を含む　資料：国勢調査

③就業者数の推移

平成 22 年（2010 年）の産業分類別の就業者数は、「製造業」が 33.8%を占めており、次いで「卸売・小売業」13.4%などで従事されています。平成 17 年（2005 年）に比べ、「医療・福祉」の割合が高くなっています。

【産業分類別就業者数】

	平成22年(2010年)		平成17年(2005年)	
総数	45,798	100%	48,411	100%
農業	1,628	3.6%	2,443	5.0%
林業	123	0.3%	48	0.1%
漁業	2	0.0%	4	0.0%
鉱業	32	0.1%	30	0.1%
建設業	2,561	5.6%	3,266	6.7%
製造業	15,470	33.8%	16,740	34.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	113	0.2%	143	0.3%
情報通信業	243	0.5%	284	0.6%
運輸業	2,156	4.7%	2,160	4.5%
卸売・小売業	6,135	13.4%	6,650	13.7%
金融・保険業	648	1.4%	721	1.5%
不動産業	295	0.6%	205	0.4%
飲食店，宿泊業	1,852	4.0%	1,246	2.6%
医療，福祉	4,254	9.3%	3,795	7.8%
教育，学習支援業	1,669	3.6%	1,813	3.7%
複合サービス事業	430	0.9%	739	1.5%
サービス業(他に分類されないもの)	5,039	11.0%	6,228	12.9%
公務(他に分類されないもの)	1,274	2.8%	1,489	3.1%
分類不能の産業	1,874	4.1%	407	0.8%

資料:国勢調査

平成 22 年（2010 年）の職業分類別の就業者は、「生産工程・労務」が 27.9%を占めており、次いで「事務」が 15.5%、「専門的・技術的」が 12.3%「販売」が 10.1%などとなっています。

【職業分類別就業者数】

	平成22年(2010年)		平成17年(2005年)	
総数	46,142	100.0%	48,411	100.0%
専門的･技術的	5,660	12.3%	5,575	11.5%
管理的	988	2.1%	1,061	2.2%
事務	7,160	15.5%	8,150	16.8%
販売	4,663	10.1%	5,020	10.4%
サービス	4,490	9.7%	3,866	8.0%
保安	510	1.1%	570	1.2%
農林漁業	1,933	4.2%	2,449	5.1%
運輸･通信	1,229	2.7%	1,517	3.1%
生産工程･労務	12,886	27.9%	19,804	40.9%
建設･採掘	1,601	3.5%		
運搬･清掃･包装	3,195	6.9%		
分類不能の職業	1,827	4.0%	399	0.8%

資料:国勢調査

（２）市内の企業・事業所の状況

甲賀市の工業は、古くは、天平年間（745 年）に、聖武天皇が信楽に都を造営したとき、職人により銅の精錬や工具の製造がされたのに始まるとされ、その技術は、信楽焼や、行商を通して盛んになった薬業に伝承され、地場産業として育ってきました。

高度経済成長期以降、大規模な工業団地開発が行われ、京阪神や中部といった大都市圏の中間に位置する地理的条件などもあり、内陸型工業を中心に企業立地が進んできました。

とりわけ平成 16 年（2004 年）の甲賀市誕生以降、市内 3 箇所にＩＣが設けられた新名神高速道路の開通（平成 20 年（2008 年）春開通）により、さらなる物流の向上が期待されます。

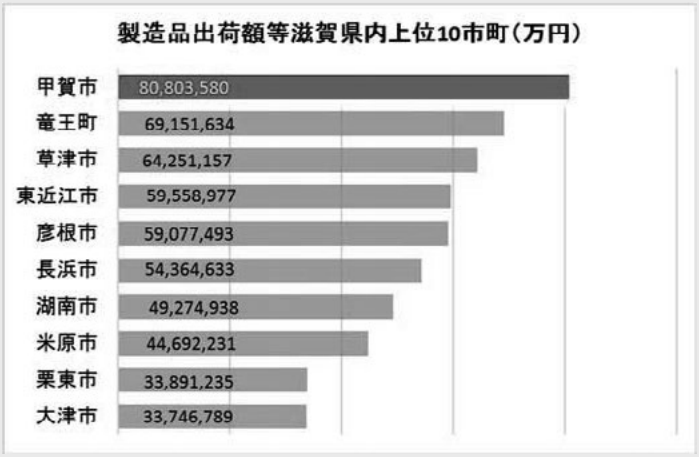

（経済産業省：平成 26 年　工業統計調査より）

産業（中分類）別事業所数は、窯業・土石、金属製品、一般機械の上位 3 事業が全体の 4 割を越えています。産業（中分類）別製造品出荷額は、化学工業、生産用機械、輸送機械の 3 業種で 5 割を越えており、内、化学工業は全体の 40%を占めています。

近年、自動車関連産業や電子デバイス、化学産業などを中心に、立地企業数、工業出荷額とも順調に推移し、平成 18 年（2006 年）の工業出荷額では、県内市町で初めて 7 千億円を超え、県全体の約 1 割を占めるに至っています。以来、9 年連続して県内市町では最大の工業出荷額を誇り工業集積地としての地位をゆるぎないものとしております。甲賀市では新名神高速道路、国道 1 号・国道 307 号といった広域交通網や地理的優位性を活かすためのインフラ整備も順次進められており、今後も企業進出や工業の発展が大きく期待できる地域です。

求人・求職について

○職種によって求人と求職のバランスの差が大きく、特に「事務的作業」は求人倍率が低く、市内での働き口が不足しています。
○近年「販売の職業」「サービスの職業」の求人が増加傾向にあり、特に、「技能工、製造等」は求人が増加しており、求人倍率は 1.29 となっています。
○「事務的職業」を求職する 20 歳代から 40 歳代の女性は多くいますが、市内での求人数が少ないため求人倍率は一般 0.47、パート 0.57 にとどまっています。

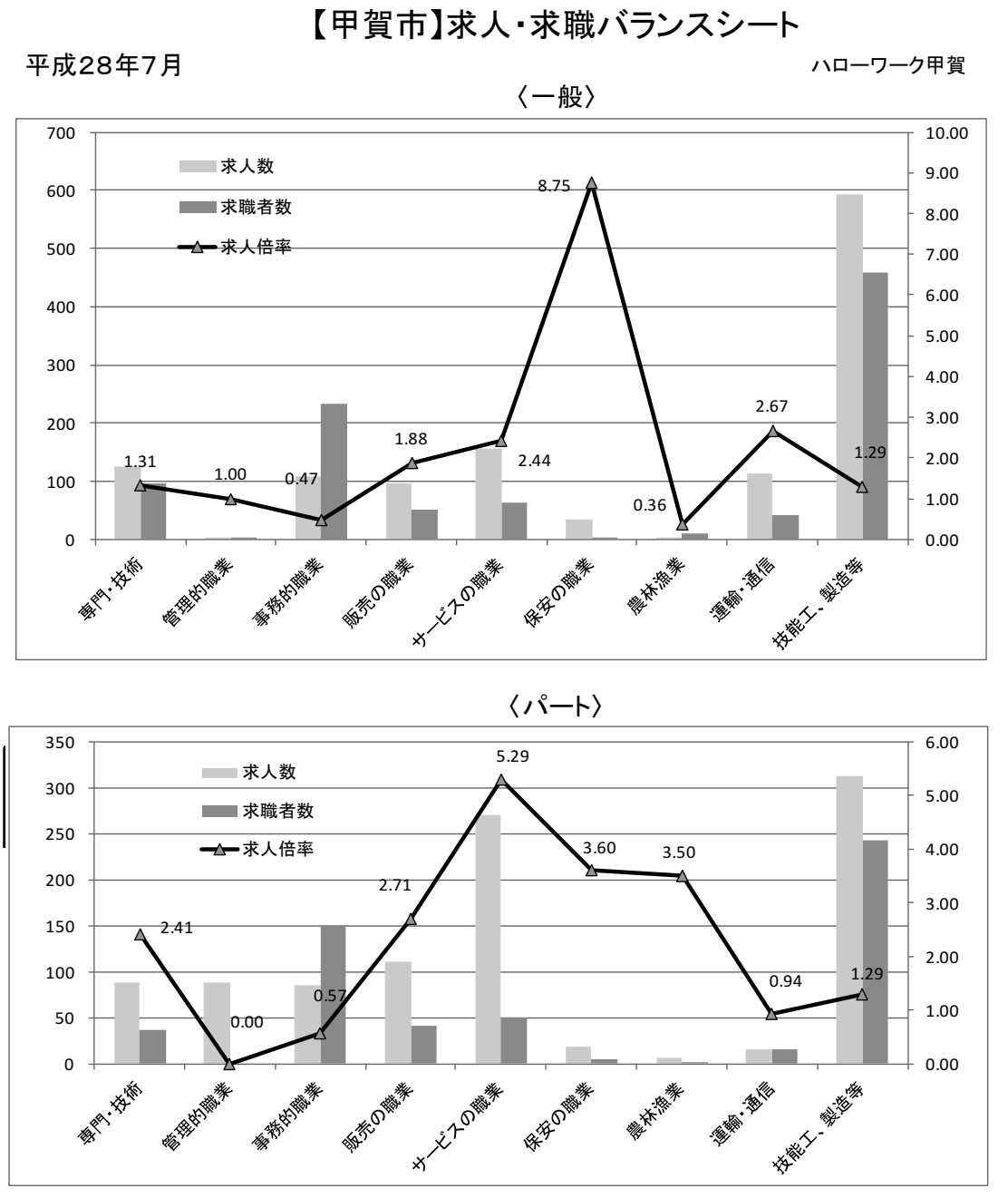

資料：ハローワーク甲賀

■求人数の推移

過去４年間、７月時点でのハローワーク甲賀管内の職種別求人数をみると、「サービスの職業」の求人は増加傾向にあり、一方で「専門・技術・管理的作業」は減少傾向にあります。最も求人数が多いのは「技能工・採掘・製造の職業」ですが、年によって求人数が激しく増減しています。

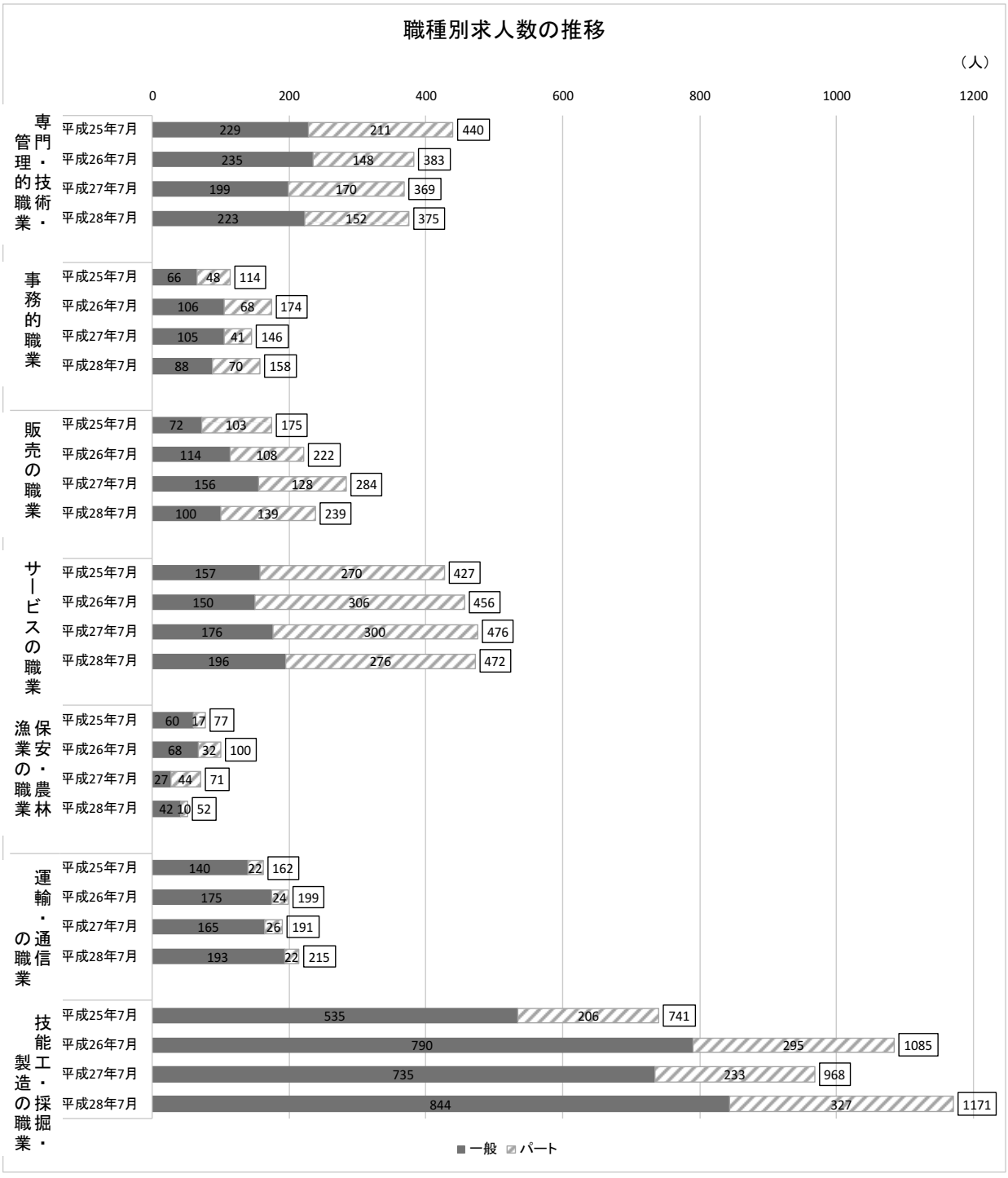

資料：ハローワーク

■求職者の構成

平成 28 年 7 月の時点での甲賀市内の求職者の年齢・職種の内訳をみると、最も多い年代は、「55 歳以上」となっています。

男女とも「技能工・採掘・製造等」を希望する人が多く占めていますが、「求人と求職のバランス」で記したように求人数に対して求職者が下回っており、働き手が不足の状況にあるといえます。

女性の 20 歳代から 40 歳代に多く求められている職種は「事務的職業」となっており求職者に対する求人数が非常に少なく（一般 88 人・パート 70 人）、希望の職種に就くことのできない女性が多いものと考えられます。

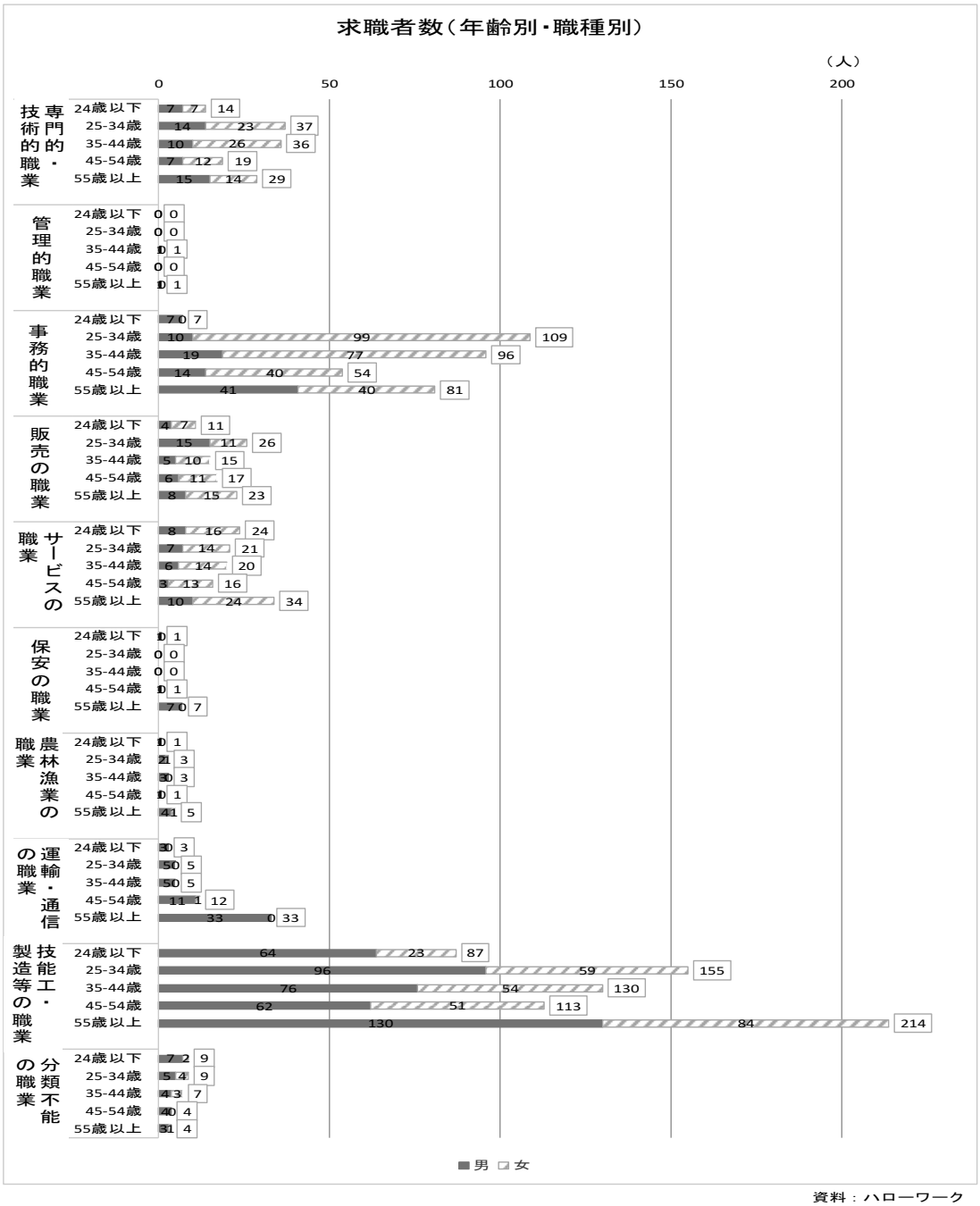

資料：ハローワーク

（３）就職困難者等の状況

各種手帳所持数については身体障害者手帳が最多となっています。

【各障害者手帳所持数について】　（単位：人）

	平成23年度末（2011年度末）	平成24年度末（2012年度末）	平成25年度末（2013年度末）	平成26年度末（2014年度末）	平成27年度末（2015年度末）
身体障害者手帳	4,063	4,187	4,322	4,325	4,342
療育手帳（知的障害）	835	862	885	920	947
精神障害者福祉手帳	460	410	424	438	482
計	5,358	5,459	5,631	5,683	5,771

資料：甲賀市障がい福祉課

母子父子の家庭の状況については、女親と子どもからなる世帯が多く、平成 22 年（2010 年）より 239 人増えています。

【母子父子家庭の状況】

2010年（平成22年）		2015年（平成27年）	
男親と子どもからなる世帯	女親と子どもからなる世帯	男親と子どもからなる世帯	女親と子どもからなる世帯
358	1,927	403	2,166

資料：国勢調査

外国人登録者数については、ブラジルが最多となっており、次いで中国となっています。

【外国人登録者数】　（単位：人）

	ブラジル	中国	朝鮮と韓国	フィリピン	ペルー	その他	計
平成23年（2011年）12月末	1,401	470	316	194	323	159	2,863
平成24年（2012年）12月末	1,152	424	292	213	269	223	2,573
平成25年（2013年）12月末	1,112	396	287	256	281	257	2,589
平成26年（2014年）12月末	1,055	387	270	293	257	281	2,543
平成27年（2015年）12月末	1,073	388	253	333	256	339	2,642

資料：甲賀市市民課

生活保護世帯・人員数については、平成 23 年度末（2011 年度末）が 218 世帯 307 人となっており、平成 27 年度末（2015 年度末）が 254 世帯 346 人と比べ、36 世帯 39 人増加しています。

【生活保護世帯・人員数】

	平成23年度末（2011年度末）	平成24年度末（2012年度末）	平成25年度末（2013年度末）	平成26年度末（2014年度末）	平成27年度末（2015年度末）
保護率	0.35%	0.39%	0.38%	0.39%	0.38%
世帯数	234世帯	262世帯	258世帯	256世帯	254世帯
人員	330人	370人	356人	357人	346人

資料：甲賀市生活支援課

滋賀県立高等学校の中途退学者数については、中途退学者、退学率とも減少しています。

【学科別中途退学者数・中途退学率】

		普通	専門	総合	計
平成23年度（2011年度）	中途退学者(人)	191	116	42	349
	在籍者(人)	20,765	6,525	3,145	30,435
	中途退学率(%)	0.92	1.78	1.34	1.15
平成24年度（2012年度）	中途退学者(人)	213	94	28	335
	在籍者(人)	20,930	6,510	3,125	30,565
	中途退学率(%)	1.02	1.44	0.90	1.10
平成25年度（2013年度）	中途退学者(人)	226	121	39	386
	在籍者(人)	20,711	6,441	3,123	30,275
	中途退学率(%)	1.09	1.88	1.25	1.27
平成26年度（2014年度）	中途退学者(人)	192	83	39	314
	在籍者(人)	21,167	6,250	3,289	30,706
	中途退学率(%)	0.91	1.33	1.19	1.02
平成27年度（2015年度）	中途退学者(人)	137	54	38	229
	在籍者(人)	21,375	6,114	3,389	30,878
	中途退学率(%)	0.64	0.88	1.12	0.74

資料：滋賀県HP

２．雇用・就労に関する各種計画などの状況

本市における、雇用・就労に関する各種計画を整理しました。

（1）第２次甲賀市総合計画

○名　　称：第２次甲賀市総合計画
○みらい像：あい甲賀　いつもの暮らしに　「しあわせ」を感じるまち
○計画の期間：平成 29 年度（2017 年度）から平成 40 年度（2028 年度）

○施策の目的

誰もが自ら望むワーク・ライフ・バランスを選び、若者、女性、高齢者等が地域や職場で活躍している。

○取組の方向

■就労支援の促進
特に若者、女性、高齢者、障がいのある人、外国人市民の就労支援を行うため、行政と就労関係機関との連携を強化し、技能取得支援や相談体制のワンストップ化により、さらなる就労につなげます。また、人権に配慮した職場づくりが行われるよう啓発に努めます。

■女性の活躍
男女が共に働きやすい職場づくり、地域づくりに向けた啓発を行います。また、官民連携による支援の体制強化を進めながら、女性の働く場への参画と能力発揮を促すため、再就職、起業、キャリア形成等を支援します。

■勤労者福祉の充実
企業や行政がそれぞれの役割を明確にしながら、雇用の安定や仕事と生活の調和のとれた環境の整備等、ライフスタイルの変化や多様化するニーズに合わせた勤労者福祉の充実を図ります。

（2）甲賀流まち・ひと・しごと創生総合戦略

○名　　称：甲賀流まち・ひと・しごと創生総合戦略
○基 本 理 念：市民幸福度の最大化でわがまち「甲賀」の人口減少に挑む
○計画の期間：平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）

○施策の目的

若者、女性、高齢者など、それぞれの特性を踏まえた活躍の場を提供し、多様な能力を最大限に発揮することで安定した所得を得られるよう「しごと」の選択肢をつくります。

○取組の方向

■「活躍したい」をかなえます。

地元企業などとともに市内での安定雇用の確保に努め、若者の働く意欲と能力を育み、雇用とのマッチングを支援するとともに起業支援を促進します。また、中高生に対して「ものづくり」の魅力を伝えるなど、職業教育・キャリア教育により起業家精神を育みます。

誰もが自ら望むワーク・ライフ・バランスを選び、働き方の見直しを進めるため、若者、女性、高齢者などが地域や職場で活躍できるような取り組みを進めます。また、子育てなどで活躍を中断させることのないよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

（3）甲賀市人権に関する総合計画

○名　　称：甲賀市人権に関する総合計画
○基 本 理 念：命輝き　幸せと「あふれる愛」がつながるまち　こうか
○計画の期間：平成 29 年度（2017 年度）から平成 40 年度（2028 年度）

○施策の目的

人権意識の高揚や人権問題が起こらない環境づくりと人権に関わる問題事象への取組を総合的に推進することで、人権に関する課題の達成に取り組みます。

○取組の方向

■人権教育・啓発の推進 ■相談と支援体制 ■分野別の取組 女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がいがある人の人権、 同和問題、外国人の人権、インターネットによる人権侵害、 その他さまざまな人権問題

○協働の取組

【市民・地域の役割】 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権侵害や人権侵害を助長する行為をしないために、人権学習の場に積極的に参加し、人権を自分のこととします。 地域では、区・自治会、自治振興会において人権に関する学びの場をつくるとともに、市民の身近なつながりや支え合いを大切にします。
【事業者などの役割】 企業・事業所は、その事業活動が社会や地域へ大きく影響することから、男女間の賃金格差、配置・昇進の格差、さらにはいじめやいやがらせ、パワーハラスメントなどをなくすとともに、女性や障がいのある人などが能力を十分に発揮するための職場づくりなど、人権に十分配慮した取組を行います。 職場内においては、人権が尊重された職場環境をつくるため、従業員などに対して人権研修を行います。
【行政の役割】 あらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりを達成するため、人権教育・啓発により市民の人権擁護と人権意識の高揚に努め、当事者の視点での相談体制の整備や救済制度の周知、自立につながる支援などに併せ、地域、市民活動団体や企業・事業所の取組を支援するなど、総合的に施策を推進することを責務としています。 職員は、市のすべての業務が、人権に深く関わっていることを認識し、行政サービスを提供します。

（4）第２次甲賀市男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）

○名　　称：第２次甲賀市男女共同参画計画

○基 本 理 念：女(ひと)と男(ひと)、いきいき輝く　活気あふれる　あい甲賀

○計画の期間：平成 29 年度（2017 年度）から平成 40 年度（2028 年度）

○施策の目的

甲賀市は、すべての人が、性別にとらわれることなく、自らの意思に基づき、あらゆる場面で誰もが平等に個性と能力を十分に発揮し、チャレンジや活躍ができ、それが認められるまちをめざします。

また、市民、市民活動団体、地域、企業・事業所、行政、学校など本市にかかわるすべての人々が協力し主体的に取り組みます。

○取組の方向

■働く場における男女共同参画

人口減少や少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、育児や介護など様々な理由により時間的制約がある人も、仕事か生活かの二者択一を迫られることなく働き続けることができる社会づくりに向け、子育て支援、介護などの関連施策と連携してワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

仕事と家庭を両立できる環境をつくるため、特に適切な休暇の取得や長時間労働の抑制など、働き方の見直しを進めます。

働く女性が、男性とともにその能力を十分に発揮できるように、働き方改革を推進し、男女の均等な雇用機会および待遇の確保や、女性の能力発揮のための取組（ポジティブ・アクション）が進むよう促します。

○協働の取組

【市民・地域の役割】

働きたい気持ちを大切に、自分らしく働くための知識や技能を身に付けます。

男女とも育児休暇・介護休暇を取得します。

【事業者などの役割】

女性の職域拡大のため、募集、採用、昇進、給与などにおいて性別・年齢を理由とした格差をなくします。

従業員のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりを推進します。

【行政の役割】

男女がともに働きやすい職場を促進します。

女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援をします。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

（５）甲賀市第２次障がい者基本計画・第４期障がい福祉計画

○名　　称：障がい者のための安心・交流・生きがいプラン
○基 本 理 念：みんなで向き合い、支えあう　安心・交流・生きがいのある
　　福祉のまち　甲賀
○計画の期間：平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2019 年度）

○施策の目的

障がいのある人たちが、障がいのない人と同じように、勉強をしたり、やってみたいことに取り組んだり、まちに出かけたり、友達などと交流でき、安心して豊かな人生を過ごせる社会をめざします。

○取組の方向

■それぞれの働き方・暮らし方を大切にするまち 「障がいがあるから働けない」ではなく、障がいや個性や能力に応じてどのように働けるかをみんなで考えます。本人のやる気と努力が発揮され、収入を得ることができ、生きがいを感じられる職場や就労のための援助システムをみんなでつくります。 ■生きがいを応援する就労生活サポート体制の構築 障がいのある人が地域で自立を図りながら、生きがいをもっていきいきと暮らせるよう、就労支援と生活支援を一体的に提供します。 一人でも多くの自立した一般就労者の「デビュー」を図り、その後の職場定着に向けて継続支援を行います。

○協働の取組

【市民・地域の役割】 障がいのある人が作った製品を購入し、みんなに勧めます。
【事業者などの役割】 障がいがある人の雇用を進め、働きやすい職場環境づくりに努めます。
【行政の役割】 障がいのある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズをマッチングさせ職場定着や就労に伴う支援を行います。 企業とのネットワークの構築、障がい者雇用の促進について啓発を行います。

（6）子ども・子育て応援団支援事業計画

○名　　称：子ども・子育て応援団支援事業計画
○基 本 理 念：みんなが参加し　広がる　きずな　で　子ども・子育てを応援する
　　まち　あい甲賀
○計画の期間：平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）

○施策の目的

輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちが、しなやかで・心豊かに・たくましく育つことを第一に願い、市民、団体、事業者などの多様な主体と行政が協働・連携しながら、地域全体で妊娠、出産期から切れ目のない子育てを応援します。

○取組の方向

■身近な地域での子育て支援を応援します。
　家庭および市民・地域、各種団体、企業、行政などが甲賀市の掲げる子ども・子育てに関わる基本的な考えを理解し、協働・連携による子育て支援を広げるための重層的なネットワーク構築を進めます。
■子育てと仕事の両立をめざします。
　働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や父親の子育て参加など、就労者や企業の理解と参加を促します。
　男女共同参画の理念に基づきながら、心と時間にゆとりを持ち楽しんで子育てができるよう、就労環境の改善に向け市として可能な指導や啓発に取り組みます。

○協働の取組

【市民・地域の役割】
子どもは社会の宝であることを理解し、市民・地域が「あい甲賀　子ども・子育て応援団」の一員として、子どもを見守り、育む活動を展開します。

【事業者などの役割】
雇用環境の改善や父親の育児参加を念頭においた働き方の見直し、育児休業の取得支援など、就労と子育ての両立に取り組みます。また企業も甲賀市の一員として積極的に取り組みます。

【行政の役割】
家庭をはじめ、市民および地域、各種団体、企業、学校などとの協働や国・県などとの連携により実施します。

（7）甲賀市多文化共生推進計画

○名称：甲賀市多文化共生推進計画

○基本理念：お互いの違いや良さを認め合い、ともに新しい市民文化を創造するまちづくり

○計画の期間：平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）

○施策の目的

外国人市民が積極的にまちづくりへ参画できるよう、外国人市民の暮らしやすい環境づくりを進め、日本人も外国人も共生できる地域社会をめざします。

○取り組みの方向

５つの基本目標に取り組みます。 １　ことばと情報：どこにでも誰にでも情報が届くまちづくり ２　安心と安全：誰もがふるさとと思えるまちづくり ３　参画と交流：発見がいっぱいの　交流と活躍のフィールドづくり ４　「ひと」の国際化：ちがいがわかる　グローバル市民の育成 ５　「まち」の国際化：甲賀市ならではのネットワークをめざしたまちづくり

○協働の取り組み

【市民・地域の役割】 地域の外国人と顔の見える関係づくりを進めます。 市民団体が持つノウハウ等を活かし、市と連携しながら日本語や日本の習慣等について学べる機会を提供します。
【事業所などの役割】 企業経営者研修等を通じ、経営者等の意識啓発に努めます。 外国人従業員が働きやすい環境づくりを進めます。
【行政の役割】 外国人就労者の現状把握のため、ハローワークや就労相談員との連携を図るとともに、企業への現状の聞き取り訪問を進めます。 就労につながるよう、市民団体や企業などにおいて日本語学習機会の提供に努めます。

（8）甲賀市第６期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

○名　　称：甲賀市第６期介護保険事業計画・高齢者福祉計画
○基 本 理 念：みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち あい甲賀
○計画の期間：平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）

○施策の目的

介護が必要な状態になっても、人として尊厳が保たれ、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の包括的な確保を目的に「地域包括ケアシステム（健康・いきいき・安心づくりシステム）」の早期構築をめざし、いきいき長寿社会の実現に取り組みます。

○取組の方向

高齢者にとっての仕事は経済的な意味だけでなく、生きがいや健康保持にとっても重要な役割をもっています。高齢者が就労を通して、永年積み上げてきた経験と知識を有効に活用し、地域社会に貢献できるよう支援します。

■就労機会の提供

定年後の就労支援の核としてシルバー人材センターを位置づけ、就業機会の拡大に努めます。また、地域のニーズに対応したコミュニティビジネスやＮＰＯ等の起業及び、それらの場での就業など、多様な就労の場づくりを支援します。

■雇用や人材に関する情報提供

関係機関と連携しながら、就労相談や企業訪問などを通じ、高齢者の雇用に関する情報や、知識や技術を有する人材の情報を事業者・住民相互に提供する仕組みづくりに努めます。

○協働の取組

【市民・地域の役割】

行政との協働による、高齢者が地域社会の中で経験と知識、技術を生かせる情報共有や場づくりに努めます。

【事業者などの役割】

高齢者の雇用に関する情報や知識、技術を有する人材の情報提供、また、定年年齢の引上げ等

【行政の役割】

高齢者が地域社会の中で経験と知識、技術を生かせる場づくり、また地域のニーズに対応したコミュニティビジネスやＮＰＯ等の起業及び多様な就労の場づくりを支援するとともに、雇用・人材に関する情報を事業者・住民相互に提供できる仕組みづくりに努めます。

（9）第２次甲賀市地域福祉計画

○名　　称：第２次甲賀市地域福祉計画
○基 本 理 念：人々がつながり　暮らしの中で感じる幸せを未来へつなぐまち　あい甲賀
○計画の期間：平成 29 年度（2017 年度）から平成 40 年度（2028 年度）

○施策の目的

高齢者や障がいのある人等の社会参加を促すことで生きがいややりがいを見出し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう支援します。

○取組の方向

■健康で安心な生活ができる暮らしづくり
・誰もが住みやすいまちづくりの実現
　高齢者や障がいのある人等の社会参加を促進するため、就労支援や日常生活での活躍の場の充実を図ります。
・健康寿命の延伸を支える環境づくり
　高齢者になっても自ら持つ豊富な知識や技術を有効に活用し、地域社会に貢献できるよう支援するとともに、就労機会の拡大を図ります。

○協働の取組

【市民・地域の役割】
高齢者の就労やボランティア活動への参加を呼びかけます。

【事業者などの役割】
就労機会の拡大を図ります。

【行政の役割】
高齢者や障がいのある人等の就労を支援するため、関係機関等との連携強化を図ります。

３．雇用・就労に関する各種施策などの概況

国、県および広域連携による各種の取組は以下のとおりとなっています。

（１）国の施策

就職困難者等の就労支援を行うにあたり活用すべき国(労働局、労働基準監督署、ハローワーク、保護観察所)の施策・事業は、以下のものが挙げられます。

《個人を対象とする事業》

○職業相談、職業紹介
○職業能力開発、訓練斡旋の実施
○雇用保険失業給付、就業促進手当(再就職手当・就業手当)など

・再就職手当

雇用保険の失業給付基本手当の受給資格がある人が安定した職業に就いた場合基本手当の支給残日数などが一定の要件を満たした場合に支給。

・就業手当

雇用保険の失業給付基本手当の受給資格がある人が再就職手当の支給対象とならない常用雇用など以外の形態で就業した場合、基本手当の支給残日数などが一定の要件に該当する場合に支給。

《企業・事業主を対象とする事業》

○企業指導(公正採用選考、障害者雇用率達成)
○各種助成金など

・障害者トライアル雇用奨励金

経験不足などにより就職が困難な求職者を試行的に短期間(原則３か月)雇用する場合に支給。

・障害者初回雇用奨励金

障がい者雇用の経験のない中小企業において、雇用率制度の対象となるような障がい者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成。

・特定求職者雇用開発助成金

高齢者や障害者などの就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成。

・刑務所出所者等就労奨励金制度

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して支払う奨励金。

（２）県の施策

《行政・関係機関など》

○労働相談員設置事業(滋賀県労働相談所)

労働に関するさまざまな問題についての労働者、事業主からの相談窓口として労

働相談所を設置する。

○地域総合センター職員研修事業

地域総合センター職員に対し、就労・福祉などの専門性を高める研修を実施。

○障がい者雇用・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）事業

障がい者の地域での職業生活における自立と社会参加の促進を図るため、一般就労が困難な障がい者の就労の場の確保と職場定着、およびこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を福祉圏を単位に継続的に実施する。

《企業・事業主など》

○総合雇用安定対策事業

企業における公正な採用選考のための啓発資料の作成配布、企業への求人要請、地域における雇用に関する研修会経費の負担などにより、雇用の促進、安定を図る。

○障害者委託訓練事業

企業や社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関など地域の多様な委託先を活用し、障がい者の能力や適性、ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施。

〔滋賀県障害者プラン〕

趣　　旨：障がいのある人が望む暮らしを実現できるように、障がいのある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会、ノーマライゼーション理念が浸透した地域社会の実現を目指す。

期　　間：平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）

基本理念：みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる

基本目標：地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現

内　　容：

○企業で働く人や働きたい人への支援

・雇用の場の確保
・就職に向けた訓練・実習機会の確保
・福祉施設や特別支援学校からの企業就労の促進
・障がい特性に応じた就労支援

○企業や事業所へ障がい者雇用についての理解促進

○企業で働くことが困難な人への支援

・就労移行支援、就労継続支援などで行う施設の整備促進
・社会的事業所の運営支援

○企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

・障がい者雇用・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）をはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実
・就労支援や雇用創出にむけたシステムづくり
・働く障がい者の健康管理

〔チャレンジしが滋賀県雇用推進プラン〕

テ ー マ：－雇用の推進と全員参加型の社会の実現をめざして－

経　　緯：チャレンジしが滋賀県雇用推進プランの策定

滋賀県、滋賀労働局、連合滋賀、滋賀経済産業協会の行労使４者が平成17年（2005年）９月に設置した「雇用推進行労使会議チャレンジしが」において、二期目の計画として平成23年（2011年）10月に策定、今般、人口減少社会に対応した雇用、就労施策を推進するなどの視点を踏まえて、平成27年度（2015年度）から４年間に共同して取り組む新たな「滋賀県雇用推進プラン」を策定。

重点施策：１）若年者の自立に向けた就労・定着支援と正規雇用の拡大

２）女性の活躍が促進させる職場環境の整備

３）障がい者の雇用促進といきいきと働くことができる環境整備

４）高年齢者の豊かな知識や経験を生かした雇用の場づくり

５）新規成長産業の振興による雇用の創出および人材確保・定着

６）多様なニーズに応じた人材育成

７）安全で安心して将来に希望を持って働くことのできる職場環境の整備

計画推進の基本的視点：

１）人口減少社会に対応する雇用・就労施策の推進

２）社会全体で取り組む雇用・就労の推進

３）労働者が安心して働けるための職場環境改善の推進

期　　間：平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までの４年間

推進体制：１）「雇用推進行労使会議チャレンジしが」の開催

毎年１回、行労使４者のトップ会議を開催し、年度ごとに重点施策を選定。

２）計画の推進および検証

事務局レベルでの「滋賀県雇用対策等推進連絡調整会議」を適宜開催し、４者が共同で実施する具体的な事業の検討、事業実施後の検証などを行う。

〔しが職業能力開発推進プラン〕

テ ー マ：働くことを希望する、すべての人々の安定した就労をめざして

趣　　旨：滋賀県の着実な職業能力開発施策の推進のために、施策展開の指針となる中期的な職業能力開発の計画を策定する。

昭和46年以降、これまで９次にわたり策定

計画の性格：職業能力開発促進法第７条に基づき、上位計画との整合性を取りつつ作成。

国：「職業能力開発基本計画」

県：「滋賀県基本構想」

「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」
「滋賀県産業振興ビジョン」

期　　間：平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）の 5 年間

基本目標：１）求人ニーズと求職ニーズのミスマッチの解消

・技術の進歩やニーズの変化に対応し、社会人としての基礎的能力等の向上にもつながる職業能力開発機会の提供

・「ものづくり分野」、「人手不足分野」、「成長分野」の人材育成

２）全員参加型社会の実現に向けた個々の特性やニーズに応じた職業能力開発

・働くことを希望するすべての人々に安定した就労を実現するために、それぞれの特性やニーズに応じた職業能力開発の機会の提供

・若者、女性、障がい者、中高年齢者、外国人などに対する職業能力開発の機会の提供

３）キャリア形成支援

・子どもの頃からの発達段階に応じたキャリア形成の支援

・労働者の主体的な能力開発に対する支援

４）技能の振興と継承

・技能を尊重する社会的気運の醸成

５）職業能力開発に関する体制の設備と関連機関との連携など

・職業訓練指導員の資質の向上

・滋賀労働局などの関係機関との連携

・これからの職業にかかる教育訓練のあり方の研究

（３）甲賀広域の施策

《甲賀広域職業対策連絡協議会》

甲賀市、湖南市における同和地区住民をはじめとする就職困難者等の就職の機会均等および雇用の促進、職業の安定ならびに福祉の向上を図ることを目的として、管内の行政関係者や教育研究者が連携し、視察研修や講演会など、自らのスキルを高めるための活動を行っている。

４．雇用・就労に関するアンケート集計の講評

平成 28 年（2016 年）10 月に雇用・就労に関するアンケートを実施し、その分析結果を下記のようにまとめました。アンケートの回答結果については、資料編に掲載しています。

（１） 企業・事業所向けアンケート結果を受けて

育児休暇制度、介護休暇制度ともに制度を持つ企業が 70%を超え、市内企業・事業所の中で制度として浸透してきていることは、多様な事情を抱えながら、就労されている労働者にとって働きやすい環境が整備されてきた結果と言える。

就職困難者等に対する取り組みとしても、48.38%の企業・事業所が公正採用選考の考え方に基づき取り組みをされ、雇用に努めておられる。

また、就労準備支援事業について、言葉を知っている企業・事業所が 60%以上あり、制度の認知度が高いことがうかがえる。

さらに、就労準備支援事業を受け入れ、就労体験、就労訓練などの機会と場の提供を前向きに検討する企業・事業所が 53 社もあることがうかがえる。

今後は、こういった企業・事業所にはたらきかけをし、就職困難者等の就労体験、就労訓練などの機会を設け、就職困難者等に自信と経験を積んでいただくとともに、この就労訓練などから１人でも一般就労につなげるように、市内関連部署や障がい者雇用・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）などの関連部署と連携を深めていく必要がある。

（２） 障がい者向けアンケート結果を受けて

今後の支援として、働くためにどういった支援が必要かを、伺ったところ最も多い回答が、「雇用主の理解」であり、18.80%となった。その次に、多い項目が「国・県・市町などの就労相談窓口の充実」で、15.54%、「障がい者のための就職セミナーなど企業と就職希望者の面談機会の充実」が、12.78%と続いた。

障がいの特性上、企業・事業所の理解は不可欠であり、この理解が生まれて初めて安心して職場で働き続けることができる。

また、障がい者が、就労するにあたって就労相談員が、障がい者の障がい特性に配慮した相談を行い、障がい者求人を取り扱う「障がい者就職面接会」などの就労機会の場へとつなぐ必要がある。

これらについて、就労相談の受け手である就労相談員には、相談者のさまざまなニーズへ対応するためのスキルや配慮が必要なため、これまで以上にスキルアップのための研修が必要である。

一方で、就労先となる企業・事業所には、障がい者への理解や合理的配慮の提供を求めるとともに、就労機会を提供するための障がい者就職面接会への参加を求めるなど、より選択肢を増やし本人の特性にあった企業・事業所とのマッチングを図れる機会を増やすことが必要である。

（３）ひとり親家庭向けアンケート結果を受けて

ひとり親家庭の世帯状況については、35 歳から 50 歳までの小中学生以下の子どもがいる世帯が全体の 70%近くと最も多く、現在子育て中の人が多いことがうかがえる。

就労状況については、就労している人が全体の 90%近くであり、就労形態は半数以上が正社員で雇用されており、子育てと生活の維持という二重の負担を抱えながら働いている人が多いことがうかがえる。

その一方で、就労されていない人については、自身のライフスタイルや能力に合う雇用条件が見つからないという理由が最も多くなっており、ひとり親に対する職場の理解や技能・資格取得の支援、また、企業とのマッチングの場の提供や相談窓口の充実などが求められている。

また、就労を継続していくためには、夜間、休日、病後児保育などの支援の充実も求められており、子育て支援関係部署と連携しながら取り組んでいく必要がある。

（４）外国人向けアンケート結果を受けて

外国人アンケートでは、現在就労している人が 64.52%おられるが、就労形態については、派遣社員・契約社員が 60.0%となっており、不安定な就労状態であると思われる。今後、外国人労働者の労働環境の整備、処遇改善などについて、関係機関、企業・事業所などへはたらきかけていく必要がある。

また、就労に関して困っていることでは、労働条件が合わない、日本語の不安があることが多く、日本語が全く読めない人が 9.68%、全く書けない人が 12.90%、全く話せない人が 9.68%おられる状況であり、日本語習得支援も必要である。

こうした不安などに対しては、甲賀市国際交流協会など関係団体との連携を密に行うこと共に、労働環境の整備、日本語習得を含む職業訓練、能力開発が必須である。

第３章　就労支援の基本方針

１．就労支援の基本理念

総合計画の方針の一つである、「地域の”稼ぐ力”を高める」を基本に、就労を希望するすべての人々が、生き生きと働くことのできる活力ある地域社会の実現に向け、市および関係機関とあらゆる住民が協働・連携して自己実現のための取り組みを推進します。

２．就労支援の基本的な展開方針

就職困難者等の就労が実現できるよう、次のような方針に基づき、就労支援を展開していきます。

（１）就労相談・支援体制の確立

関係各課の相談窓口より就職困難者等の就労に関する専門的な相談体制と関係機関との更なる横断的連携を充実していきます。

（２）企業・事業所との連携強化

企業・事業所の求人ニーズや障がい者施設への業務委託などの情報収集と調整を図るとともに、就労促進に関する助成制度などの情報提供と活用促進を図るため、企業・事業所との日常的な連携、情報交換、交流の機会づくりに努めます。

また、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による企業訪問や甲賀市企業人権啓発推進協議会との連携により、企業の社会的責任の観点からも、人権問題の解決および就職困難者等の積極的な雇用が促進されるよう、啓発活動をより一層進めていきます。

（３）新たな制度・取組の促進

就職困難者等の就労阻害要因の解消などを図るため、※1 生活困窮者自立支援制度における※2 就労準備支援事業などの既存の制度・取組を活用するほか、新たな制度を積極的に活用し、ニーズに応じた取り組みを進めていきます。

※1 複合的な問題を抱える生活困窮者に対し、相談者の自立を目指し、生活面や就労面、経済面など状況に応じた包括的な相談による総合相談支援や既存の地域福祉施策との連携により解決に向けた支援を行う制度

※2 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業

３． 就労支援事業の推進体制

就職困難者等に対する就労支援の仕組みとして、次のような推進体制のイメージを基に就労支援を展開していきます。

≪就労支援推進体制の流れ≫

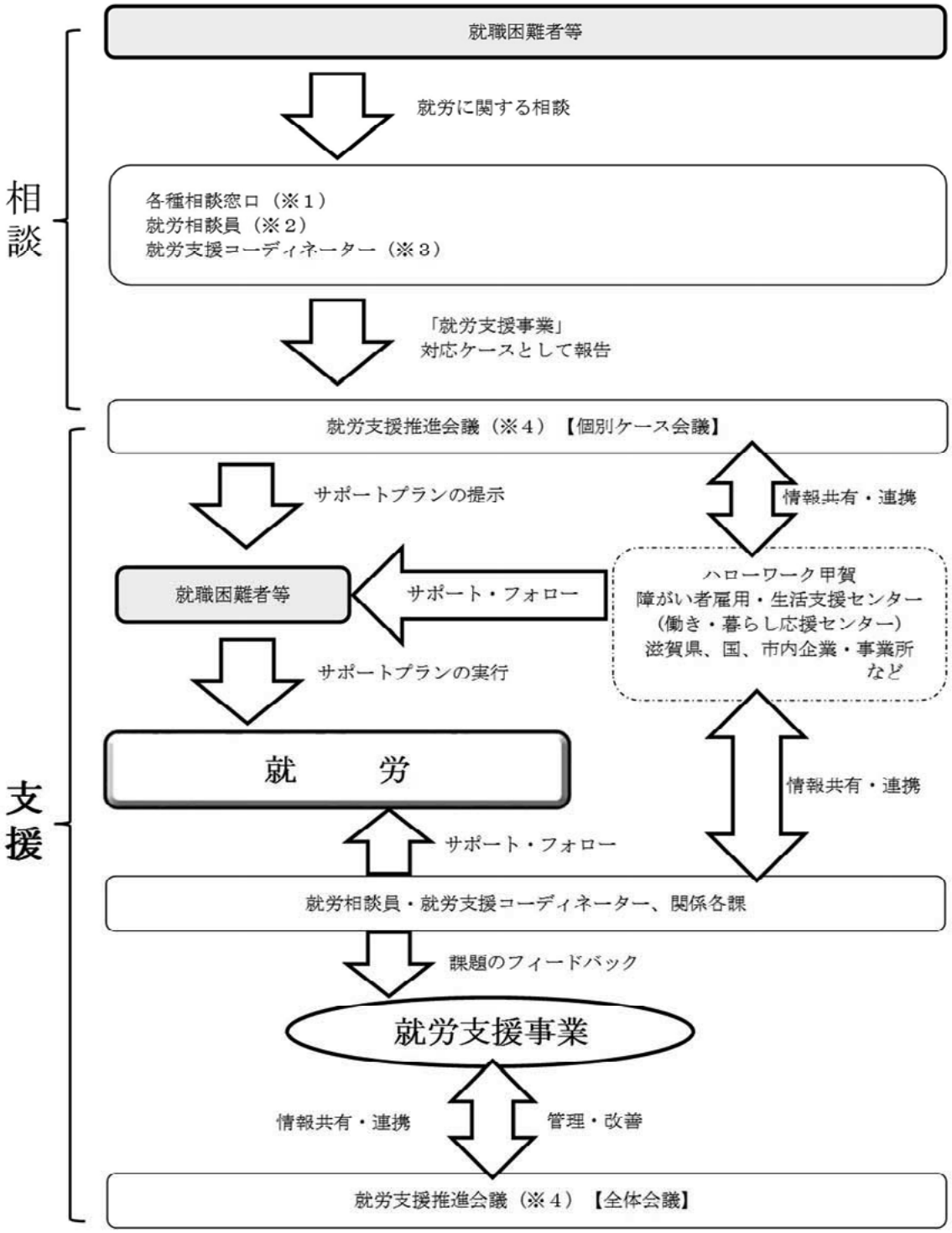

（１）各種相談窓口（※1）では、就労の相談、就労に関する各種情報の収集・管理・提供および就労相談カードの作成などを行います。
（２） 就労相談員（※2）と就労支援コーディネーター（※3）は、関係各課、関係機関・団体などと連携をとりながら就職困難者等への現状を把握し、就労支援サポートプランの作成と支援に努めます。
（３） 就職困難者等の就労阻害要因の解消が図れるよう、関係各課や関係機関・団体などとの情報交換および調整を図り、就労支援サポートプランの検討を行います。また、必要に応じて「就労支援推進会議（※4）【個別ケース会議】」を開催します。
（４） 就職困難者等の就職の機会均等、雇用の促進および職業の安定を図ることを目的とした就労支援に取り組むために、関係各課および関係機関、団体などとの連絡調整、情報提供および進捗管理の場として「就労支援推進会議（※4）【全体会議】」を開催します。

※１　各種相談窓口

（１）市役所内の窓口
商工労政課、生活支援課、発達支援課、人権推進課および各地域総合センター、（宇川会館、清和会館、かえで会館、牛飼教育集会所、大久保教育集会所、上野教育集会所、西教育集会所）、子育て政策課、障がい福祉課、地域コミュニティ推進課、少年センターなど
（２）公民館などの窓口（ただし、指定された就労相談日時のみ可能）
（３）市役所以外の窓口
ハローワーク、甲賀地域ネット相談サポートセンター、障がい者雇用・生活支援センター（甲賀地域働き・暮らし応援センター）、支援センターこのゆびとまれ、生活支援センターあかつき、地域生活支援センターしろやま、社会福祉協議会、おうみ若者未来サポートセンター、滋賀県地域若者サポートステーション、シニアジョブステーション滋賀、滋賀マザーズジョブステーション、滋賀県障害者職業センター、滋賀県労働雇用政策課

※２　就労相談員（商工労政課）

商工労政課および各地域総合センター、公民館などで定期的に就労相談を行います。
○役　割：就職困難者等の就労相談など、就労に向けて必要な支援を行います。
○機　能：①就職困難者等に対して個別面談などにより就労阻害要因の抽出と整理を行います。
②就職困難者等の就労阻害要因の解消を図るため、必要に応じて「就労支援推進会議【個別ケース会議】」を開催します。
③就職困難者等一人ひとりの就労阻害要因の解消に資することのできる「就労支援サポートプラン」を作成し、就労に結び付けます。

④就職困難者等の就労後の状況を確認し、定着に向けた支援を行います。

※３　就労支援コーディネーター（生活支援課）

平成27年（2015年）4月に生活と就労に関する支援員を生活支援課に配置しました。
○役　割：就労を含めた生活全般に係る支援を行います。
○機　能：①就職困難者等に対して個別面談などにより就労阻害要因の抽出と整理を行います。
②就職困難者等の就労阻害要因の解消を図るため、「就労支援推進会議【個別ケース会議】」において、就職困難者等一人ひとりの就労阻害要因の解消に資することのできる「就労支援サポートプラン」を作成し、就労に結び付けます。
③就職困難者等の就労後の状況を確認し、定着に向けた支援を行います。

※４　就労支援推進会議

○役　割：就職困難者等の就職の機会均等、雇用の促進および職業の安定を図ることを目的に、就労支援担当者および関係機関・団体などが相互に連携し協力しながら就労支援事業に取り組むために開催される会議。会議は、全体会議と個別ケース会議とし、招集は商工労政課が行います。
○構成員：労働、人権、福祉および教育に携わる行政職員、就労相談員、就労コーディネーター、その他関係職員、ハローワーク職員、中学校、高等学校の進路主任、企業人権啓発指導員、その他関係機関、団体などの職員
○機　能：①就労支援事業の推進に関して関係機関との連携を図ります。
②就労阻害要因の解消に資する就労支援事業の企画や立案・調整を行います。
③一人ひとりの就労阻害要因の解消に適した「就労支援サポートプラン」の作成、検討を行います。
④第２次就労支援計画の進捗状況の管理および評価を行います。

≪就労支援の事業推進の流れ≫

就職困難者等一人ひとりの就労阻害要因の解消などを図るため、就労支援事業を段階的に展開していきます。ただし、ケースによっては、前の段階に戻って取り組み直すこともあります。

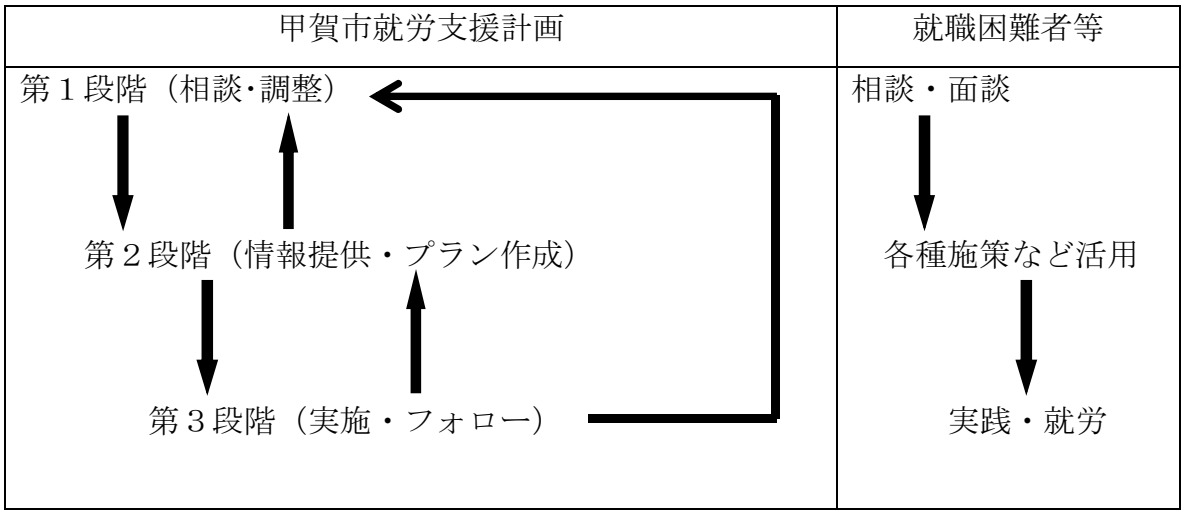

【第１段階（相談・調整）】

関係各課では、就職困難者等の就労に関する相談を受け、一人ひとりの就労阻害要因の把握に努めます。

①相 談 受 付：各相談窓口において、就労に関する相談を受け、就労相談カードを作成します。

②対　　応：各相談窓口では、就労支援の専門的な相談の場合は、就労相談員などと連携し個別に対応します。また、福祉的就労も含め対応することもあります。

③情 報 集 約：各相談窓口での就労に関する相談内容（福祉的就労としての対応を含む）や関連情報を各関係機関が集約します。

④個 別 面 談：就労阻害要因を把握するため、必要に応じて各担当課の相談員などが就職困難者等に個別に面談をします。

⑤就労阻害要因の抽出・分析：
相談・面談での情報をもとに、就労阻害要因を抽出し分析します。

【第２段階（情報提供・プラン作成）】

各相談窓口の担当者および就労相談員などは、就職困難者等の就労阻害要因を解消するため、一人ひとりに応じた就労支援サポートプランを作成します。

①情 報 収 集：就労阻害要因の解消に向けた、さまざまな制度や施策、サービスなどの情報を収集します。

②連携・提供：就職困難者等の課題に応じて、関係各課と連携し、各種施策やサービスの活用などの助言・提供を行います。

③関連情報収集：国や県ならびにハローワークなどの関係機関・団体の就労・訓練情報などを収集します。

④プラン作成：就職困難者等一人ひとりに適した就労支援サポートプランを作成し、就労支援推進会議などで検討・調整のうえ確定します。

⑤プラン提示：就職困難者等に対して、就労支援サポートプランを提示し、プランに基づく事業の実施について指導・助言します。

【第３段階（実施・フォロー）】

各相談窓口の担当者および就労相談員などは、就職困難者等に就労支援サポートプランを提示し、プランに基づいた個別支援を実施します。また、就労相談員などはプランの作成に必要な支援や就労後の状況、ならびにプランの有効性などを確認します。

①プラン実行：就労相談員などは就職困難者等に、就労支援サポートプランに基づく個別支援を説明し、実施を検討します。

②個 別 調 整：個別支援の実施に向けて、企業や訓練機関などとの調整を行います。

③支 援 実 施：就職困難者等は、就労支援サポートプランに基づく個別支援に取り組みます。実施期間中は、適宜、関係機関・団体などと連絡・調整を行います。また、個別支援の見直しなどが必要な場合は、前の段階に戻ることもあります。

④個 別 指 導：就労に向けた個別指導（模擬面接、ハローワークへの誘導など）を行います。

⑤フ ォ ロ ー：就職困難者等の就労後の定着・職場環境を定期的に確認します。

⑥検　　証：個別ケースや事業全般に関する評価や効果の確認を行い、適宜、就労支援事業の改善を図っていきます。

◎就労相談員などは、関係各課および関係機関・団体などと連携をとりながら、就職困難者等の状況把握と支援に努めます。

●就労相談カード、就労支援サポートプランの活用

（1）「就労相談カード」を作成する際は、就職困難者等の個人情報の取扱いには十分注意を払い、甲賀市個人情報保護条例の規定を遵守します。
（2）目標設定については、就職困難者等が段階的にステップアップできるよう、本人と十分話をしたうえで納得し、合意したものから記載します。
（3）支援目標とその実現には、就職困難者等本人の同意のもと、就職困難者自身の自尊感情、特に※自己肯定感を高めるサポートプランを提示、実行していきます。
また、相談を受ける窓口担当者や就労相談員などは相談を通じ「支援目標」と「困っていることがら」を合致させていくことに努めながら、「支援目標」の実現への道筋を明らかにし、就職困難者等と共に歩みながら支援をすすめます。

※自己肯定感：自分の在り方を積極的に評価できる感情。自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する言葉。（実用日本語表現表記辞典）

受付番号　〇〇-〇〇

甲賀市就労支援事業　　**就 労 相 談 カ ー ド**

担当者名：

<table>
<tr><td>フリガナ
氏　　名</td><td></td><td>男

女</td><td>受 付 日
生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日
年　　月　　日
（　　歳）</td></tr>
<tr><td>現 住 所</td><td>〒</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3" rowspan="2">家族構成
家族構成数　　人
うち扶養家族　　人</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">相談内容</td><td colspan="3">本人の
意向</td><td>雇用
就労</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>その他</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">（相談時に判明した事項）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現　　状</td><td>相談者の区分
（番号　　）</td><td colspan="4">①障がい者　②ひとり親家庭の親　③中高年齢者　④若年者
⑤外国籍住民　⑥その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
</table>

学　歴		資格免許	

職　歴 （ｱﾙﾊﾞｲﾄ）	会社名	期間	給料	仕事の内容	選択の理由	転退職の理由
	通算期間	年　月				

雇用保険加入の有無 有　　無	雇用保険受給期間 年　　月　～　　年　　月	求職者 番　号	

希望する就労の内容		
	①職種	
	②勤務形態	
	③収入源	
	④勤務時間	
	⑤勤務日数	

相談者への確認事項		相談者確認欄
	○ 就労支援推進会議	
名称	○ 他の就労支援機関（機関名　　）	
名称	○ 他の相談機関　（機関名　　）	
会議	○ その他　（機関名称　　）	印

相談者所見	

対応状況	新規相談	相談継続	求人情報提供	講習講座	就業体験	その他（　）	雇用・就労			
							正規	短期	基金	その他（　）

記載例

受付番号　2016-〇〇

甲賀市就労支援事業　就労相談カード

担当者名：

フリガナ 氏　名	マルマル　カクカク 〇〇　□□	男 (女)	受付日	H28(2016)年〇月〇〇日
			生年月日	S**(19**)年〇月〇〇日 （〇〇歳）
現住所	〒 〇〇市□□町△△－◇		家族構成	相談者、子ども２人（３歳８ヶ月、４ヶ月）
			家族構成数	3 人
電話番号	〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇		うち扶養家族	2 人

相談内容

本人の意向　安定した就労を希望し、ハローワークに求職登録[区分]を行っているが、育児条件もあり、就職が決定しない。

雇用就労	〇
その他	

ハローワークに求職登録をおこなっているが、子どもの保育用件もあり、自宅付近での就職を希望。何度も面接に行くが就職先が決定しない。

（相談時に判明した事項）

- 母子家庭の母親　H27(2015)年〇月離婚）
- 生活保護受給（月額９万円）
- 児童扶養手当（〇月に一度支給　17万円程度
- 家賃２ヶ月滞納中
- 子どもの面倒をみてもらえる親族はいない
- パソコンは使える
- 甲状腺の持病あり

ポイント
相談時に判明した事項(過去・現状)を可能な限り詳細に記入

現　状

相談者の区分 （番号　②　）	①障がい者　②ひとり親家庭の親　③中高年齢者　④若年者 ⑤外国籍住民　⑥その他（　　）

〇月〇〇日　相談のため来所（生活保護ケースワーカの紹介）
・安定した就労を希望
⇒ハローワークに連絡し、市内のひとり親家庭の母親が就労可能な求人事業所の求人票をFAXにて入手し、相談者に交付

〇月〇〇日　相談者より電話連絡
・希望する求人事業所の報告

〇月〇〇日　求人事業所に連絡
⇒求人事業所の採用担当者に連絡し本人の事情を伝える。

〇月〇〇日　相談者より連絡
・面接に行ったが不採用

〇月〇〇日　相談のため来所
⇒〇〇市が実施する能力開発講座の受講を勧める。
・本人了解

〇月〇〇日　ケース会議
・能力開発講座への受講の支援メニューを決定

（現在に至る）

ポイント
本人の気持ちを落ち着かせるよう努めること

ポイント
事業所へ伝える内容については必ず本人の了承を得ること

ポイント
この欄に就労阻害要因、所見を掲載しても良い

学　歴	○○中学 19‥ 年卒　　年生在　　中退 ○○高校 19‥ 年卒　　年生在　　中退 ○○大学 19‥ 年卒　　年生在　　中退 ○○専門学校 19‥ 年卒　　年生在　　中退	資格免許	有 普通運転免許

職　歴 (ｱﾙﾊﾞｲﾄ)	会社名	期間	給料	仕事の内容	選択の理由	転退職の理由
	○○○○㈱	*1.1～*2.1(12月)	11万	ウエイトレス	適職と思って	自己都合
	○○製菓	*2.3～*2.10(8月)	12万	袋詰め作業	希望職種	雇い止め
	喫茶○○	*3.11～*5.1(14月)	10万	ウエイトレス	希望職種	会社都合
	通算期間	２年10月				

ポイント
経過月数を（　）内に記入する。

雇用保険加入の有無 有　(無)	雇用保険受給期間 年　月　～　年　月	求職者番号	○□◇○◇□○

希望する就労の内容		
	①職種	ウエイトレス（飲食店）
	②勤務形態	常勤での雇用（日・祝日休み）、交代勤務不可
	③収入源	月給　１６万円程度、別途賞与希望
	④勤務時間	ＡＭ９：００～ＰＭ４：００（６時間程度）
	⑤勤務日数	平日（月～金）

ポイント
他機関へ誘導する場合は、具体名称を記載すること。
また、必ず相談者の確認を得ること。

相談者への確認事項 本相談カードに記載している内容については、プライバシー保護のため十分に留意しながら支援を推進するが、雇用・就労支援メニューが不十分な場合は、他の就労支援機関等へ本カードの写しを提供することに対する同意の確認	相談者確認欄
○ 就労支援推進会議	
名称 ○ 他の就労支援機関（機関名　　）	
名称 ○ 他の相談機関　（機関名　　）	
会議 ○ その他　（機関名称　○○市ケース会議　　）	(印)

相談者所見	相談者の希望職種（サービス業）と本人が勤務可能な時間帯に差異があるが、相談者の就労意欲は強く、一定のスキルを向上することができれば、就労は可能と考える。このため、○○が実施する能力開発講座受講後も就職が決定しない場合は、他の就労支援機関との連携も必要と考える。また、保育所に入所できれば勤務時間の延長は可能で、本人が希望する月給の確保も可能であると考えられる。 今後も、本人が就労意欲を失することのないよう密接に連絡し、円滑な就労に向けた支援が必要である。

対応状況	新規相談	相談継続	求人情報提供	講習講座	就業体験	その他（　）	雇用・就労			
							正規	短期	基金	その他（　）
	○	○	○	○						

就労支援サポートプラン

作成者	所属・氏名		作成　　年　　月　　日

利用者	氏名		年齢	歳	性別	

困っている事柄

支援目標

配慮すべき事柄

実施済み・対応中の支援メニュー

	施　策	機　関	内　容
年　月～			
年　月～			

緊急対応すべきメニュー

	項　目	内　容
年　月～		

支援検討中のメニュー

	施策･項目	内　容
年　月～		
年　月～		

ケース会議における専門家等の所見
年　月　日
年　月　日

その他特記事項

４．就労支援施策の展開と今後の方向性

就職困難者等の就労阻害要因を取り払い、解決し、就労を実現するために必要と考えられるさまざまな施策・事業を３つの「就労支援事業メニュー」として類型化し推進に努めます。

（１）「就労」を関係機関などが連携し支えるための事業

就職困難者等の就労に向けて、関係機関や団体、企業・事業所と連携を図りながら、次の事業を展開していきます。

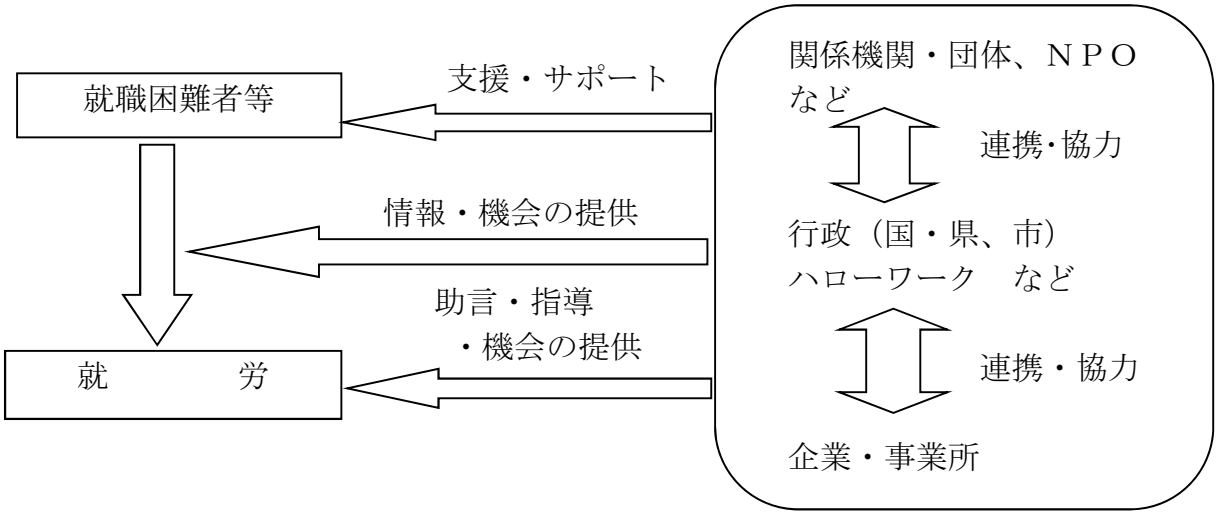

≪主な事業メニュー≫

①就労相談体制の充実

就労相談員などの資質の向上を目的とした研修や情報交換および各相談窓口との連携など、就労相談体制の充実に努めます。

担当課	取組内容
商工労政課	就労相談窓口の開設
生活支援課	生活支援窓口の開設
長寿福祉課	高齢者の介護総合相談の実施
発達支援課	発達障がい者の総合相談の実施
社会教育課	無職少年対策の実施
子育て政策課	ひとり親就労支援員の配置
人事課	相談業務スキルアップ講座の実施

②雇用・就労情報の収集・提供

ハローワークなどを通じて、必要な求人情報を収集・提供します。また、企業・事業所が求める人材（資格・技能など）の収集・提供に努めます。

担当課	取組内容
商工労政課	企業団体（甲賀市工業会、甲賀市企業人権啓発推進協議会）との情報交換
	甲賀市工業会、甲賀市企業人権啓発推進協議会、甲賀市商工会との情報交換の実施
	就労相談および助言指導
生活支援課	就労相談および助言指導

③各種制度・関係機関の周知徹底と利用促進

就職困難者等が職業観を醸成するとともに自らの可能性を発見し、職業生活に円滑に移行できるよう、各種制度・関係機関の周知徹底と利用促進に努めます。

担当課	取組内容
商工労政課	地場産業振興事業として陶業後継者育成修学資金の貸与
生活支援課	住居確保給付金の支給
保育幼稚園課	一時預かり保育事業
子育て政策課	病後児保育事業
	ファミリーサポートセンター事業
	子育て支援短期利用事業
学校教育課	奨学金給付制度
社会福祉協議会	生活福祉資金（住宅入居費等）の資金貸付

（2）「就労」の実現に向けて自己能力を高めるための事業

就職困難者等が自ら職業観や職業意識の高揚を図り、資格取得や技術、技能の習得に向けて取り組むために、次の事業を展開していきます。

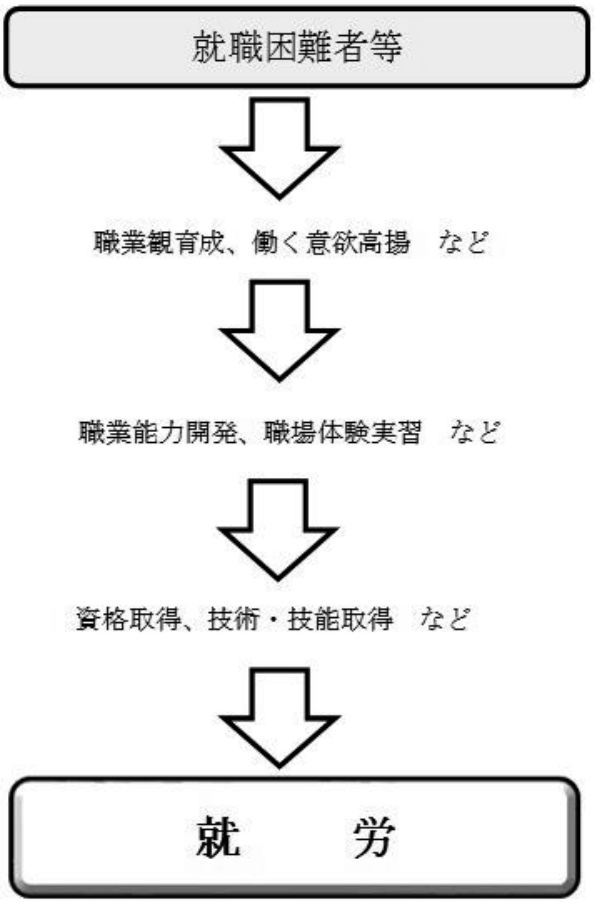

≪主な事業メニュー≫

①就労意欲の醸成、生活設計づくりなどの支援

生活支援課、障がい者雇用・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）などと連携し、就労準備支援に努めます。

また、企業訪問時の情報提供や関係各課の相談員との連携を図ることにより、企業・事業所と就職困難者等への支援事業の周知徹底と利用促進に努めます。

担当課	取組内容
生活支援課	生活困窮者就労準備支援事業
	家計相談支援事業

②職業能力開発講座、職場体験実習などの活用促進

生活支援課、障がい者雇用・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）などと連携し、就労訓練支援事業の活用促進に努めます。

担当課	取組内容
障がい福祉課	トライワーク推進事業
子育て政策課	母子家庭自立支援教育訓練給付事業

③資格取得などのスキルアップ支援の充実と利用促進

パソコン教室などの開催や、技能取得訓練受講補助制度などの充実と利用促進に努めます。

担当課	取組内容
商工労政課	技能取得訓練受講補助制度
	甲賀市企業人権啓発推進協議会主催のパソコン教室
子育て政策課	訓練・講習の案内（パソコン教室等）
地域コミュニティ推進課	関係機関と連携し、外国人市民向けの日本語学習機会を支援

（3）「就労」の機会や場を確保・創出するための事業

就職困難者等が一般企業などに就労するだけでなく、身近な地域において就労する機会や場を確保・創出するために必要な事業として、次のような事業の展開に努めます。

≪主な事業メニュー≫

①就職困難者等の雇用促進

合同就職面接会などを開催し、就職困難者等に「就労」の機会を提供するとともに、企業・事業所へ雇用促進などの啓発に努めます。

また、障がい者雇用率（法定雇用率）の遵守や達成などの啓発や人権に関する研修などを実施し、雇用する企業・事業所への支援に努めます。

担当課	取組内容
商工労政課	市主催企業向けの人権研修
	甲賀市企業人権啓発推進協議会での研修の実施
	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員向けの人権研修の実施
	甲賀JOBフェア(合同就職面接会)、障がい者就職面接会の開催
	男女共同参画をテーマとした研修の実施 男女共同参画の啓発紙を配布
人権推進課	人権教育連続セミナー等の研修機会の提供 企業・事業所内での人権研修に係る教材の紹介
障がい福祉課	甲賀地域自立支援協議会の福祉的就労対策検討会における福祉事業所合同面接会の開催
社会福祉課	「福祉の職場説明会」の開催

②障がい者支援施設などの共同事業の立ち上げ支援

障がい者支援施設などが共同して、企業・事業所などの業務を受注できるよう支援に努めます。

担当課	取組内容
障がい福祉課	優先調達推進法施行に伴う共同受注窓口の設置

③地域資源の活用促進

就職困難者等が身近な地域において就労の場を確保できるよう、各種施策や事業などを活用した事業展開の支援に努めます。

担当課	取組内容
商工労政課	創業支援事業

④多様な人材の活用・連携・促進

ボランティアやシルバー世代などの多様な人材の活用などについて、就労に関わる専門機関などとの連携を図ります。

担当課	取組内容
商工労政課	ヤングジョブセンター滋賀、環びわ湖地域コンソーシアム、ハローワーク甲賀との連携
	甲賀市シルバー人材センターへの業務委託

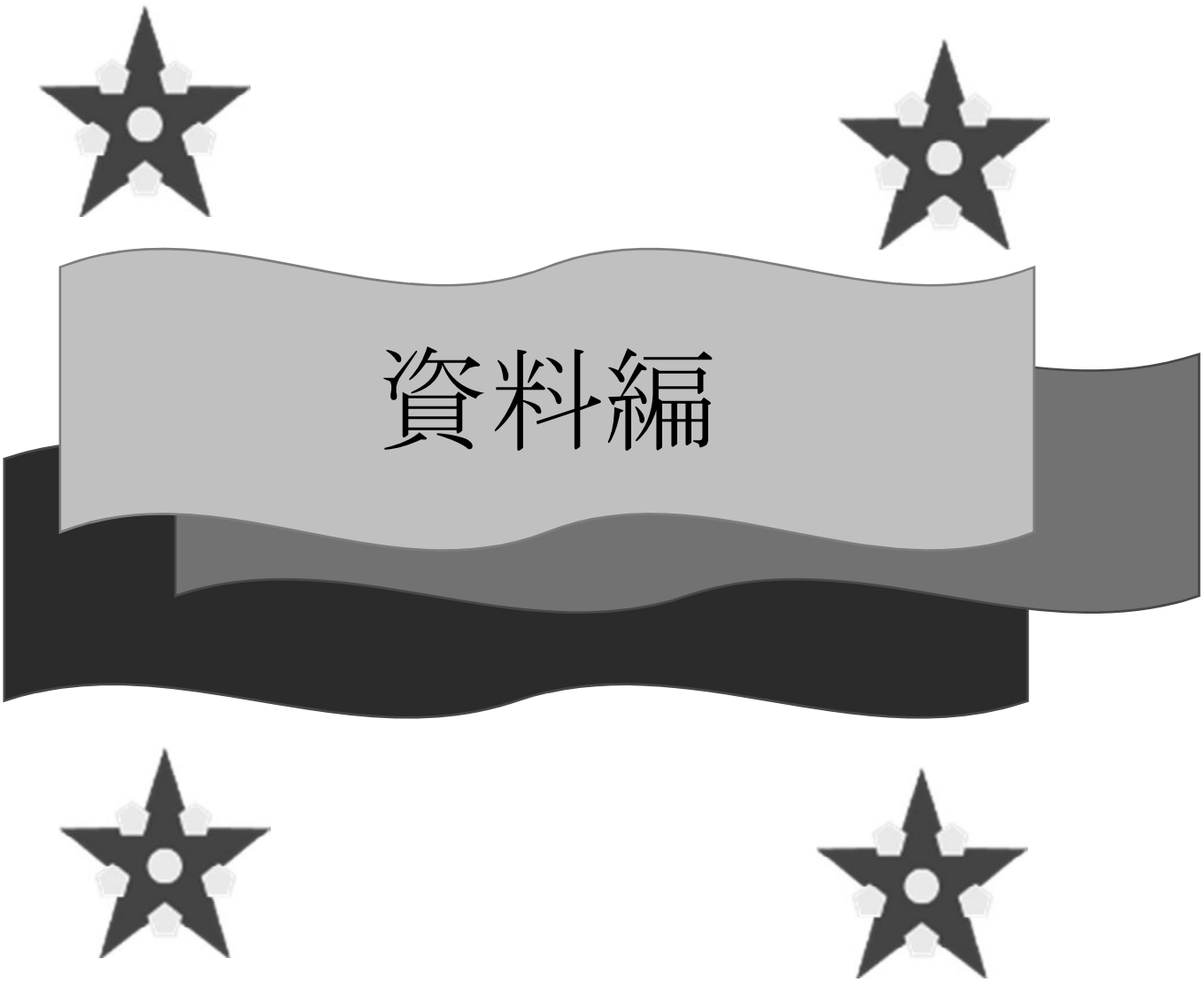
資料編

１．アンケート回答結果

（１）企業・事業所アンケート

市内の企業・事業所の状況を把握するため、雇用実態にかかる調査を甲賀市において、500 社に対して、平成 28 年 10 月にアンケート調査を実施した。その結果から、本市の企業・事業所の雇用・就労に関する状況を整理した。

アンケート送付数　500 社　　回収数：217 社（回収率：43.4%）

○事業所の産業分類について

企業・事業所については、製造業が全企業・事業所中、29.49%と最も多く、次いで建設業が 25.35%となっている。

問 1. 貴事業所の産業分類について以下から1つ選択ください。		件数	割合
1	農業・林業・漁業	2	0.92%
2	鉱業	0	0.00%
3	建設業	55	25.35%
4	製造業	64	29.49%
5	電気・ガス・熱供給・水道業	9	4.15%
6	情報通信業	1	0.46%
7	運輸業・郵便業	5	2.30%
8	卸売・小売業	16	7.37%
9	飲食店・宿泊業	1	0.46%
10	金融・保険業	3	1.38%
11	不動産業・物品賃貸業	1	0.46%
12	医療・福祉	18	8.29%
13	教育・学習支援業	0	0.00%
14	学術研究、学問・芸術サービス業	1	0.46%
15	生活関連サービス業	1	0.46%
16	複合サービス業	1	0.46%
17	サービス業（他に分類されないもの）	26	11.98%
18	公務（他に分類されないもの）	0	0.00%
19	分類不能の産業	4	1.84%
	無回答	9	4.15%
	全体	217	

○事業所従業員数について

障害者雇用促進法に定める法定雇用率が関わってくる従業員数が 50 人以上の企業・事業所が 58 件で全体の 26.72%を占めている。また、女性活躍推進法に定める行動計画策定の義務がある企業・事業所は、6 件で全体の 2.76%となっている。

問 2. 従業員数(週所定労働時間 20 時間以上の短時間労働者を含む)	件数	割合
1～10 人	68	31.34%
11～20 人	34	15.67%
21～50 人	55	25.35%
51～100 人	27	12.44%
101～300 人	25	11.52%
301 人～	6	2.76%
無回答	2	0.92%
合計	217	

内、「障害者雇用促進法」に定める障がい者従業員数	件数	割合
1 人	20	33.90%
2～5 人	34	57.63%
6～10 人	2	3.39%
11 人～	3	5.08%
合計	59	

内、女性従業員数	件数	割合
1～10 人	119	55.35%
11～20 人	27	12.56%
21～50 人	28	13.02%
51～100 人	16	7.44%
101～300 人	4	1.86%
301 人～	1	0.47%
合計	195	

内、特定就職困難者雇用開発助成金の補助対象となるひとり親従業員数	件数	割合
1 人	5	35.71%
2 人	8	57.14%
3 人	0	0.00%
4 人	1	7.14%
5 人～	0	0.00%
合計	14	

内、18 歳未満の従業員数	件数	割合
1 人	3	60.00%
2 人	2	40.00%
3 人	0	0.00%
4 人	0	0.00%
5 人～	4	80.00%
合計	5	

内、60 歳以上の従業員数	件数	割合
1～10 人	138	82.14%
11～20 人	23	13.69%
21～30 人	5	2.98%
31～40 人	2	1.19%
41 人～	2	1.19%
合計	168	

内、外国人従業員数	件数	割合
1 人	8	57.14%
2 人	3	21.43%
3 人	0	0.00%
4 人	3	21.43%
5 人～	10	71.43%
合計	14	

内、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で指定する難病従業員数	件数	割合
1 人	5	100.00%
2 人	0	0.00%
3 人	0	0.00%
4 人	0	0.00%
5 人～	0	0.00%
合計	5	

○正社員数の変化について

正社員数の変化については、3 つの回答について、ほぼ均等に分かれた。

問 3. 貴事業所では、過去 5 年間（2011 年から 2016 年現在）の間で正社員数はどのように変化しましたか。	件数	割合
増えた	70	32.26%
変わらない	79	36.41%
減った	67	30.88%
無回答	1	0.46%
合計	217	

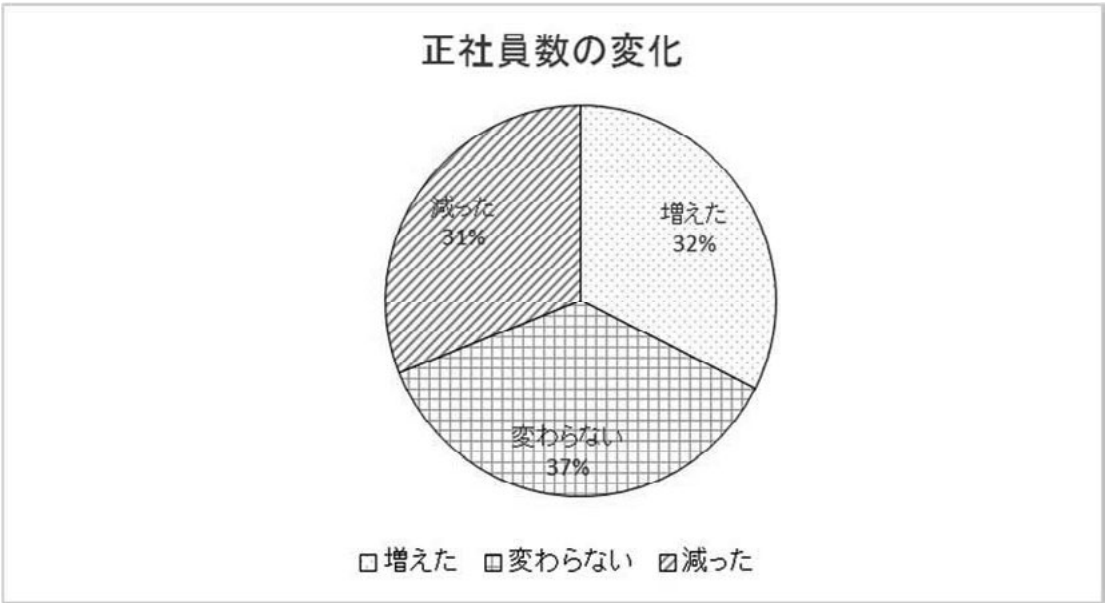

○非正規社員（パート、派遣、契約社員等）の変化について

「変わらない」が 108 件で、約半数を占め一番多いく、次いで「増えた」と回答した企業・事業所が 61 件で 28.11%であり、非正規社員が減り、正社員が増えるという雇用の安定化の流れは見られなかった。

問 4. 貴事業所では、過去 5 年間（2011 年から 2016 年現在）の間で非正規社員（パート、派遣・契約社員等）数はどのように変化しましたか。	件数	割合
増えた	61	28.11%
変わらない	108	49.77%
減った	46	21.20%
無回答	2	0.92%
合計	217	

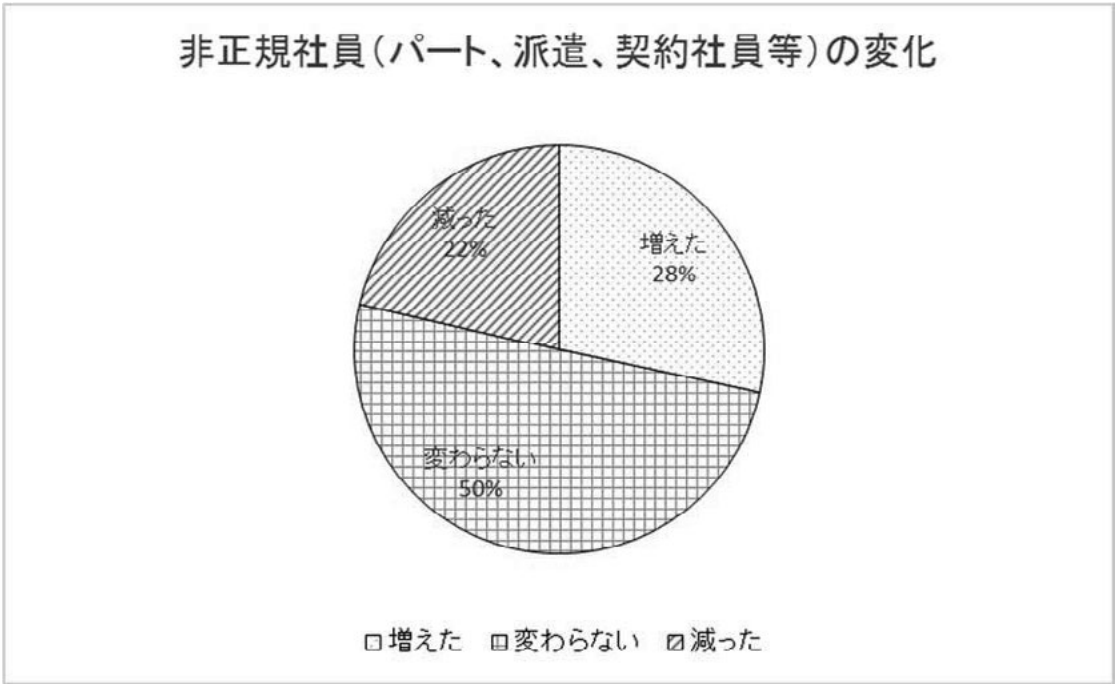

○定年年齢について

一番多いのは、60 歳を定年年齢とし、再雇用・定年延長等の限度年齢を 65 歳とするものだが、再雇用・定年延長等の限度年齢を無制限とする企業・事業所も 72 件、33.18%であり、高齢化社会の中、企業・事業所から高年齢者であっても労働力として、見なしていることがうかがえる。

問 5. 定年年齢	件数	割合
60 歳	149	68.66%
61～64 歳	4	1.84%
65 歳	37	17.05%
66～70 歳	2	0.92%
70 歳～	4	1.84%
その他	11	5.07%
無回答	10	4.61%
合計	217	

再雇用･定年延長等の限度年齢	件数	割合
60 歳	1	0.46%
61～64 歳	3	1.38%
65 歳	109	50.23%
66～70 歳	15	6.91%
70 歳～	13	5.99%
無制限	72	33.18%
その他	2	0.92%
無回答	2	0.92%
合計	217	

○育児休暇制度の有無について

育児休暇制度を持つ企業が、169 件、78.88%となっているが、育児休暇取得中の従業員がいる企業・事業所は、49 件、28.99%であり、制度を利用している従業員が全体としては、2 割程度であることがうかがえる。

問 6. 貴事業所には、育児休暇の制度がありますか。	件数	割合
ある	169	77.88%
ない	47	21.66%
無回答	1	0.46%
合計	217	

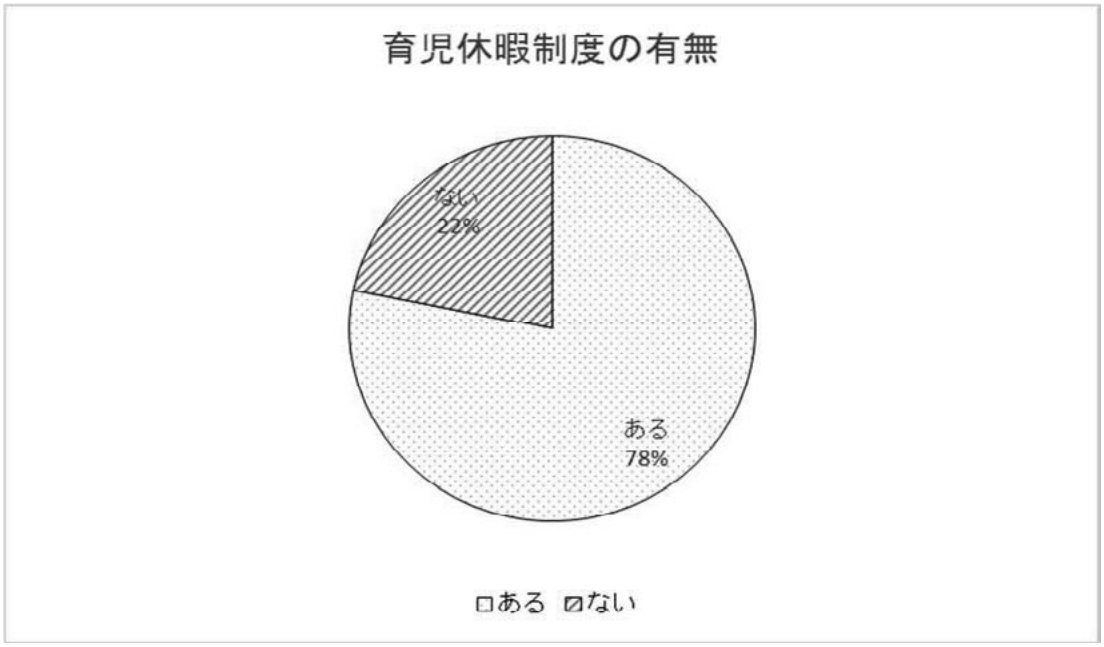

問 7. 問 6 で「1. ある」と回答された方にお伺いします。貴事業所では、現在、育児休暇取得中の従業員はおられますか。	件数	割合
いる	49	28.99%
いない	120	71.01%
合計	169	

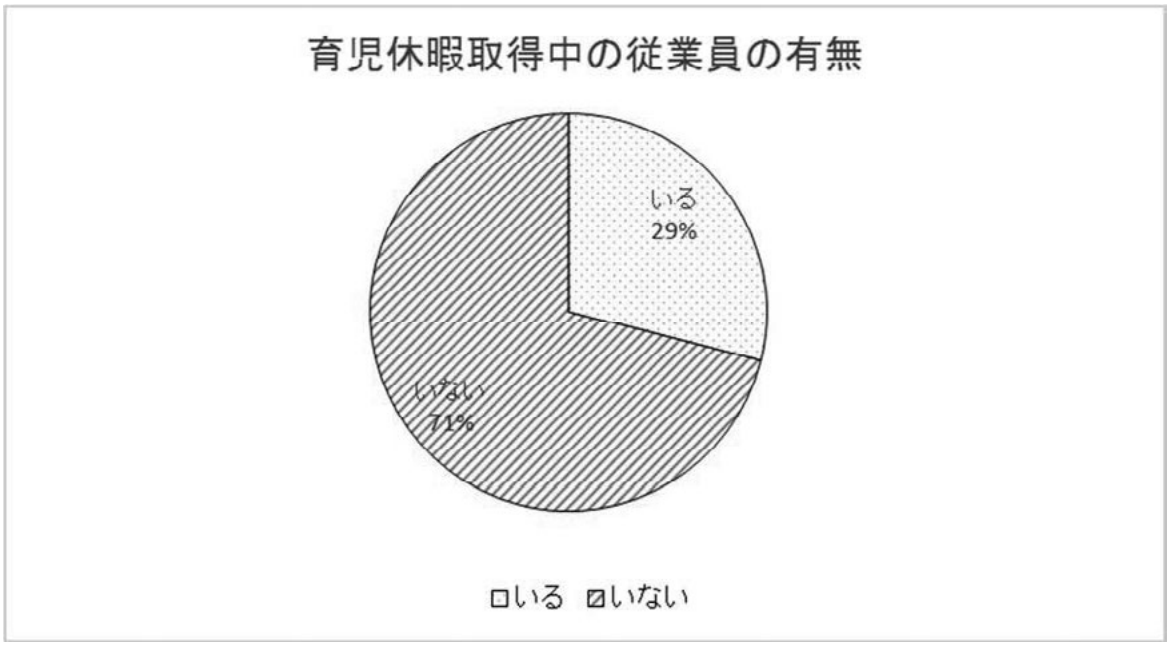

○介護休暇制度の有無について

介護休暇の制度については、154 件、70.97%の企業・事業所が制度をもっている。しかし、介護休暇取得中の従業員となると 5 件で、制度を持つ企業・事業所の中でも 3.25%にとどまり、制度整備と利用の間に隔たりがあると考えられる。

問 8. 貴事業所には、介護休暇の制度がありますか	件数	割合
ある	154	70.97%
ない	61	28.11%
無回答	2	0.92%
合計	217	

問 9. 問 8 で「1. ある」と回答された方にお伺いします。貴事業所では、現在、介護休暇取得中の従業員はおられますか。	件数	割合
いる	5	3.25%
いない	149	96.75%
合計	154	

○雇用に関する補助制度利用状況について

活用されている補助制度もあるが、特に活用していないと回答した企業が、165 件で 75.69%となっており、制度を利用している企業は少ないことがうかがえる。

問 10. 貴事業所では、雇用に関する補助制度を活用されていますか。	件数	割合
雇用調整助成金	11	5.05%
両立支援レベルアップ助成金	1	0.46%
高年齢者雇用開発特別奨励金	13	5.96%
特定就職困難者雇用開発助成金	15	6.88%
その他	13	5.96%
特に活用していない	165	75.69%
合計	218	

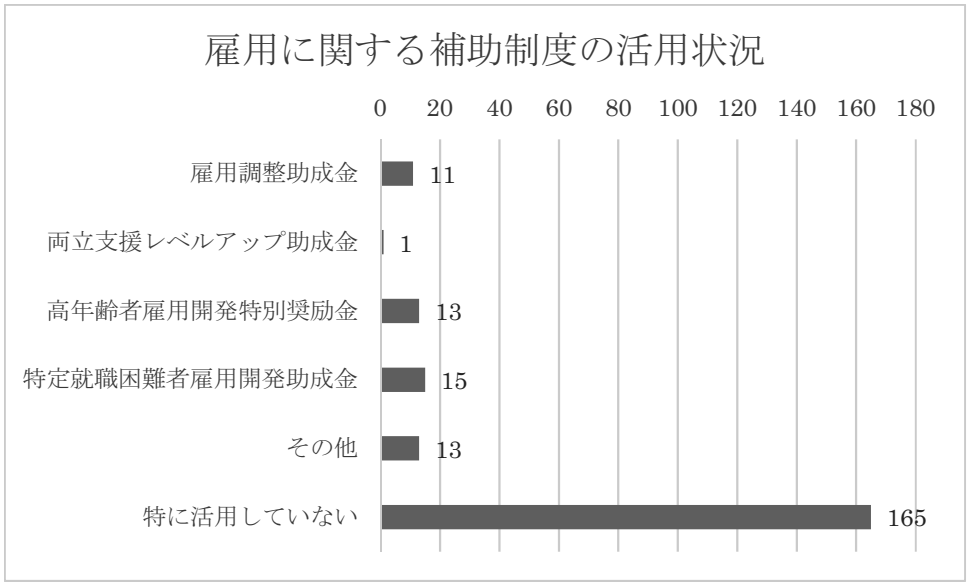

○就職困難者等の雇用に伴う取組について

特にしていないが、107 件、49.31%で最も多いが、公正採用選考の考え方に基づき、本人の能力を基に採用決定を行う企業・事業所は、それに次いで 62 件、28.57%と多く、また、積極的に雇用に努めるとした企業・事業所も計 43 件あり、多くはないが、雇用への取組の進展がうかがえる。

問 11. 貴事業所では、就職困難者※を雇用することに対して何か取組をされていますか。下記から選択ください。	件数	割合
ダイバーシティ採用等の採用方針を定めて、積極的に雇用に努めている	5	2.30%
方針としては定めていないが、積極的に雇用に努めている	38	17.51%
本人の入社時の試験成績等を基に採用しており、就職困難者であることと採用決定は関係がない	62	28.57%
特にしていない	107	49.31%
その他	3	1.38%
無回答	2	0.92%
合計	217	

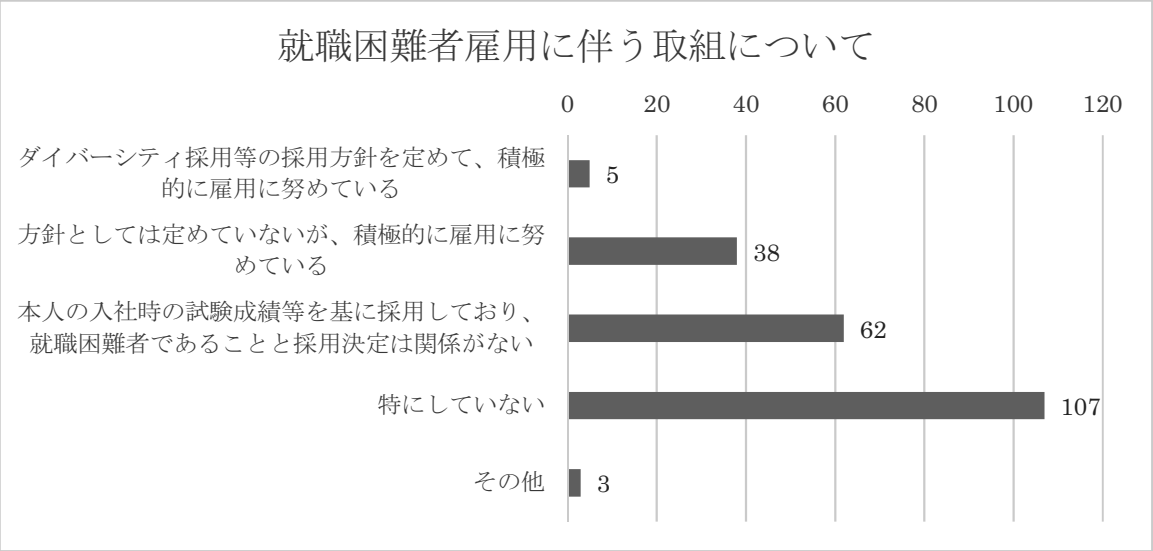

問 12. 貴事業所では、就職困難者等を雇用していますか。(現状で把握されている範囲で結構です)	件数	割合
している	76	49.35%
していない	117	75.97%
わからない	21	13.64%
無回答	3	1.95%
合計	217	

○就職困難者等の雇用理由について

また、雇用している企業・事業所の中で、雇用した理由を伺ったところ、本人の人柄を見てが、一番多く 39 件、27.46%であった。事業所内公正採用選考の考えに基づく選択肢が最も多く、広く受け入れられていることがうかがえる。

問 13. 問 12 にて「1. している」と回答された事業所にお伺いします。雇用した理由は何ですか。下記より選択してください。(複数回答可)	件数	割合
法定雇用率達成のため	15	10.56%
企業として社会的責任	32	22.54%
本人の人柄を見て	39	27.46%
必要とする技能・資格を持っていた	20	14.08%
養護学校や障がい者施設等からの働きかけ	13	9.15%
人員不足解消	17	11.97%
その他	6	4.23%
合計	142	

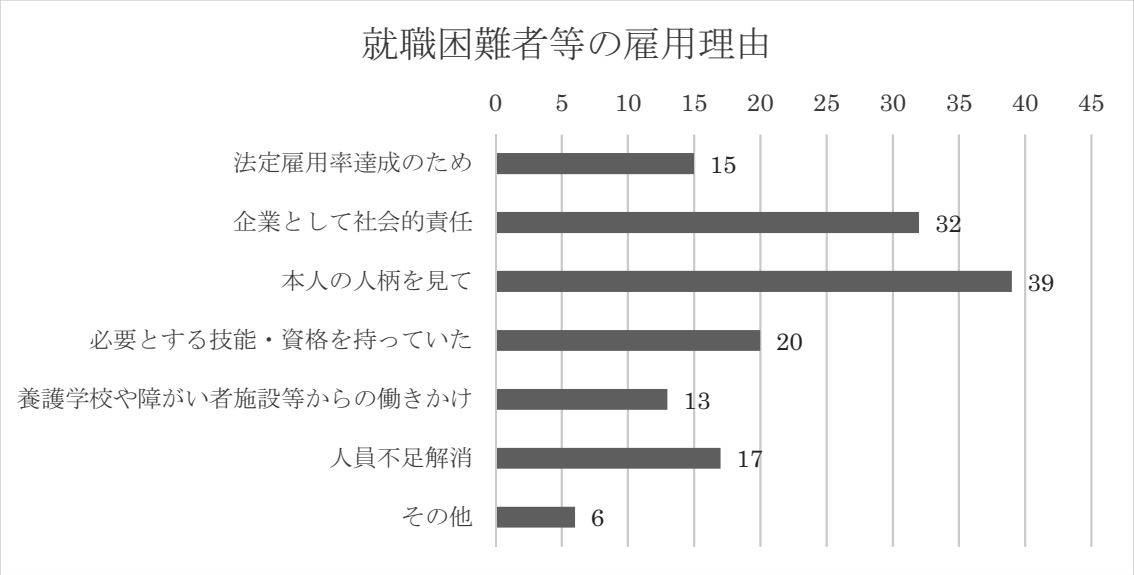

○就職困難者等の雇用経緯について

ハローワークが 42 件で一番多く、割合も 39.25%と最も高くなっている。その次は、その他となっているが、内訳は、再雇用や人材紹介・派遣会社を介さない紹介が具体的には挙っている。

問 14. 問 12 にて「1. している」と回答された事業所にお伺いします。就職困難者をどのような経緯で雇用されましたか。下記より選択してください。	件数	割合
ハローワーク	42	39.25%
職業紹介会社・人材派遣会社等	9	8.41%
新聞・求人誌・求人広告等に掲載	11	10.28%
養護学校等、各種教育機関	11	10.28%
障がい者就労情報センター	1	0.93%
作業所等	2	1.87%
滋賀県障がい者働き暮らし応援センター	6	5.61%
中途障がい者の継続雇用	5	4.67%
滋賀マザーズジョブステーション	0	0.00%
市の就労相談	1	0.93%
甲賀 JOB フェア	0	0.00%
その他	19	17.76%
合計	107	

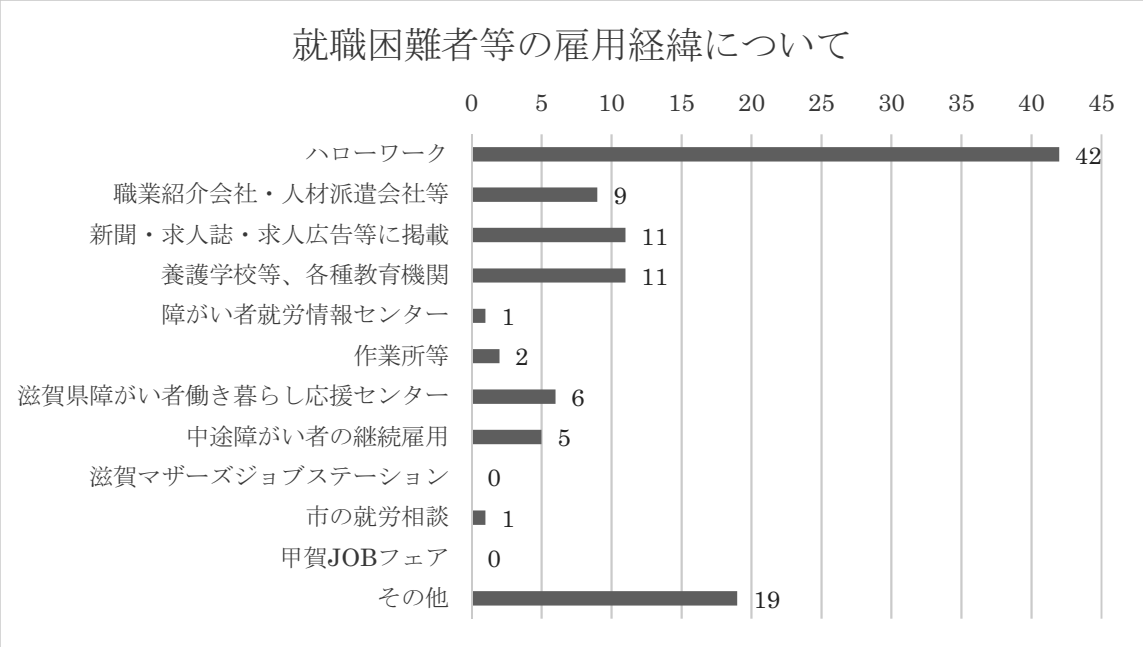

○法定雇用率の達成状況について

50 人以上の規模の企業・事業所が対象となり、問 2 での従業員数の質問項目で、60 件の企業・事業所が 50 人以上となり、法定雇用率の達成状況としては、90%以上とほとんどの企業・事業所で遵守されていることがうかがえる。

問 15. 貴事業所では、障害者雇用促進法における法定雇用率を達成されていますか。下記から選択ください。	件数	割合
達成している	47	21.66%
グループ全体で達成している	8	3.69%
雇用しているが、雇用率は未達成	20	9.22%
雇用していない	116	53.46%
その他	9	4.15%
無回答	17	7.83%
合計	217	

○就労準備支援事業について

言葉を知っている企業・事業所が、62.21％と半数を超え、各企業・事業所での認知度はある程度あることがうかがえる。

問 16. 甲賀市では、働いた経験が少なく、社会参加に不安がある方や、病気を抱える方やひきこもり経験者、障がい者等を対象として、就労体験、就労訓練等の支援を行っており、そういった方々の受け入れをいただく企業・事業所を募集していますが、この就労準備支援事業をご存知ですか。	件数	割合
言葉も知っているし、内容も知っている	28	12.90%
言葉は知っているが、内容はよく知らない	107	49.31%
言葉も内容も知らない	74	34.10%
無回答	8	3.69%
合計	217	

○就労準備支援事業の受け入れについて

可能な限り受け入れたいが 39 件、受け入れたいが 14 件と合計、53 件の企業・事業所が受け入れに前向きな回答である。

問 17. 就職困難者等の就労体験、就労訓練等の支援として、今後、貴事業所で就労準備支援事業にご協力いただくことはできるでしょうか。下記から選択ください。	件数	割合
可能な限り受け入れたい	39	17.97%
受け入れたい	14	6.45%
受け入れは難しい	143	65.90%
その他	19	8.76%
無回答	2	0.92%
合計	217	

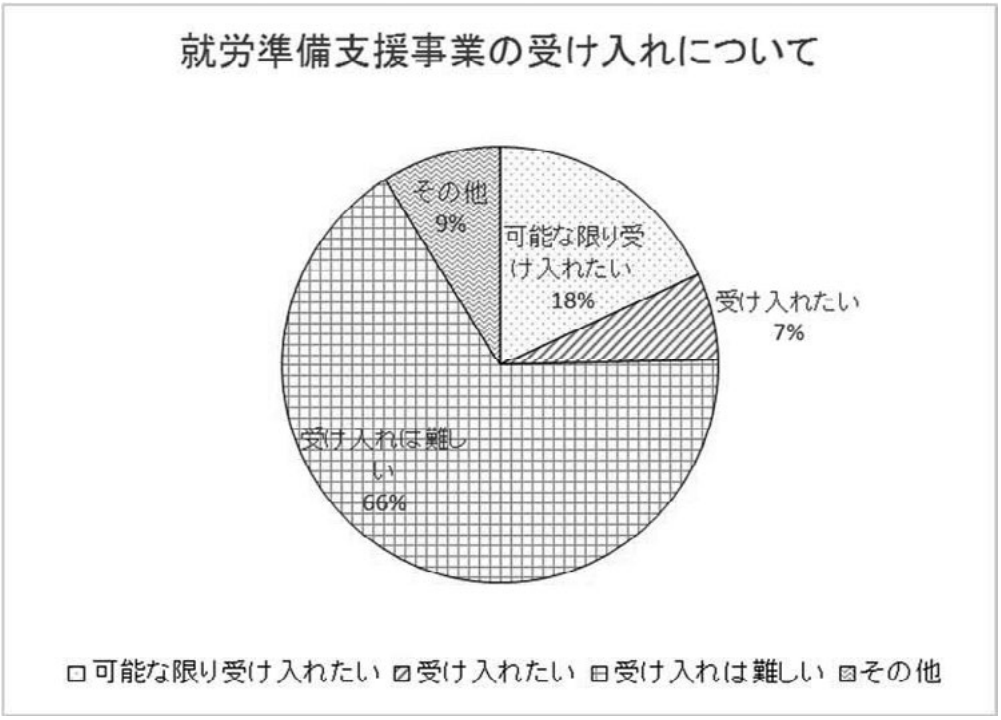

○就労準備支援事業の受け入れが難しい理由について

「受け入れを実施する人員的余裕がないから」が最も多く 100 件、33.33%の回答を得た。また、次に「自社業務の中で就労訓練に適する業務が現状、無いから」が多く 82 件、27.33%となっている。

問 18. 問 17 にて「受け入れは難しい」と回答された事業所にお伺いします。そのように回答された理由は何ですか。下記から選択ください。（複数回答可）	件数	割合
受け入れを実施する人員的余裕がないから	100	33.33%
自社業務の中で就労訓練に適する業務が現状、無いから	82	27.33%
今まで受け入れの事例がなく、何が起こるかわからず不安だから	25	8.33%
事業所側として、メリットに乏しいから	8	2.67%
病気や障がいなどの専門的知識が無く、対応がわからないから	32	10.67%
受け入れ施設が未整備だから	40	13.33%
その他	13	4.33%
合計	300	

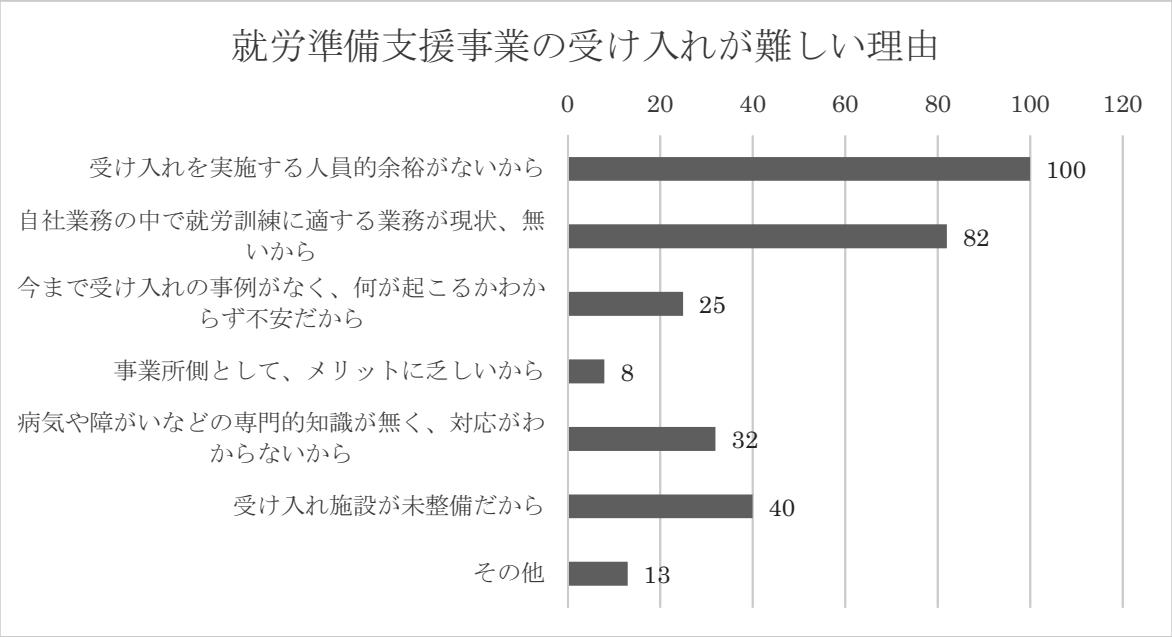

☆甲賀市の雇用施策についての意見

・育児・介護施設の利用時間延長や病児保育の充実、ハローワーク甲賀の立地が不便な為もう少し交通の便の良い所へ移して頂きたい（児童の通学路となっており危険である）

・工業系の専門学校か高校の設立を強く要望します。

・社会情勢において施設利用者の安全第一に考慮しなければならない現状において、一般就労への支援と考えると少なからず不安があります。福祉サービス従事者が増加する対策施策を計っていただいて、人材に余裕できれば就労支援も充実すると思います。

・就労計画も大事だが地元で働ける若者の流出を止める事が何よりも大切と思う。

など

（2）障がい者対象アンケート

市内の障がい者の方々の状況を把握するため、甲賀市にお住まいの 18 歳以上の障害者手帳をお持ちの方 500 人を無作為抽出し、平成 28 年 10 月に雇用実態にかかるアンケート調査を実施した。その結果から、本市の障がい者の方々の雇用・就労に関する状況を整理した。

アンケート送付数　500 人　　回収数：240 人（回収率：48.0%）

〇本人属性について

年齢については、60 歳以上の回答で、50%近くに迫った。障がい者全体として高齢者が回答を積極的にいただいた結果と、年齢構成として、高齢者が多いところがうかがえる。

この用紙に記入されるのはどなたですか。	件数	割合
本人	177	73.75%
家族	46	19.17%
介助者	4	1.67%
友人	1	0.42%
その他	1	0.42%
無回答	11	4.58%
合計	240	

問 1. あなたの性別について、当てはまる番号に〇をしてください。	件数	割合
男性	126	52.50%
女性	110	45.83%
無回答	4	1.67%
合計	240	

問 2. あなたの年齢について、当てはまる番号に〇をしてください。		件数	割合
1	20 歳未満	5	2.08%
2	20～24 歳	9	3.75%
3	25～29 歳	7	2.92%
4	30～34 歳	7	2.92%
5	35～39 歳	14	5.83%
6	40～44 歳	14	5.83%
7	45～49 歳	18	7.50%
8	50～54 歳	22	9.17%
9	55～59 歳	23	9.58%
10	60～64 歳	53	22.08%
11	65～69 歳	63	26.25%
12	70 歳以上	3	1.25%
13	無回答	2	0.83%
	合計	240	

〇手帳について

身体障害者手帳の所有者が最も多く 184 人。療育手帳が 38 人、精神障害者保健福祉手帳が 24 人となっている。

問３．あなたは、どの種類の手帳を持っているか。

1. 身体障害者手帳を持っている	件数	割合
1 級	60	32.61%
2 級	19	10.33%
3 級	29	15.76%
4 級	48	26.09%
5 級	17	9.24%
6 級	11	5.98%
合計	184	

2.　療育手帳を持っている	件数	割合
A1	9	23.68%
A2	8	21.05%
B1	8	21.05%
B2	13	34.21%
合計	38	

3.　精神障害者保健福祉手帳を持っている	件数	割合
1 級	2	8.33%
2 級	16	66.67%
3 級	6	25.00%
合計	24	

○甲賀市就労支援計画について

就労支援計画について、言葉を知っている人が 76 人で、全体の 30%を少し上回る程度で、70%近くの方が言葉も内容も知らないと回答している。

問 4. 就労支援計画について伺います。あなたは、甲賀市の雇用・就労のために策定された第1次就労支援計画について知っていますか。当てはまる番号に○をしてください。	件数	割合
言葉も内容も知っている	13	5.42%
言葉は知っているが内容までは知らない	63	26.25%
言葉も内容も知らない	156	65.00%
無回答	8	3.33%
合計	240	

○現在の就労状況について

現在、障がい者の方々の就労状況については、働いていると回答した方が 117 人、働いていないと回答した方が 112 人で、ほぼ同数である。

問 5. あなたの就労状況について、当てはまる番号に○をしてください	件数	割合
現在、就労している（働いている）	117	48.75%
現在、就労していない（働いていない）	112	46.67%
無回答	11	4.58%
合計	240	

○就労に至る経緯について

「その他」の項目が最も多いが、中身としては、「自営」をしているという内容やケアマネージャーや関連団体の紹介などが多かった。

紹介内容については、その他を除くとハローワークが最も多く 22 件、18.18%となっている。

問 6. 今の職場にどのような経緯で就職されましたか。当てはまる番号に○をしてください。	件数	割合
甲賀市の就労相談	5	4.13%
甲賀市障がい者就職面接会	4	3.31%
ハローワーク	22	18.18%
友人・家族の紹介	16	13.22%
求人チラシ	8	6.61%
特別支援学校の紹介	14	11.57%
障がい者雇用生活支援センター（働き・暮らし応援センター）の紹介	10	8.26%
その他	42	34.71%
合計	121	

○現在の就労場所について

最も多かったのは、一般企業で 61 人、52.14%となっている。次いで作業所（障がい者就労施設）が 26 人、22.22%となっている。

問 7. あなたは現在、どこで働いていますか。当てはまる番号に○をしてください。	件数	割合
一般企業	61	52.14%
作業所	26	22.22%
官公庁	7	5.98%
その他	22	18.80%
無回答	1	0.85%
合計	117	

○現在の就労形態について

パート・アルバイトなどが 48 人、41.03%で最も多く、不安定な就労状況の方が多いことがうかがえる。

問 8. 現在の就労形態は何ですか。下記から選択してください。	件数	割合
正社員・正職員	28	23.93%
パート・アルバイト等	48	41.03%
派遣社員・契約社員	7	5.98%
自営業	15	12.82%
自営業の手伝い	4	3.42%
内職	5	4.27%
その他	8	6.84%
無回答	2	1.71%
合計	117	

○通勤方法について

自家用車が最も多く、62 人、44.93%となっている。次いで、公共交通機関（バス、電車など）が 23 人、16.67%となっている。

問 9. あなたは現在、どのような方法で通勤していますか。当てはまる番号に○をしてください。	件数	割合
自家用車	62	44.93%
自転車	17	12.32%
徒歩	15	10.87%
公共交通機関（バス、電車等）	23	16.67%
職場の送迎バス等	15	10.87%
その他	6	4.35%
合計	138	

○職場で困っていることについて

特にないが 47.69%となっており、次いで賃金（給与）21.54%となっている。

問 10. あなたは現在、職場で困っていることはありますか。当てはまる番号に○をしてください。	件数	割合
賃金（給与）	28	21.54%
職場の人間関係	14	10.77%
仕事の内容	10	7.69%
勤務時間	9	6.92%
特にない	62	47.69%
その他	7	5.38%
合計	130	

○職場で困ったときに誰に相談するかについて

家族が最も多く 33.33%となっており、次いで職場の上司 20.92%、職場の同僚 16.99%となっている。

問 11. あなたは、職場で困った時、誰に相談しますか。当てはまる番号に○をしてください。	件数	割合
家族	51	33.33%
友人	9	5.88%
職場の上司	32	20.92%
職場の同僚	26	16.99%
職場の相談窓口	5	3.27%
外部の相談支援機関	16	10.46%
相談しない	12	7.84%
その他	2	1.31%
合計	153	

○働いていない理由について

障がいが重く働くことが難しいが 22.94%となっており、次いで採用してくれるところが無いが 21.76%、体調の不安定が 20.59%となっている。

問 12. あなたが現在、働いていない理由として、当てはまる番号に○をしてください。	件数	割合
採用してくれるところが無い	37	21.76%
希望する業種(職種)の求人が無い	20	11.76%
現在就職活動中である	13	7.65%
通勤手段がなく職場へ通えない	3	1.76%
障がいが重く働くことが難しい	39	22.94%
体調が不安定	35	20.59%
働きたくないから	2	1.18%
その他	21	12.35%
合計	170	

○希望就労場所について

一般企業が 33.33%となっており、次いで作業所が 21.05%となっている。

問 13. あなたは、どういうところで働きたいですか。当てはまる番号に○をしてください。	件数	割合
一般企業	19	33.33%
作業所	12	21.05%
官公庁	10	17.54%
その他	7	12.28%
無回答	9	15.79%
合計	57	

○希望職種について

ものづくり作業が最も多く 35.82%となっており、次いで事務・パソコン作業が 23.88%となっている。

問 14. あなたは、どういう職種を希望しますか。当てはまる番号に○をしてください。	件数	割合
事務・パソコン作業	16	23.88%
販売・サービス業	8	11.94%
ものづくり作業	24	35.82%
介護・福祉系の仕事	4	5.97%
その他	15	22.39%
合計	67	

○通勤手段について

自家用車が最も多く 52.94%となっており、次いで自転車が 14.12%、公共交通機関（バス・電車など)、職場の送迎バスが 12.94%となっている。

問 15. あなたが希望する職場へ通勤する場合、どういった方法で通勤しますか。当てはまる番号に○をしてください。	件数	割合
自家用車	45	52.94%
自転車	12	14.12%
徒歩	4	4.71%
公共交通機関(バス、電車等)	11	12.94%
職場の送迎バス等	11	12.94%
その他	2	2.35%
合計	85	

○今後の支援について

雇用主の理解が最も多く、18.80%となっており、次いで、国・県・市町などの就労相談窓口の充実が 15.54%となっている。

問16. あなたは、今後、どんな支援があると働くことができると思いますか。当てはまる番号に○をしてください。	件数	割合
国・県・市町等の就労相談窓口の充実	62	15.54%
技術・資格取得の支援	35	8.77%
職業訓練機会の充実	22	5.51%
訓練受講時の経済的援助	27	6.77%
就労支援施策の情報提供の充実	45	11.28%
雇用主の理解	75	18.80%
障がい者のための就職セミナーなど企業と就職希望者の面談機会の充実	51	12.78%
起業の相談や援助	12	3.01%
ジョブコーチへの相談	10	2.51%
起業での体験雇用(トライワーク)	18	4.51%
通勤のための交通手段の確保	30	7.52%
その他	12	3.01%
合計	399	

☆甲賀市の雇用施策についての意見

・ハローワークの障がい者支援の充実・障がい者採用企業への支援の充実。

・ハローワーク以外の就労相談窓口（障がい者）の場所が分かりにくい。

・移動支援などの福祉施策の充実と併せて考えて欲しい。介護福祉系の仕事で障がい者・難病患者の雇用促進をしてほしい。

・一度作業所へ入所してしまったら作業所の経営方針に従うしかなく、作業所側が一般企業への就労に積極的ではない場合は、そのまま作業所での作業を継続することとなる。市から作業所側への支援が必要だと思う。

・企業に対して障がい者雇用を促す守る施策立案をお願いします。

・甲賀市の障がい者に対する施策についてもう少し企業が障がい者の状況を理解して雇用するような施策を立てて欲しい。

・作業所が便利な所になく身体障がいを持っている人や家族の負担が大きい。また、作業所の工賃で自立して生きていける金額ではないので支援してほしい。
・作業所に就労する人が年々増えています。どこの作業所も利用者の定員オーバーなのに就労希望者は増えています。一般企業に就労していた人もリタイヤ雇用がなく作業所に就労されている場合もあります。どんな人も自分の力に合った就労が出来れば良いと思います。作業所・場所が足りない。職員・指導者が足りない状態です。
・市内には企業団地が多くあります。そういった企業への働きかけやサポートを多くしてもらえるといいと思います。
・図書館とか公民館、体育館の仕事を障がい者にまわしてほしい。アルバイト等でも出来るようすれば良いと思う。

など

（3）ひとり親対象アンケート

市内のひとり親家庭の親の方々の状況を把握するため、甲賀市にお住まいの20歳未満の子を持つ18歳以上のひとり親200人を無作為抽出し、平成28年10月に雇用実態についてアンケート調査を実施しました。その結果から、本市のひとり親の方々の雇用・就労に関する状況を整理しました。

アンケート送付数　200人　　回収数　62人（回収率31%）

問1. あなたの性別は。	件数	割合
男性	10	16.13%
女性	52	83.87%
合計	62	

○ひとり親家庭の親の年齢について

20歳未満の子を持つひとり親の年齢は35歳～50歳までが全体の約70%を占めている。

問2. あなたの年齢は。	件数	割合
20歳未満	0	0.00%
20～24歳	2	3.23%
25～29歳	2	3.23%
30～34歳	4	6.45%
35～39歳	13	20.97%
40～44歳	15	24.19%
45～49歳	16	25.81%
50～54歳	5	8.06%
55～59歳	4	6.45%
60～64歳	1	1.61%
65～69歳	0	0.00%
70歳以上	0	0.00%
合計	62	

○子どもの人数について

ひとり親家庭の子どもの人数は 1 人が全体の 58.06%で最も多くなっている。

問 3. あなたの子どもは何人いますか。	件数	割合
1 人	36	58.06%
2 人	23	37.10%
3 人	3	4.84%
4 人	0	0.00%
5 人	0	0.00%
合計	62	

20 歳未満の子	件数	割合
1 人	36	58.06%
2 人	23	37.10%
3 人	3	4.84%
4 人	0	0.00%
5 人	0	0.00%
合計	62	

内、①就学前の児童	件数	割合
1 人	10	100.00%
2 人	0	0.00%
3 人	0	0.00%
4 人	0	0.00%
5 人	0	0.00%
合計	10	

内、②小・中学生	件数	割合
1 人	23	62.16%
2 人	12	32.43%
3 人	2	5.41%
4 人	0	0.00%
5 人	0	0.00%
合計	37	

内、③高校生・大学生等（専修学校生、短大生含む）	件数	割合
1 人	17	80.95%
2 人	4	19.05%
3 人	0	0.00%
4 人	0	0.00%
5 人	0	0.00%
合計	21	

内、④その他	件数	割合
1 人	3	100.00%
2 人	0	0.00%
3 人	0	0.00%
4 人	0	0.00%
5 人	0	0.00%
合計	3	

○面倒を見てもらえる人について

面倒を見てもらえる人が近くにいないと回答した人が 17 人で 27.42%となっている。

問 4. あなたには、あなた以外に子どもの面倒を見てもらえる人が近くにいますか。	件数	割合
近くにいる	45	72.58%
近くにいない	17	27.42%
合計	62	

両親、父または母が全体の約 70%を占めている。

おられる場合は、どなたかご記入ください。	件数	割合
両親	25	50.00%
父	3	6.00%
母	9	18.00%
兄弟	3	6.00%
姉妹	4	8.00%
兄	2	4.00%
姉	2	4.00%
ご近所さん	1	2.00%
祖父母	1	2.00%
合計	50	

○就労支援計画について

言葉も内容も知らないが 83.87%で最も多くなっている。

問 5. 就労支援計画について伺います。あなたは、甲賀市の雇用・就労のために策定された第1次就労支援計画について知っていますか	件数	割合
言葉も内容も知っている	1	1.61%
言葉は知っているが内容までは知らない	9	14.52%
言葉も内容も知らない	52	83.87%
合計	62	

○就労状況について

現在、就労している方が 87.10%となっており、現在、就労していないが 9.68%となっている。

問 6. あなたの就労状況についてお伺いします。	件数	割合
現在、就労している	54	87.10%
現在、就労していない	6	9.68%
無回答	2	3.23%
合計	62	

○就労形態について

正社員が最も多く 55.56%。次いでパート・アルバイトが 25.93%となっている。

問 7. 現在の就労形態は何ですか。下記から選択してください。	件数	割合
正社員・正職員	30	55.56%
パート・アルバイト等	14	25.93%
派遣社員・契約社員	7	12.96%
自営業	3	5.56%
自営業の手伝い	0	0.00%
内職	0	0.00%
その他	0	0.00%
合計	54	

○求職の方法について

求人広告 24.14%、友人・知人の紹介が 24.14%と最も多くなっている。

問 8. 現在の仕事は、どのような方法で探しましたか。	件数	割合
市の就労相談	3	5.17%
甲賀 JOB フェア	0	0.00%
ハローワーク	11	18.97%
滋賀マザーズジョブステーション	0	0.00%
友人・知人の紹介	14	24.14%
家族・親戚の紹介	1	1.72%
学校の紹介	3	5.17%
新聞・求人誌・求人広告等	14	24.14%
職業紹介会社・人材派遣会社等	3	5.17%
企業の求人募集	5	8.62%
その他	4	6.90%
合計	58	

○通勤手段について

自家用車が 88.68%と最も多くなっている。

問 9. 現在の職場への通勤手段は何ですか？	件数	割合
自家用車	47	88.68%
自転車	1	1.89%
徒歩	3	5.66%
公共交通機関（バス、電車等）	1	1.89%
職場の送迎バス等	0	0.00%
その他	1	1.89%
合計	53	

○就労していない理由について

収入面で条件があわない、勤務時間について条件があわない、勤務場所があわない等、雇用条件についての理由が 38.45%となっている。

問 10. 現在、就労していない理由を下記から選択してください。(複数選択可)	件数	割合
就職活動中のため	3	23.08%
収入面で条件があわない	1	7.69%
勤務時間について条件があわない	2	15.38%
勤務場所があわない	2	15.38%
子どもを見てくれる人がいない	0	0.00%
仕事内容があわない	1	7.69%
企業側で必要とされる技術・資格がない	1	7.69%
育児中のため	1	7.69%
病気のため	2	15.38%
介護のため	0	0.00%
職業訓練を受けるなど技術・資格習得中のため	0	0.00%
その他	0	0.00%
合計	13	

○希望職種について

事務職が 41.67%と最も多く、次いで販売・サービスが 33.33%、製造業が 25.00%となっている。

問 11. 今後、就労する場合、希望する職種は何ですか。	件数	割合
事務職	5	41.67%
営業職	0	0.00%
製造業	3	25.00%
販売・サービス	4	33.33%
福祉・介護	0	0.00%
その他	0	0.00%
合計	12	

問 12. 今後、就労する場合、または就労し続けていく上で、習得したい資格や技術は何ですか。(複数回答可)	件数	割合
自動車運転免許	3	3.45%
簿記	7	8.05%
医療事務	15	17.24%
歯科助手	3	3.45%
調理師	8	9.20%
保育士	1	1.15%
看護士	3	3.45%
介護福祉士	10	11.49%
ホームヘルパー(介護職員初任者研修)	6	6.90%
特にない	24	27.59%
その他	7	8.05%
合計	87	

○就労支援について

雇用主の理解が 13.92%と最も多く、次いで、技術・資格取得の支援が 12.37%、延長・夜間・休日保育の充実が 11.34%となっている。

問 13. 今後、就労する場合、または就労し続けるために必要だと思われる支援について下記から選択してください。(複数回答可)	件数	割合
就労相談窓口の充実	17	8.76%
技術・資格取得の支援	24	12.37%
職号訓練の機会充実	15	7.73%
訓練受講時の経済的援助	19	9.79%
就労支援施策の情報提供の充実	15	7.73%
延長・夜間・休日保育の充実	22	11.34%
放課後児童クラブ(学童保育)の充実	14	7.22%
病児・病後児保育の充実	13	6.70%
雇用主の理解	27	13.92%
育児・介護休暇制度の充実	16	8.25%
就職セミナーなど企業と就職希望者のマッチング	7	3.61%
起業の相談や援助	5	2.58%
その他	0	0.00%
合計	194	

☆甲賀市の雇用施策についての意見

・自分自身、子どもとも自宅周辺の交通の便が悪く、近所に働ける場所（求人）が少ないことから求職にとても苦労してる。ひとり親で車が無い等、経済的な理由で足が無いなどもあり、総括的な施策が必要と感じます。
・就労支援も重要だがその前に就労できる環境作りが急務である。その施策の一つとして介護支援の充実を図ってほしい。
・他の地域に比べると就労先はあるほうだと思うが、保育園の延長や土曜保育、学童保育にいたってはとても遅れている。小さい子供を持つ母親が働きにくいであろうと思われます。市が主体の就労支援補助もしくは奨学金（無利子）を早急にお願いしたい。
・働く親が正社員でい続けることの難しさを感じます。子供が元気で居てくれるからこその就労です。いくら雇用主の理解といっても現場レベルで理解がなかったりします。ぎりぎりの雇用でなく充実した社員数により一人一人の負担を減らせる様、潜在的にいる方々を就労に結び付けて欲しいです。

など

（4）外国人対象アンケート

市内の外国人の方々の状況を把握するため、甲賀市にお住まいの 18 歳以上の外国人の方（甲賀市役所に来庁された方）を対象に、平成 28 年 10 月に雇用実態にかかるアンケート調査を実施した。その結果から、本市の外国人の方々の雇用・就労に関する状況を整理した。

問 1. あなたの性別を下記から選択してください。	件数	割合
男性	7	22.58%
女性	22	70.97%
無回答	2	6.45%
合計	31	

問 2. あなたの年齢を下記から選択してください。	件数	割合
20 歳未満	1	3.23%
20～24 歳	2	6.45%
25～29 歳	5	16.13%
30～34 歳	8	25.81%
35～39 歳	6	19.35%
40～44 歳	1	3.23%
45～49 歳	3	9.68%
50～54 歳	2	6.45%
55～59 歳	1	3.23%
60～64 歳	2	6.45%
65～69 歳	0	0.00%
70 歳以上	0	0.00%
無回答	0	0.00%
合計	31	

○日本語に関する能力（読み、書き、会話）について

少し読めるが 51.61%、少し書けるが 41.94%となっており、会話については、少し不自由するが 51.61%となっている。

問 3. あなたの日本語に関する能力（読み、書き、会話）についてお伺いします。 あなたの日本語に対する「読み」「書き」「会話」の習熟度を下記から選択してください。	件数	割合
読み		
読める	5	16.13%
少し読める	16	51.61%
あまり読めない	7	22.58%
全く読めない	3	9.68%
合計	31	
書き		
書ける	4	12.90%
少し書ける	13	41.94%
あまり書けない	9	29.03%
全く書けない	4	12.90%
無回答	1	3.23%
合計	31	
会話		
日常会話は問題ない	11	35.48%
日常会話に少し不自由する	16	51.61%
全く話せない	3	9.68%
無回答	1	3.23%
合計	31	

○就労支援計画について

言葉も内容も知らないが 74.19%となっている。

問 4. 就労支援計画について伺います。あなたは、甲賀市の雇用・就労のために策定された第1次就労支援計画について知っていますか。下記から選択してください。	件数	割合
言葉も内容も知っている	2	6.45%
言葉は知っているが内容までは知らない	4	12.90%
言葉も内容も知らない	23	74.19%
無回答	2	6.45%
合計	31	

○就労状況について

現在就労しているが 64.52%となっている。

問 5. あなたの就労状況についてお伺いします。下記から選択してください。	件数	割合
現在、就労している	20	64.52%
現在、就労していない	11	35.48%
無回答	0	0.00%
合計	31	

○就労形態について

派遣社員・契約社員が 60%となっており、次いで正社員・正職員が 25%となっている。

問 6. 就労状況についてお伺いします。あなたの現在の就労形態について、下記から選択してください。	件数	割合
正社員・正職員	5	25.00%
パート・アルバイト等	2	10.00%
派遣社員・契約社員	12	60.00%
自営業	0	0.00%
自営業の手伝い	0	0.00%
内職	0	0.00%
その他	0	0.00%
無回答	1	5.00%
合計	20	

○求職方法について

友人・知人の紹介が 33.33%となっており、次いでハローワーク、家族・親戚の紹介が 19.05%となっている。

問 7. 現在の仕事は、どのような方法で探しましたか。下記から選択してください。	件数	割合
市の就労相談	1	4.76%
甲賀 JOB フェア	0	0.00%
ハローワーク	4	19.05%
滋賀マザーズジョブステーション	0	0.00%
友人・知人の紹介	7	33.33%
家族・親戚の紹介	4	19.05%
学校の紹介	1	4.76%
新聞・求人誌・求人広告等	0	0.00%
職業紹介会社・人材派遣会社等	2	9.52%
企業の求人募集	1	4.76%
その他	1	4.76%
合計	21	

○通勤手段について

自家用車が 85%となっている。

問 8. 現在の就労先への通勤手段は何ですか？下記から選択してください。	件数	割合
自家用車	17	85.00%
自転車	1	5.00%
徒歩	0	0.00%
公共交通機関（バス、電車等）	1	5.00%
職場の送迎バス等	1	5.00%
その他	0	0.00%
合計	20	

○今後の予定について

このまま仕事を続けたいが 70%となっている。

問 9. 現在の仕事について、今後どうする予定か、下記から選択してください。	件数	割合
今後もこのまま仕事を続けたい	14	70.00%
転職したい	4	20.00%
仕事をやめたい	0	0.00%
無回答	2	10.00%
合計	20	

○就労していない理由について

休職中のためが 45.45%となっている。

問 10. 現在、就労していない理由を下記から選択してください。	件数	割合
現在、休職中のため	5	45.45%
働きたいが問題があるので働けない	2	18.18%
働きたくないもしくは働く必要がない	0	0.00%
その他	3	27.27%
無回答	1	9.09%
合計	11	

○希望する職種について

製造業が 63.64%となっており、次いで事務職 27.27%となっている。

問11. 今後、就労する場合、希望する職種は何ですか。下記から選択してください。	件数	割合
事務職	3	27.27%
営業職	0	0.00%
製造業	7	63.64%
販売・サービス	0	0.00%
福祉・介護	0	0.00%
その他	0	0.00%
無回答	1	9.09%
合計	11	

○就労に関して困ったこと、困っていることについて

労働条件が合わないが 18.52%となっており、次いで言葉がわからない、特にないが 14.81%となっている。

問 12. 就労に関して困ったこと、困っていることはありますか。下記から選択してください。(複数回答可)	件数	割合
言葉がわからない	4	14.81%
労働条件(給与、待遇等)が合わない	5	18.52%
保育園等子どもを預かってくれるところがない、わからない	2	7.41%
家事との両立ができない	1	3.70%
必要な資格を取得していない	1	3.70%
就労に関する情報が少なく入手方法がわからない	0	0.00%
どこに行けば就職の相談をできるのかわからない	0	0.00%
特にない	4	14.81%
その他	10	37.04%
無回答	0	0.00%
合計	27	

○今後の支援として必要なことについて

日本語の読み書きができるようになるが 22.81%となっており、次いで雇用機会・選択肢の増加、労働環境の整備・改善が 14.04%となっている。

問 13. 今後の支援として、あなたが就労する、または働き続けるために必要なことについて下記から選択してください。(複数回答可)	件数	割合
日本語の読み書きができるようになる	13	22.81%
能力開発(資格等の取得)	7	12.28%
就労(トラブル)相談窓口の拡充	3	5.26%
就労の情報を入手しやすくする	3	5.26%
雇用機会・選択肢の増加	8	14.04%
住居の確保	0	0.00%
保育園等子どもを預ける場所の確保	7	12.28%
労働環境(給与、待遇等)の整備・改善	8	14.04%
非正規労働者(パート、アルバイト、派遣、日雇い、臨時等)の正規雇用支援	6	10.53%
その他	2	3.51%
合計	57	

☆甲賀市の雇用施策についての意見

・外国人向けの様々な仕事に役立つ職業訓練などのサポートがあればいいと思います。外国人とはいえ日本で生活しているので皆さんと同様の権利（義務）があると思います。

・仕事経験があまり無い 40 代の人にもっと仕事のチャンスを提供してほしい。

など

（1）企業・事業所アンケート用紙

第２次甲賀市就労支援計画策定にかかる事業所アンケート

アンケートの趣旨とご協力のお願い

日ごろから市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

甲賀市では、平成２３年３月に「甲賀市就労支援計画」を策定し、「就職困難者等」の自立に必要な雇用・就労の実現にむけた取り組みを進めているところです。

今回のアンケートは、社会情勢に応じて、この計画を見直すため、第二次甲賀市就労支援計画の策定や効果的な取り組みについて、市内事業所の実情やお考えをお聞きするものです。

お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理しますので、事業所の名前が出たりすることはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

平成２８年（２０１６年）１０月

甲賀市長

アンケート 記入にあたってのお願い

- このアンケートは、**経営者・代表者**または**人事・労務担当の方**にご記入をお願いします。平成２８年（2016 年）１０月１日現在でお答えください。
- このアンケートは無記名式ですので、事業所名を記入する必要はありません。
- ボールペンまたは鉛筆などではっきりと記入してください。
- 回答は、質問ごとにあてはまる番号を選び、その番号を○で囲んでください。○の数は、質問によって１つの場合と複数の場合がありますので、その数にしたがってお答えください。
- 回答をいただく対象が限定される質問もありますので、質問の前の説明にしたがってお答えください。
- 回答が「その他」にあてはまる場合は、（　）内になるべく具体的にその内容を記入してください。
- 記入いただきましたアンケートは、同封の返信用封筒に入れ、**１０月２５日（火）までに** 郵便ポストへ投函してください。その際、切手を貼っていただく必要はありません。

このアンケートについての問い合わせは、下記までお願いします。

甲賀市 産業経済部　商工政策課　　〒528－8502　甲賀市水口町水口 6053 番地

Tel：65-0710　Fax：63-4087

第２次甲賀市就労支援計画アンケート

各問の該当項目に○をつけていただくか、数字または人数、年齢等をご記入ください。

問１．貴事業所の産業分類について以下から１つ選択ください。

1.農業・林業・漁業　2.鉱業　3.建設業 4.製造業　5.電気・ガス・熱供給・水道業
6.情報通信業　7.運輸業、郵便業　8.卸売・小売業　9、飲食店、宿泊業
10.金融・保険業　11.不動産業、物品賃貸業　12.医療、福祉
13.教育・学習支援業　14.学術研究、学問・芸術サービス業　15.生活関連サービス業
16.複合サービス業　17.サービス業(他に分類されないもの)
18.公務(他に分類されないもの)　19.分類不能の産業

問２．貴事業所の従業員数等について下記に人数をご記入ください。
（現状で把握されている範囲で結構です）

従業員数(週所定労働時間 20 時間以上の短時間労働者を含む)	人
内、「障害者雇用促進法」に定める障がい者従業員数	人
内、女性従業員数	人
内、特定就職困難者雇用開発助成金の補助対象となる ひとり親従業員数	人
内、１８歳未満の従業員数	人
内、６０歳以上の従業員数	人
内、外国人従業員数	人
内、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で指定する 難病従業員数	人

問３．貴事業所では、過去 5 年間（2011 年から 2016 年現在）の間で正社員数はどのように変化しましたか。

１．増えた　２．変わらない　３．減った

問４．貴事業所では、過去 5 年間（2011 年から 2016 年現在）の間で非正規社員（パート、派遣・契約社員等）数はどのように変化しましたか。

１．増えた　２．変わらない　３．減った

問５．貴事業所での定年年齢について下記に年齢をご記入ください。

定年年齢	歳
再雇用・定年延長等の限度年齢（無制限の場合は「－」を記入）	歳

問６．貴事業所には、育児休暇の制度がありますか。

１．ある　　２．ない

問７．問６で「１．ある」と回答された方にお伺いします。
貴事業所では、現在、育児休暇取得中の従業員はおられますか。

１．いる　　２．いない

問８．貴事業所には、介護休暇の制度がありますか。

１．ある　　２．ない

問９．問８で「１．ある」と回答された方にお伺いします。
貴事業所では、現在、介護休暇取得中の従業員はおられますか。

１．いる　　２．いない

問１０．貴事業所では、雇用に関する補助制度を活用されていますか。下記から選択ください。（複数回答可）

１．雇用調整助成金　　２．両立支援レベルアップ助成金
３．高年齢者雇用開発特別奨励金　　４．特定就職困難者雇用開発助成金
５．その他（　　）
６．特に活用していない

問１１．貴事業所では、就職困難者※を雇用することに対して何か取り組みをされていますか。下記から選択ください。

※就職困難者とは、障がい者、ひとり親家庭の親（母子・父子）、外国籍の人、若年無業者、中高年齢者、健康等に問題をかかえている人、同和問題に起因する就労困難者　の総称です。

１．ダイバーシティ採用等の採用方針を定めて、積極的に雇用に努めている
２．方針としては定めていないが、積極的に雇用に努めている
３．本人の入社時の試験成績等を基に採用しており、就職困難者であることと採用決定は関係がない
４．特にしていない
５．その他（　　）

問１２．貴事業所では、就職困難者を雇用していますか。
（現状で把握されている範囲で結構です）

１．している　　２．していない　　３．わからない

問１３．問１２にて「１．している」と回答された事業所にお伺いします。雇用した理由は何ですか。下記より選択してください。（複数回答可）

１．法定雇用率達成のため　　２．企業としての社会的責任
３．本人の人柄を見て　　４．必要とする技能・資格を持っていた
５．養護学校や障がい者施設等からの働きかけ　　６．人員不足解消
７．その他（　　）

問１４．問１２にて「１．している」と回答された事業所にお伺いします。就職困難者をどのような経緯で雇用されましたか。下記より選択してください。（複数回答可）

1.ハローワーク　2.職業紹介会社、人材派遣会社等　3.新聞、求人誌、求人広告等に掲載
4.養護学校等、各種教育機関　　5.障がい者就労情報センター　　6.作業所等
7.滋賀県障がい者働き暮らし応援センター　　8.中途障がい者の継続雇用
9.滋賀マザーズジョブステーション　10.市の就労相談　　11.甲賀ＪＯＢフェア
12.その他(　　)

問１５．貴事業所では、障害者雇用促進法における法定雇用率を達成されていますか。下記から選択ください。

１．達成している　　２．グループ全体で達成している
３．雇用しているが、雇用率は未達成　　４．雇用していない
５．その他（　　）

問１６．甲賀市では、働いた経験が少なく、社会参加に不安がある方や、病気を抱える方やひきこもり経験者、障がい者等を対象として、就労体験、就労訓練等の支援を行っており、そういった方々の受け入れをいただく企業・事業所を募集していますが、この就労準備支援事業をご存知ですか。

１．言葉も知っているし、内容も知っている
２．言葉は知っているが、内容はよく知らない
３．言葉も内容も知らない

問１７．就職困難者の就労体験、就労訓練等の支援として、今後、貴事業所で就労準備支援事業にご協力いただくことはできるでしょうか。下記から選択ください。

１．可能な限り受け入れたい　　２．受け入れたい　　３．受け入れは難しい
４その他（　　）

※就労準備支援事業・・・・・直ちに、一般就労を目指すことが困難な病気を抱える方やひきこもり経験者、障がい者等に対して、受け入れ企業・事業所で実施する就労体験や就労訓練。

問１８．問１７にて「受け入れは難しい」と回答された事業所にお伺いします。そのように回答された理由は何ですか。下記から選択ください。（複数回答可）

１．受け入れを実施する人員的余裕がないから
２．自社業務の中で就労訓練に適する業務が現状、無いから
３．今まで受け入れの事例がなく、何が起こるかわからず不安だから
４．事業所側として、メリットに乏しいから
５．病気や障がいなどの専門的知識が無く、対応がわからないから
６．受け入れ施設が未整備だから
７．その他（　　）

甲賀市の雇用施策についてご意見がありましたらご自由にお書きください。

ご回答ありがとうございました。

１０月２５日（火）までに返信用封筒にて返送してください。

（２）障がい者対象アンケート用紙

第２次甲賀市就労支援計画策定にかかるアンケート

アンケートの趣旨とご協力のお願い

市民の皆様には、日ごろから市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

甲賀市では、平成２３年３月に「甲賀市就労支援計画」を策定し、就労に困難な事情を持ち、本人の努力にかかわらず就労できない人たちの自立に必要な雇用・就労の実現に向けた取り組みを進めているところです。

今回のアンケートは、社会情勢に応じてこの計画を見直すため、広く市民の皆様のお考えやご意見をお聞きするものです。

お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理しますので、個人の名前が出たりすることはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

平成２８年（２０１６年）９月

甲賀市長

【アンケート記入にあたってのお願い】

１．このアンケートは、平成２８年９月２３日現在で甲賀市にお住いの１８歳以上の障害者手帳をお持ちの方５００人を無作為に選んでご協力をお願いしています。

２．**封筒のあて名のご本人**の考えをご回答してください。

３．答えたくない質問については、答えていただく必要はありません。

４．回答は、設問の指示にしたがって、該当する**番号に○をつけてください。**
ただし、設問によっては具体的な内容を記述していただく場合があります。

５．記入いただきましたアンケートは、**１０月２５日（火）までに**同封の返信用封筒で無記名にて郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

このアンケートについてのお問い合わせは、下記までお願いします。
甲賀市 産業経済部 商工政策課
〒528－8502 甲賀市水口町水口6053番地
電話（℡）：65-0710（直通） ファックス（FAX）：63-4087

あなた自身(封筒の宛名の方)の考えを回答してください

★この用紙(アンケート)に記入されるのはどなたですか。

①本人（あなたご自身）

②本人以外(　１.家族　　２.介助者　　３.友人　　４.その他【　　】)

第２次甲賀市就労支援計画アンケート

あてはまる項目に○をするか、必要事項を書いてください。

問１．あなたの性別について、当てはまる番号に○をしてください。

１．男性　　２．女性

問２．あなたの年齢について、当てはまる番号に○をしてください。

１．20歳未満　　２．20～24歳　　３．25～29歳　　４．30～34歳

５．35～39歳　　６．40～44歳　　７．45～49歳　　８．50～54歳

９．55～59歳　　１０．60～64歳　　１１．65～69歳　　１２．70歳以上

問３．あなたは、どの種類の手帳をお持ちですか。(あてはまる番号と手帳の等級に○をしてください。)

１．　身体障害者手帳を持っている（　１　・　２　・　３　・　４　・　５　・　６　）級

２．　療育手帳を持っている　　（　Ａ１　・　Ａ２　・　Ｂ１　・　Ｂ２　）

３．　精神障害者保健福祉手帳を持っている　（　１　・　２　・　３　）級

問４．就労支援計画について伺います。あなたは、甲賀市の雇用・就労のために策定された第一次就労支援計画について知っていますか。当てはまる番号に○をしてください。

１．言葉も内容も知っている　　２．言葉は知っているが内容までは知らない

３．言葉も内容も知らない

問５．あなたの就労状況について、当てはまる番号に○をしてください。

１．現在、就労している（働いている）→問６～問１１へ

２．現在、就労していない（働いていない）→問１２～問１５へ

「現在、就労している（働いている)」と回答された方にお伺いします。

問６．今の職場にどのような経緯で就職されましたか。当てはまる番号に○をしてください。

１．甲賀市の就労相談　　２．甲賀市障がい者就職面接会　　３．ハローワーク

４．友人・家族の紹介　　５．求人チラシ　　６．特別支援学校の紹介

７．障がい者雇用生活支援センター（働き・暮らし応援センター）の紹介

８．その他（　　）

問７．あなたは現在、どこで働いていますか。当てはまる番号に○をしてください。

１．一般企業　　２．作業所　　３．官公庁　　４．その他（　　）

問８．現在の就労形態は何ですか。下記から選択してください。

１．正社員・正職員　　２．パート・アルバイト等　　３．派遣社員・契約社員
４．自営業　　５．自営業の手伝い　　６．内職
７．その他（　　）

問９．あなたは現在、どのような方法で通勤していますか。当てはまる番号に○をしてください。

１．自家用車　　２．自転車　　３．徒歩　　４．公共交通機関（バス、電車等）
５．職場の送迎バス等　　６．その他（　　）

問１０．あなたは現在、職場で困っていることはありますか。当てはまる番号に○をしてください。

１．賃金（給与）　　２．職場の人間関係　　３．仕事の内容　　４．勤務時間
５．特にない　　６．その他（　　）

問１１．あなたは、職場で困った時、誰（どこに）に相談しますか。当てはまる番号に○をしてください。

１．家族　　２．友人　　３．職場の上司　　４．職場の同僚
５．職場の相談窓口　　６．外部の相談支援機関（機関名　　）
７．相談しない　　８．その他（　　）

「現在、就労していない（働いていない）」と回答した方にお伺いします。

問１２．あなたが現在、働いていない理由として、当てはまる番号に○をしてください。

１．採用してくれるところが無い　　２．希望する業種（職種）の求人が無い
３．現在就職活動中である　　４．通勤手段がなく職場へ通えない
５．障がいが重く働くことが難しい　　６．体調が不安定
７．働きたくないから　　８．その他（　　）

問１２で、「１．採用してくれるところが無い　２．希望する業種（職種）の求人が無い　３．現在就職活動中である」と回答した方に伺います。

問１３．あなたは、どういうところで働きたいですか。当てはまる番号に○をしてください。

１．一般企業　　２．作業所　　３．官公庁　　４．その他（　　）

問１４．あなたは、どういう職種を希望しますか。当てはまる番号に○をしてください。

１．事務・パソコン作業　　２．販売・サービス業　　３．ものづくり作業
４．介護・福祉系の仕事　　５．その他（　　）

問１５．あなたが希望する職場へ通勤する場合、どういった方法で通勤しますか。当てはまる番号に○をしてください。

１．自家用車　　２．自転車　　３．徒歩　　４．公共交通機関（バス、電車等）
５．職場の送迎バス等　６．その他（　　）

全員に、今後の支援についてお伺いします。

問１６．あなたは、今後、どんな支援があると働くことができると思いますか。当てはまる番号に○をしてください。

１．国・県・市町等の就労相談窓口の充実
２．技術・資格取得の支援
３．職業訓練機会の充実
４．訓練受講時の経済的援助
５．就労支援施策の情報提供の充実
６．雇用主の理解
７．障がい者のための就職セミナーなど企業と就職希望者の面談機会の充実
８．起業の相談や援助
９．ジョブコーチへの相談
１０．企業での体験雇用（トライワーク）
１１．通勤のための交通手段の確保
１２．その他（　　）

甲賀市の雇用施策についてご意見がありましたらご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

１０月２５日（火）までに返信用封筒にて返送してください。

（３）ひとり親対象アンケート用紙

第２次甲賀市就労支援計画策定にかかるアンケート

アンケートの趣旨とご協力のお願い

市民の皆様には、日ごろから市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

甲賀市では、平成２３年３月に「甲賀市就労支援計画」を策定し、就労に困難な事情を持ち、本人の努力にかかわらず就労できない人たちの自立に必要な雇用・就労の実現に向けた取り組みを進めているところです。

今回のアンケートは、社会情勢に応じてこの計画を見直すため、広く市民の皆様のお考えやご意見をお聞きするものです。

お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理しますので、個人の名前が出たりすることはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

平成２８年（２０１６年）９月

甲賀市長

【アンケート記入にあたってのお願い】

１．このアンケートは、平成２８年９月２８日現在で２０歳未満の子を持つ甲賀市にお住いの１８歳以上のひとり親の方２００人を無作為に選んでご協力をお願いしています。

２．**封筒のあて名のご本人**の考えを回答してください。

３．答えたくない質問については、答えていただく必要はありません。

４．回答は、設問の指示にしたがって、該当する**番号に○をつけてください。**
ただし、設問によっては具体的な内容を記述していただく場合があります。

５．記入いただきましたアンケートは、**１０月２５日（火）までに**同封の返信用封筒で無記名にて郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

このアンケートについてのお問い合わせは、下記までお願いします。
甲賀市 産業経済部　商工政策課
〒528－8502　甲賀市水口町水口6053番地
電話（℡）：65-0710（直通）　ファックス（FAX）：63-4087

第２次甲賀市就労支援計画アンケート

各問の該当項目に○をつけていただくか、人数等、必要事項をご記入ください。

問１．あなたの性別を下記から選択してください。

１．男性　　２．女性

問２．あなたの年齢を下記から選択してください。

１．20歳未満	２．20～24歳	３．25～29歳	４．30～34歳
５．35～39歳	６．40～44歳	７．45～49歳	８．50～54歳
９．55～59歳	１０．60～64歳	１１．65～69歳	１２．70歳以上

問３．あなたの子どものことについて下記にご記入ください。

20歳未満の子	人
内、①就学前の児童	人
内、②小・中学生	人
内、③高校生・大学生等（専修学校生、短大生含む）	人
内、④その他（　　）	人

問４．あなたには、あなた以外に子どもの面倒を見てもらえる人が近くにいますか。下記から選択してください。おられる場合は、どなたかご記入ください。

１．近くにいる。（　　）　　２．近くにはいない

例：両親、姉妹、友人等

問５．就労支援計画について伺います。あなたは、甲賀市の雇用・就労のために策定された第一次就労支援計画について知っていますか。下記から選択してください。

１．言葉も内容も知っている
２．言葉は知っているが内容までは知らない
３．言葉も内容も知らない

問６．あなたの就労状況についてお伺いします。下記から選択してください。

１．現在、就労している→問７～問９へ
２．現在、就労していない→問１０～問１１へ

「現在、就労している」と回答した方にお伺いします。

問７．現在の就労形態は何ですか。下記から選択してください。

１．正社員・正職員　　２．パート・アルバイト等　　３．派遣社員・契約社員
４．自営業　　５．自営業の手伝い　　６．内職
７．その他（　　）

問８．現在の仕事は、どのような方法で探しましたか。下記から選択してください。

１．市の就労相談
２．甲賀ＪＯＢフェア
３．ハローワーク
４．滋賀マザーズジョブステーション
５．友人・知人の紹介
６．家族・親戚の紹介
７．学校の紹介
８．新聞・求人誌・求人広告等
９．職業紹介会社・人材派遣会社等
１０．企業の求人募集
１１．その他（　　）

問９．現在の職場への通勤手段は何ですか？下記から選択してください。

１．自家用車　　２．自転車　　３．徒歩　　４．公共交通機関（バス、電車等）
５．職場の送迎バス等　　６．その他（　　）

「現在、就労していない」と回答した方にお伺いします。

問１０．現在、就労していない理由を下記から選択してください。（複数回答可）

１．就職活動中のため
２．収入面で条件があわない
３．勤務時間について条件があわない
４．勤務場所があわない
５．子どもを見てくれる人がいない
６．仕事内容があわない
７．企業側で必要とされる技術・資格がない
８．育児中のため
９．病気のため
１０．介護のため（誰の　　）
１１．職業訓練を受けるなど技術・資格修得中のため
１２．その他（　　）

問１１．今後、就労する場合、希望する職種は何ですか。下記から選択してください。

１．事務職　　２．営業職　　３．製造業　　４．販売・サービス業
５．福祉・介護　　６．その他（　　）

全員に、今後の支援についてお伺いします。

問１２．今後、就労する場合、または就労し続けていく上で、習得したい資格や技術は何ですか。下記から選択してください。（複数回答可）

１．自動車運転免許　　２．簿記　　３．医療事務　　４．歯科助手
５．調理師　　６．保育士　　７．看護師　　８．介護福祉士
９．ホームヘルパー（介護職員初任者研修）　　１０．特にない
１１．その他（　　）

問１３．今後、就労する場合、または就労し続けるために必要だと思われる支援について下記から選択してください。（複数回答可）

１．就労相談窓口の充実　　２．技術・資格取得の支援
３．職業訓練の機会充実　　４．訓練受講時の経済的援助
５．就労支援施策の情報提供の充実　　６．延長・夜間・休日保育の充実
７．放課後児童クラブ（学童保育）の充実　　８．病児・病後児保育の充実
９．雇用主の理解　　１０．育児・介護休暇制度の充実
１１．就職セミナーなど企業と就職希望者のマッチング
１２．起業の相談や援助　　１３．その他（　　）

甲賀市の雇用施策についてご意見がありましたらご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

１０月２５日（火）までに返信用封筒にて返送してください。

（４）外国人対象アンケート用紙

第２次甲賀市就労支援計画策定にかかるアンケート

アンケートの趣旨とご協力のお願い

市民の皆様には、日ごろから市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

甲賀市では、平成２３年３月に「甲賀市就労支援計画」を策定し、就労に困難な事情を持ち、本人の努力にかかわらず就労できない人たちの自立に必要な雇用・就労の実現に向けた取り組みを進めているところです。

今回のアンケートは、社会情勢に応じてこの計画を見直すため、広く市民の皆様のお考えやご意見をお聞きするものです。

お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理しますので、個人の名前が出たりすることはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

平成２８年（２０１６年）９月

甲賀市長

【アンケート記入にあたってのお願い】

１．このアンケートは、平成２８年９月２８日現在で甲賀市にお住いの１８歳以上の外国籍の方にご協力をお願いしています。

２．答えたくない質問については、答えていただく必要はありません。

３．回答は、設問の指示にしたがって、該当する**番号に○をつけてください**。
ただし、設問によっては具体的な内容を記述していただく場合があります。

このアンケートについてのお問い合わせは、下記までお願いします。
甲賀市 産業経済部　商工政策課
〒528－8502　甲賀市水口町水口6053番地
電話（℡）：65-0710（直通）　ファックス（FAX）：63-4087

第２次甲賀市就労支援計画アンケート

各問の該当項目に○をつけていただくか、人数等、必要事項をご記入ください。

問１．あなたの性別を下記から選択してください。

１．男性　　２．女性

問２．あなたの年齢を下記から選択してください。

１．20 歳未満　２．20～24 歳　３．25～29 歳　４．30～34 歳
５．35～39 歳　６．40～44 歳　７．45～49 歳　８．50～54 歳
９．55～59 歳　１０．60～64 歳　１１．65～69 歳　１２．70 歳以上

問３．あなたの日本語に関する能力（読み、書き、会話）についてお伺いします。
あなたの日本語に対する「読み」「書き」「会話」の習熟度を下記から選択してください。

読み　１．読める　２．少し読める　３．あまり読めない　４．全く読めない
書き　１．書ける　２．少し書ける　３．あまり書けない　４．全く書けない
会話　１．日常会話は問題ない
　　２．日常会話に少し不自由する
　　３．全く話せない

問４．就労支援計画について伺います。あなたは、甲賀市の雇用・就労のために策定された第一次就労支援計画について知っていますか。下記から選択してください。

１．言葉も内容も知っている
２．言葉は知っているが内容までは知らない
３．言葉も内容も知らない

問５．あなたの就労状況についてお伺いします。下記から選択してください。

１．現在、就労している→問６～問９へ
２．現在、就労していない→問１０～問１１へ

「現在、就労している」と回答した方にお伺いします。

問６．就労状況についてお伺いします。あなたの現在の就労形態について、下記から選択してください。

１．正社員・正職員　２．パート・アルバイト等　３．派遣社員・契約社員
４．自営業　５．自営業の手伝い　６．内職
７．その他（　　）

問７．現在の仕事は、どのような方法で探しましたか。下記から選択してください。

１．市の就労相談　　２．甲賀ＪＯＢフェア
３．ハローワーク　　４．滋賀マザーズジョブステーション
５．友人・知人の紹介　　６．家族・親戚の紹介
７．学校の紹介　　８．新聞・求人誌・求人広告等
９．職業紹介会社・人材派遣会社等　　１０．企業の求人募集
１１．その他（　　）

問８．現在の職場への通勤手段は何ですか？下記から選択してください。

１．自家用車　　２．自転車　　３．徒歩　　４．公共交通機関（バス、電車等）
５．職場の送迎バス等　　６．その他（　　）

問９．現在の仕事について、今後どうする予定か、下記から選択してください。

１．今後もこのまま仕事を続けたい　　２．転職したい　　３．仕事をやめたい

「現在、就労していない」と回答した方にお伺いします。

問１０．現在、就労していない理由を下記から選択してください。

１．現在、求職中のため。
２．働きたいが問題があるので働けない。（理由：　　）
３．働きたくないもしくは働く必要がない
４．その他（　　）

問１１．今後、就労する場合、希望する職種は何ですか。下記から選択してください。

１．事務職　　２．営業職　　３．製造業　　４．販売・サービス
５．福祉・介護　　６．その他（　　）

全員に、今後の支援についてお伺いします。

問１２．就労に関して困ったこと、困っていることはありますか。下記から選択してください。（複数回答可）

１．言葉がわからない
２．労働条件（給与、待遇等）が合わない
３．保育園等子どもを預かってくれるところがない・わからない
４．家事との両立ができない
５．必要な資格を取得していない
６．就労に関する情報が少なく入手方法がわからない
７．どこに行けば就職の相談をできるのかわからない
８．特にない
９．その他（　　）

問１３．今後の支援として、あなたが就労する、または就労し続けるために必要なことについて下記から選択してください。（複数回答可）

１．日本語の読み書きができるようになる
２．能力開発（資格等の取得）
３．就労（トラブル）相談窓口の拡充
４．就労の情報を入手しやすくする
５．雇用機会・選択肢の増加
６．住居の確保
７．保育園等子どもを預ける場所の確保
８．労働環境（給与、待遇等）の整備・改善
９．非正規労働者（パート、アルバイト、派遣、日雇い、臨時等）の正規雇用支援
１０．その他（　　）

甲賀市の雇用施策についてご意見がありましたらご自由にお書きください。

ご回答ありがとうございました。

Encuesta sobre el Segundo Plan de Apoyo a Empleo de Koka

第２次甲賀市就労支援計画アンケート（スペイン語版）

Por favor marca con un círculo las opciones que le corresponden, o escriba número o información necesaria en espacio.

各問の該当項目に○をつけていただくか、人数等、必要事項をご記入ください。

Q1. ¿Cuál es su sexo?　あなたの性別を下記から選択してください。

１．Hombre 男性　　２．　Mujer 女性

Q2. ¿Cuál es su edad ?　あなたの年齢を下記から選択してください。

１．menos de 20　　２．20 - 24　　３．25 - 29　　４．30 - 34

５．35 – 39　　６．40 - 44　　７．45 - 49　　８．50 – 54　　９．55 - 59

１０．60 – 64　　１１．65 - 69　　１２．70 o más

Q.3　Pregunta sobre su nivel del idioma japonés (Lectura, Escritura, y Conversación)

Por favor marca con un círculo su nivel del idioma japonés de cada habilidad de Lectura, Escritura, y Conversación.

あなたの日本語に関する能力（読み、書き、会話）についてお伺いします。

あなたの日本語に対する「読み」「書き」「会話」の習熟度を下記から選択してください。

Lectura 読み　　１．Puedo leer 読める　　２．Puedo leer un poco 少し読める

３．A penas puedo leer あまり読めない　４．No puedo 全く読めない

Escritura 書き　１．Puedo escribir 書ける　　２．Puedo escribir un poco 少し書ける

３．Apenas puedo escribir あまり書けない　４．No puedo 全く書けない

Conversación 会話　１．No problema en conversación cotidiana 日常会話は問題ない

２．Sólo un poco de conversación cotidiana　日常会話に少し不自由する

３．No puedo hablar 全く話せない

Q4. Pregunta sobre el Plan de Apoyo a Empleo. ¿Sabe “el Promero Plan de de Apoyo a Empleo” que menciona sobre empleo y tarabajo de Koka?

就労支援計画について伺います。あなたは、甲賀市の雇用・就労のために策定された第一次就労支援計画について知っていますか。下記から選択してください。

１．Sé el nombre y el contenido.　言葉も内容も知っている

２．Sé el nombre pero no sé el contenido.　言葉は知っているが内容までは知らない

３．No sé el nombre ni el contenido.　言葉も内容も知らない

Q5. Pregunta sobre su situación de trabajo. Por favor elija una de las siguientes opciones.

あなたの就労状況についてお伺いします。下記から選択してください。

１．Actualmente tengo un trabajo ⇢ Vaya a Q. 6 to 9　現在、就労している⇢問６～問９へ

２．Actualmente tengo trabajo. ⇢ Vaya a Q.10 and 11　現在、就労していない⇢問１０～問１１へ

Pregunta para aquellos que eligió “Actualmente tengo un trabajo”

「現在、就労している」と回答した方にお伺いします。

Q6. Pregunta sobre condiciones de empleo. ¿Cuál es su situación laboral?

就労状況についてお伺いします。あなたの現在の就労形態について、下記から選択してください。

１． Empleado fijo 正社員・正職員　　２． Empleado por horas パート・アルバイト等

３． Empleado contratado (incluido *Haken*) 派遣社員・契約社員

４． Negocio independiente 自営業　　５． Auxilio de negocio familiar 自営業の手伝い

６. Trabajo en casa (como trabajo a destajo) 内職　７. Otros その他（　　）

Q7. ¿Cómo encontró su trabajo actual?

現在の仕事は、どのような方法で探しましたか。下記から選択してください。

１． Consulta laboral por el municipio 市の就労相談　２． *Koka JOB fair* 甲賀ＪＯＢフェア

３． Hello Work ハローワーク　４． *Shiga Mothers Job Station* 滋賀マザーズジョブステーション

５． He sido introducido por un amigo o conocido mio 友人・知人の紹介

６． He sido introducido por mi familia o pariente 家族・親戚の紹介

７． He sido introducido por mi escuela 学校の紹介

８． Periódico, Anuncio de trabajo 新聞・求人誌・求人広告等

９． Agencia de trabajo temporal (*Haken-Gaisha*) 職業紹介会社・人材派遣会社等

１０． Ofertas de trabajo de empresa 企業の求人募集

１１． Otros その他（　　）

Q8. ¿Qué tipo de transporte usa para ir a su trabajo?

現在の就労先への通勤手段は何ですか？下記から選択してください。

１． Automóvil 自家用車　２． Bicicleta 自転車　３． À pie 徒歩

４． Transporte público (autobús, tren, etc.) 公共交通機関（バス、電車等）

５. Recogida por la compañia, etc (*Sougei*) 就労先の送迎バス等　６. Otros その他（　　）

Q9. ¿Qué piensa de su trabajo actual?

現在の仕事について、今後どうする予定か、下記から選択してください。

１． Quiero continuar este trabajo. 今後もこのまま仕事を続けたい

２． Quiero cambiar del trabajo. 転職したい　３． Quiero dejar el trabajo. 仕事をやめたい

Pregunta para aquellos que eligió “Actualmente no tengo trabajo”

「現在、就労していない」と回答した方にお伺いします。

Q10. Por favor elije el razón porque no tiene un trabajo.

現在、就労していない理由を下記から選択してください。

１． Porque estoy busucando trabajo.　現在、求職中のため。

２． Qiero trabajar, pero no puedo debido a algún problema. 働きたいが問題があるので働けない。
（Razón 理由：　　）

３. No quiero trabajar, o no siento la necesidad de trabajar. 働きたくないもしくは働く必要がない

４． Otros その他（　　）

Q11. Si busca un trabajo en el futuro, ¿qué tipo de trabajo le gusta tener?

今後、就労する場合、希望する職種は何ですか。下記から選択してください。

１．Oficinista administrtivo 事務職　２．Personal de venta 営業職　３．Fabrica 製造業

４．Vendedor, Servicios 販売・サービス

５．Servicios sociales　福祉・介護　６．Otros その他（　　）

Pregunta todas las personas, sobre apoyos futuros

全員に、今後の支援についてお伺いします。

Q12. ¿Ha tenido algunos problemas sobre buscar trabajo? (Escoja todas las opciones que le correspondan.)

就労に関して困ったこと、困っていることはありますか。下記から選択してください。(複数回答可)

１．No puedo entender (hablar) el japonés. 言葉がわからない

２．Hay pocos trabajos que corresponden a mi condiciones laborales. (salario, trato, etc.)
労働条件（給与、待遇等）が合わない

３．No hay guarderías donde tienen cuidado de mi hijo/a. O no sé dónde están.
保育園等子どもを預かってくれるところがない・わからない

４．No puedo compaginar mi trabajo y trabajos caseros.　家事との両立ができない

５．No tengo título o licencia necesario.　必要な資格を取得していない

６．Hay poca información sobre empleo y no sé cómo obtener la información.
就労に関する情報が少なく入手方法がわからない

７．No sé dónde puedo consultar sobre empleo. どこに行けば就職の相談をできるのかわからない

８．Otros その他（　　）　９．No tengo nada en particular 特にない

Q13. ¿Qué tipo de apoyo necesita para buscar trabajo o continuar su trabajo? (Escoja todas las opciones que le correspondan.)

今後の支援として、あなたが就労する、または働き続けるために必要なことについて下記から選択してください。(複数回答可)

１．El aprendizaje del japonés (lectura y escritura) 日本語の読み書きができるようになる

２．Formación profesional (Obtención de licencia, título, etc.) 能力開発（資格等の取得）

３．Expansión de servicios de consulta laboral y de problemas laborales
就労（トラブル）相談窓口の拡充

４．Medidas para acceder fácilmente a la información sobre empleo

５．Aumento de la oportunidad y elección de empleo 雇用機会・選択肢の増加

６．Aseguramiento de vivienda 住居の確保

７．Aseguramiento (expansión) de guradería u otros lugares dónde tienen cuidado de niños
保育園等子どもを預ける場所の確保

８．Desarrollo y mejoramiento de las condiciones de trabajo (salario, trato, etc.)
労働環境（給与、待遇等）の整備・改善

９．Apoyo a los trbajadores no permanentes (contratados, por horas, de *Haken*, etc.) para tener trabajo permanente　非正規労働者（パート、アルバイト、派遣、日雇い、臨時等）の正規雇用支援

１０．Otros その他（　　）

Si tiene alguna opinión sobre las medidas de empleo de Koka, por favor no dude en escribir abajo.

甲賀市の雇用施策についてご意見がありましたらご自由にお書きください。

Le agradecemos mucho su cooperación.

ご協力ありがとうございました。

Pesquisa sobre o 2o.Planejamento de apoio ao trabalho da Cidade de Koka
第２次甲賀市就労支援計画アンケート（ポルトガル語版）

Assinale a alternativa correspondente ou preencha os dados necessários.
各問の該当項目に○をつけていただくか、人数等、必要事項をご記入ください。

Q. 1- Qual o seu sexo?　あなたの性別を下記から選択してください。
1. Masculino/男性　2. Feminino/女性

Q. 2- Qual é a sua idade?　あなたの年齢を下記から選択してください。
1. Menos de 20 anos/20 歳未満　2. De 20～24 anos/歳　3. De 25～29 anos/歳　4. De 30～34 anos/歳
5. De 35～39 anos/歳　6. De 40～44 anos/歳　7. De 45～49 anos/歳　8. De 50～54 anos/歳
9. De 55～59 anos/歳　10. De 60～64 anos/歳　11. De 65～69 anos/歳　12. Acima de 70 anos/歳以上

Q. 3- Assinale a alternativa sobre o conhecimento da língua japonesa (Leitura, escrita e conversação).
あなたの日本語に関する能力（読み、書き、会話）についてお伺いします。
あなたの日本語に対する「読み」「書き」「会話」の習熟度を下記から選択してください。

Leitura/読み
1. Leio/読める　2. Um pouco/少し読める
3. Muito pouco/あまり読めない　4. Não leio/全く読めない

Escrita/書き
1. Escrevo/書ける　2. Um pouco/少し書ける
3. Muito pouco/あまり書けない　4. Não escrevo/全く書けない

Conversação/会話
1. Não tenho problemas para conversação diária/日常会話は問題ない
2. Tenho um pouco de dificuldade para conversação diária/日常会話に少し不自由する
3. Não consigo conversar/全く話せない

Q. 4- Pergunta sobre o Planejamento de apoio ao trabalho. Você conhece o 1o. Planejamento de apoio ao trabalho estipulado pela Cidade de Koka? Assinale a alternativa correspondente.
就労支援計画について伺います。あなたは、甲賀市の雇用・就労のために策定された第一次就労支援計画について知っていますか。下記から選択してください。
1. Já ouvi falar e tenho conhecimento do conteúdo/言葉も内容も知っている
2. Já ouvi falar mas não tenho conhecimento do conteúdo/言葉は知っているが内容までは知らない
3. Nunca ouvi falar e não tenho conhecimento do conteúdo/言葉も内容も知らない

Q. 5- Sobre suas condições de trabalho. Assinale a alternativa correspondente.
あなたの就労状況についてお伺いします。下記から選択してください。
1. Atualmente estou trabalhando/現在、就労している　→ Siga para Q.6 ~ Q.9/問６～問９へ
2. Atualmente não estou trabalhando/現在、就労していない　→ Siga para Q.10 ~ Q.11/問１０～問１１へ

Para aqueles que responderam na pergunta anterior: “Atualmente estou trabalhando”.
「現在、就労している」と回答した方にお伺いします。

Q.6- Sobre suas condições de trabalho. Como conseguiu o atual trabalho? Assinale a alternativa correspondente.
就労状況についてお伺いします。あなたの現在の就労形態について、下記から選択してください。
1. Funcionário efetivo/正社員・正職員　2. Temporário ou bicos/パート・アルバイト等
3. Funcionário de empreiteira ou contrato/派遣社員・契約社員　4. Autônomo/自営業
5. Auxiliar de autônomo/自営業の手伝い　6. Naishoku/内職
7. Outros/その他（　　）

Q. 7- Assinale a alternativa correspondente.　現在の仕事は、どのような方法で探しましたか。下記から選択してください。
1. Consultas trabalhistas da cidade/市の就労相談　2. Koka Job fair/甲賀ＪＯＢフェア
3. Hello work/ハローワーク　4. Shiga mothers job station/滋賀マザーズジョブステーション
5. Apresentação de amigos/友人・知人の紹介　6. Apresentação de familiares/家族・親戚の紹介
7. Apresentação da escola/ 学校の紹介　8. Jornal ou anúncios/新聞・求人誌・求人広告等
9. Empreiteiras ou empresas de apresentação de serviço/職業紹介会社・人材派遣会社等
10. Anúnico de empresas/企業の求人募集　11. Outros/その他（　　）

Q. 8- Qual é o seu meio de transporte utilizado para ir ao trabalho? Assinale a alternativa correspondente.
現在の就労先への通勤手段は何ですか？下記から選択してください。
1. Automóvel/自家用車　2. Bicicleta/自転車　3. Andando/徒歩
4. Transporte público (ônibus, trem e outros)/公共交通機関（バス、電車等）5. Transporte da empresa/就労先の送迎バス等
6. Outros/その他（　　）

Q. 9- Qual é a sua previsão sobre o atual serviço? Assinale a alternativa correspondente.
現在の仕事について、今後どうする予定か、下記から選択してください。

1. Pretendo continuar neste serviço/今後もこのまま仕事を続けたい　2. Quero trocar de serviço/転職したい
3. Quero parar de trabalhar/仕事をやめたい

Para aqueles que responderam:“Atualmente não estou trabalhando”
「現在、就労していない」と回答した方にお伺いします。

Q.10- Assinale o motivo por não estar trabalhando atualmente. 現在、就労していない理由を下記から選択してください。

1. Atualmente estou procurando serviço/現在、求職中のため。
2. Quero trabalhar mas estou com problemas que impossibilitam/働きたいが問題があるので働けない。
（Motivo/理由：　　）
3. Não quero ou não tenho necessidade de trabalhar/働きたくないもしくは働く必要がない
4. Outros/その他（　　）

Q.11- Que tipo de serviço você gostaria de trabalhar futuramente. Assinale a alternativa correspondente.
今後、就労する場合、希望する職種は何ですか。下記から選択してください。

1. Escritório/事務職　2. Venda e negócios/営業職　3. Operário/製造業
4. Vendedor ou serviços de atendimento/販売・サービス　5. Bem-Estar ou Assistência/福祉・介護
6. Outros/その他（　　）

Pergunta para todos, sobre futuros tipos de apoio. 全員に、今後の支援についてお伺いします。

Q.12- Está com algum tipo de problema relacionado ao serviço? Assinale as alternativas correspondentes.
就労に関して困ったこと、困っていることはありますか。下記から選択してください。（複数回答可）

1. Não entendo o idioma/言葉がわからない
2. Condições de trabalho incompatíveis (salário, benefícios e outros)/労働条件（給与、待遇等）が合わない
3. Não sei ou não tenho quem cuide ou creches disponíveis para deixar meus filhos
保育園等子どもを預かってくれるところがない・わからない
4. Não consigo conciliar o trabalho e os serviços domésticos/家事との両立ができない
5. Não tenho qualificação necessária/必要な資格を取得していない
6. Poucas informações sobre serviço e não sei como adquirí-los/就労に関する情報が少なく入手方法がわからない
7. Não sei onde ir para consultar sobre serviço/どこに行けば就職の相談をできるのかわからない
8. Outros/その他（　　）　9. Não estou com problemas/特にない

Q.13- Assinale as alternativas que são necessárias para continuar trabalhando ou começar a trabalhar.
今後の支援として、あなたが就労する、または働き続けるために必要なことについて下記から選択してください。（複数回答可）

1. Preciso aprender a ler e escrever a língua japonesa/日本語の読み書きができるようになる
2. Desenvolvimento de capacidade (Aquisição de carteiras especializadas)/能力開発（資格等の取得）
3. Extenção de balcões de atendimento relacionados à serviço (problemas)/就労（トラブル）相談窓口の拡充
4. Facilitação de informações sobre serviço/就労の情報を入手しやすくする
5. Aumentar alternativas e possibilidades de empregos/雇用機会・選択肢の増加
6. Garantia de moradia/住居の確保
7. Garantia de locais, creches e outros para deixar os filhos/保育園等子どもを預ける場所の確保
8. Melhoramento e manutenção do ambiente de trabalho (salário, benefícios e outros)
労働環境（給与、待遇等）の整備・改善
9. Apoio para efetivação de funcionário que trabalham por empreiteiras, bicos, diaristas e outros
非正規労働者（パート、アルバイト、派遣、日雇い、臨時等）の正規雇用支援
10. Outros/その他（　　）

Coluna livre para descrever sua opinião sobre medidas de emprego da Cidade de Koka.
甲賀市の雇用施策についてご意見がありましたらご自由にお書きください。

Muito obrigado pela sua colaboração.
ご協力ありがとうございました。

Survey on the Second Koka Employment Support Plan

第２次甲賀市就労支援計画アンケート（英語版）

Please circle items that apply to you or write the number or required information and such in each question.

各問の該当項目に○をつけていただくか、人数等、必要事項をご記入ください。

Q1. Please choose your gender.　あなたの性別を下記から選択してください。

１．Male 男性　　２．　Female 女性

Q2. Please choose your age. あなたの年齢を下記から選択してください。

１．Less than 20 years old　　２．20 - 24　　３．25 - 29　　４．30 - 34

５．35 – 39　　６．40 - 44　　７．45 - 49　　８．50 – 54　　９．55 - 59

１０．60 – 64　　１１．65 - 69　　１２．70 years old and over

Q.3 Question about your level of Japanese proficiency (reading, writing and conversation). Please choose your Japanese level of each skill (reading, writing and conversation) from the following.

あなたの日本語に関する能力（読み、書き、会話）についてお伺いします。

あなたの日本語に対する「読み」「書き」「会話」の習熟度を下記から選択してください。

Reading 読み　１．Good 読める　２．Fair 少し読める　３．Poor あまり読めない

４．None 全く読めない

Writing 書き　１．Good 書ける　２．Fair 少し書ける　３．Poor あまり書けない

４．None 全く書けない

Conversation 会話　１．Good at daily conversation 日常会話は問題ない

２．Poor at daily conversation 日常会話に少し不自由する　　３．None 全く話せない

Q4. Question about Employment Support Plan. Do you know “Koka First Employment Support Plan” which is established for employment and work in Koka?

就労支援計画について伺います。あなたは、甲賀市の雇用・就労のために策定された第一次就労支援計画について知っていますか。下記から選択してください。

１．I know both the name and the details.　言葉も内容も知っている

２．I know the name but not the details.　言葉は知っているが内容までは知らない

３．I know neither the name nor the details. 言葉も内容も知らない

Q5. Question about your current working situation. Please choose one of the following.

あなたの就労状況についてお伺いします。下記から選択してください。

１．Currently I have a job. ~~?~~→ Go to Q. 6 to 9　　現在、就労している~~?~~→問６～問９へ

２．Currently I don’t have a job. ~~?~~→ Go to Q.10 and 11 現在、就労していない~~?~~→問１０～問１１へ

「Question for those who chose “Currently I have a job.”

「現在、就労している」と回答した方にお伺いします。

Q6. Question about your current working situation. What is your employment status?

就労状況についてお伺いします。あなたの現在の就労形態について、下記から選択してください。

１． Permanent employee 正社員・正職員　　２． Part-timers パート・アルバイト等

３． Temporary staff / Contract employee 派遣社員・契約社員

４． Self-employed business 自営業　　５． Assistance of family business 自営業の手伝い

６． Homeworker 内職　　７． Others その他（　　）

Q7. How did you find your current job?

現在の仕事は、どのような方法で探しましたか。下記から選択してください。

１． Job consultation by municipal office 市の就労相談　　２． Koka JOB fair 甲賀ＪＯＢフェア

３． Hello Work ハローワーク　４． Job Station Shiga for Mothers 滋賀マザーズジョブステーション

５． Introduction from a friend or an acquaintance 友人・知人の紹介

６． Introduction from family or a relative 家族・親戚の紹介

７． Introduction from school 学校の紹介　　８． Newspaper, Job adv.新聞・求人誌・求人広告等

９． Staffing company / Temporary agency and such 職業紹介会社・人材派遣会社等

１０． Recruitment information of company 企業の求人募集

１１． Others その他（　　）

Q8.　What kind of transportation do you use to get to work?

現在の就労先への通勤手段は何ですか？下記から選択してください。

１． Private car 自家用車　　２． Bicycle 自転車　　３． Walk 徒歩

４． Public transportation (bus, train and such) 公共交通機関（バス、電車等）

５． Pick-up bus by company 就労先の送迎バス等　６． Others その他（　　）

Q9. What kind of plan do you have about your current job?

現在の仕事について、今後どうする予定か、下記から選択してください。

１． I want to continue the job. 今後もこのまま仕事を続けたい

２． I want to change job. 転職したい　　３． I want to quit.　仕事をやめたい

Question for those who chose “Currently I don’t have a job.”

「現在、就労していない」と回答した方にお伺いします。

Q10. Please select the reason why you don’t work currently.

現在、就労していない理由を下記から選択してください。

１． Currently seeking job　現在、求職中のため。

２. I have a desire to work, but cannot work due to problems.働きたいが問題があるので働けない。

（Reason 理由：　　）

３． I have no desire to work, or it’s not necessary to work. 働きたくないもしくは働く必要がない

４． Others その他（　　）

Q11. If you look for a job in the future, what kind of job would you like to have? Please one of the following.

今後、就労する場合、希望する職種は何ですか。下記から選択してください。

１．Office clerk 事務職　　２．Sales position 営業職　　３．manufacturing 製造業

４．Related to service (retail stores and such)販売・サービス

５．Welfare/nursing service 福祉・介護　６．Others その他（　　）

Question for all respondent about future support

全員に、今後の支援についてお伺いします。

Q12. Have you ever had any problems about finding job? (Please choose all that apply.)

就労に関して困ったこと、困っていることはありますか。下記から選択してください。(複数回答可)

１．I cannot understand Japanese. 言葉がわからない

２．There are few jobs that working condition meet my requirements (salary, treatment, and such). 労働条件（給与、待遇等）が合わない

３．There is no nursery school where takes care of my child. Or I don't know where it is.
保育園等子どもを預かってくれるところがない・わからない

４．I cannot manage both work and housework at the same time. 家事との両立ができない

５．I don't have required license or qualification. 必要な資格を取得していない

６．I don't know how to get information about finding job.
就労に関する情報が少なく入手方法がわからない

７．I don't know where I can consult about finding job.
どこに行けば就職の相談をできるのかわからない

８．Others その他（　　）　９．Nothing in particular 特にない

Q13. What kind of support do you need to find a job or continue to work?
(Please choose all that apply.)

今後の支援として、あなたが就労する、または働き続けるために必要なことについて下記から選択してください。(複数回答可)

１．Support for learning Japanese (reading and writing). 日本語の読み書きができるようになる

２．Vocational training (acquisition of a license or qualification) 能力開発（資格等の取得）

３．Expansion of consultation service regarding employment or troubles
就労（トラブル）相談窓口の拡充

４．To be able to easily access information about employment 就労の情報を入手しやすくする

５．Increase of employment opportunity and choices 雇用機会・選択肢の増加

６．Ensuring housing 住居の確保

７．Ensuring nursery schools and such where take care of children
保育園等子どもを預ける場所の確保

８．Development and improvement of working environment (salary, treatment and such)
労働環境（給与、待遇等）の整備・改善

９．Support to be regular employee for non-regular employee (part-time and temporary worker, day labor and such) 非正規労働者（パート、アルバイト、派遣、日雇い、臨時等）の正規雇用支援

１０．Others その他（　　）

Please feel free to let us know if you have any opinion about employment measures of Koka City.　甲賀市の雇用施策についてご意見がありましたらご自由にお書きください。

Thank you for your cooperation.
ご協力ありがとうございました。

제２차 고카시 취직지원계획 설문조사

第２次甲賀市就労支援計画アンケート（韓国語版）

각 질문의 해당 항목에 ○으로 표시해 주시고 인원수 등 필요사항을 기입해 주십시오。
各問の該当項目に○をつけていただくか、人数等、必要事項をご記入ください。

질문 1. 당신의 성별을 아래에서 선택해 주십시오。
あなたの性別を下記から選択してください。

１．남성 男性　　２．여성 女性

질문２．당신의 연령을 아래에서 선택해 주십시오。
あなたの年齢を下記から選択してください。

１．20 세 미만　　２．20～24 세　３．25～29 세　４．30～34 세　　５．35～39 세
６．40 세～44 세　　７．45 세～49 세　　８．50 세～54 세　　９．55 세～59 세
１０．60～64 세　　１１．65～69 세　　１２．70 세 이상

질문３．당신의　일본어에　관한　능력（읽기、쓰기、회화）에　대해서　여쭈어 보겠습니다。あなたの日本語に関する能力（読み、書き、会話）についてお伺いします。
당신의　일본어에　대한　「읽기」「쓰기」「회화」의　익숙도를　아래에서　선택해 주십시오。あなたの日本語に対する「読み」「書き」「会話」の習熟度を下記から選択してください。

읽기 / 読み　１．읽을 수 있다 読める　２．조금 읽을 수 있다 少し読める　３．그다지 읽을 수 없다 あまり読めない
４．전혀 읽을 수 없다 全く読めない

쓰기 / 書き　１．쓸 수 있다 書ける　２．조금 쓸 수 있다 少し書ける　３．그다지 쓸 수 없다 あまり書けない
４．전혀 쓸 수 없다 全く書けない

회화 / 会話　１．일상 회화는 문제가 없다 日常会話は問題ない　２．일상 회화가 조금 부자유하다 日常会話に少し不自由する
３．전혀 이야기 할 수 없다 全く話せない

질문４．취직지원계획에 대해서 여쭈어 보겠습니다。 당신은、고카시 고용・취직을 위해 책정된 제 1 차 취직지원계획에 대해서 알고 계십니까? 아래에서 선택해 주십시오。就労支援計画について伺います。あなたは、甲賀市の雇用・就労のために策定された第一次就労支援計画について知っていますか。下記から選択してください。

１．말도 내용도 알고 있다　言葉も内容も知っている
２．말은 알고 있지만 내용까지는 모른다　言葉は知っているが内容までは知らない
３．말도 내용도 모른다　言葉も内容も知らない

질문５．당신의 취직상황에 대해서 여쭈어 보겠습니다。아래에서 선택해 주십시오。
あなたの就労状況についてお伺いします。下記から選択してください。

１．현재、고용되어 있다 →질문６～질문９へ
　　現在、就労している→問６～問９へ
２．현재、취직하지 않고 있다 →질문１０～ 질문１１へ
　　現在、就労していない→問１０～問１１へ

「현재、고용되어 있다」라고 대답하신 분에게 여쭈어 보겠습니다。
「現在、就労している」と回答した方にお伺いします。

질문６．취직상황에 대해서 여쭈어 보겠습니다。당신의 현재 취직형태에 대해 아래에서 선택해 주십시오。就労状況についてお伺いします。あなたの現在の就労形態について、下記から選択してください。

１．정사원・정직원 正社員・正職員　２．파트・아르바이트 등 パート・アルバイト等
３．파견사원・계약사원 派遣社員・契約社員　４．자영업 自営業
５．자영업 돕기 自営業の手伝い　６．부업 内職
７．기타 その他（　　）

질문７．현재의 일은 어떤 방법으로 찾으셨습니까。아래에서 선택해 주십시오。
現在の仕事は、どのような方法で探しましたか。下記から選択してください。

１．시의 취직상담 市の就労相談　２．고카ＪＯＢ페어 甲賀ＪＯＢフェア
３．헬로 워크 ハローワーク　４．시가 마자즈죠브스테션 滋賀マザーズジョブステーション
５．친구・지인의 소개 友人・知人の紹介　６．가족・친척의 소개 家族・親戚の紹介
７．학교의 소개 学校の紹介　８．신문・구인지・구인광고 등 新聞・求人誌・求人広告等
９．직업소개 회사・인재파견 회사 등 職業紹介会社・人材派遣会社等
１０．기업 구인모집 企業の求人募集
１１．기타 その他（　　）

질문８．현재 취직처에의 출퇴근 수단은 무엇입니까？ 아래에서 선택해 주십시오。
現在の就労先への通勤手段は何ですか？下記から選択してください。

１．자가용차 自家用車　２．자전거 自転車　３．보도 徒歩
４．공공교통기관（버스、전차 등）公共交通機関（バス、電車等）
５．취직처의 통근차 등 就労先の送迎バス等
６．기타 その他（　　）

질문９．현재의 일에 대해서、이후에 어떻게 할 예정인가、아래에서 선택해 주십시오。現在の仕事について、今後どうする予定か、下記から選択してください。

１．이후에도 이대로 일을 계속하고 싶다 今後もこのまま仕事を続けたい
２．전직하고 싶다 転職したい
３．일을 그만두고 싶다 仕事をやめたい

「현재、취직하지 않고 있다」라고 대답해 주신 분에게 여쭈어 보겠습니다。
「現在、就労していない」と回答した方にお伺いします。

질문１０．현재、취직하고 있지 않은 이유를 아래에서 선택해 주십시오。
現在、就労していない理由を下記から選択してください。

１．현재、구직중　現在、求職中のため
２．일하고 싶지만 문제가 있어 일할 수 없다（이유理由：　　）
　働きたいが問題があるので働けない
３．일하고 싶지 않은 혹은 일 할 필요가 없다　働きたくないもしくは働く必要がない
４．기타　その他（　　）

질문１１．이후、취직 할 경우、희망하는 직종은 무엇입니까。아래에서 선택해 주십시오。今後、就労する場合、希望する職種は何ですか。下記から選択してください。

１．사무직　事務職　　２．영업직　営業職　　３．제조업　製造業
４．판매・서비스　販売・サービス　　５．복지・간병　福祉・介護
６．기타　その他（　　）

모든 분에게, 앞으로의 지원에 대해서 여쭈어 보겠습니다。
全員に、今後の支援についてお伺いします。

질문１２．취직에 관해서 곤란한 것、곤란한 일은 있습니까? 아래에서 선택해 주십시오。（복수회답 가능）就労に関して困ったこと、困っていることはありますか。下記から選択してください。(複数回答可)

１．말을 모른다　言葉がわからない
２．노동조건（급여、대우 등）이 맞지 않는다　労働条件（給与、待遇等）が合わない
３．보육원 등 어린이를 맡아 주는 곳이 없다・모른다
　保育園等子どもを預かってくれるところがない・わからない
４．가사와의 양립을 할 수 없다　家事との両立ができない
５．필요한 자격을 취득하지 않고 있다　必要な資格を取得していない
６．취직에 관한 정보가 적고 입수 방법을 모른다
　就労に関する情報が少なく入手方法がわからない
７．어디에 가면 취직 상담을 할 수 있는지 모른다
　どこに行けば就職の相談をできるのかわからない
８．기타　その他（　　）
９．특별히 없음　特にない

질문１３．앞으로의 지원으로서、당신이 고용되는 또는 계속해서 일하기 위해서 필요한 것에 대해서 아래에서 선택해 주십시오。（복수회답 가능）今後の支援として、あなたが就労する、または働き続けるために必要なことについて下記から選択してください。（複数回答可）

１．일본어의 읽고 쓰기를 할 수 있도록 한다　日本語の読み書きができるようになる
２．능력개발（자격 등의 취득）能力開発（資格等の取得）
３．취직（트러블）상담창구의 확충　就労（トラブル）相談窓口の拡充
４．취직의 정보를 입수하기 쉽게 한다　就労の情報を入手しやすくする
５．고용 기회・선택사항의 증가확보　雇用機会・選択肢の増加
６．주거의 住居の確保
７．보육원 등 어린이를 맡아 줄 장소의 확보　保育園等子どもを預ける場所の確保
８．노동환경（급여、대우 등）의 정비・개선　労働環境（給与、待遇等）の整備・改善
９．비정규노동자（파트、이르바이트、파견、일일고용、임시 등）의 정규고용지원
　非正規労働者（パート、アルバイト、派遣、日雇い、臨時等）の正規雇用支援
１０．기타　その他（　　）

고카시의 고용시책에 대해서 의견이 있다면 자유롭게 기입해 주십시오.
甲賀市の雇用施策についてご意見がありましたらご自由にお書きください。

회답 감사합니다。
ご協力ありがとうございました。

３．その他の資料

（１）就労などに関する相談窓口

○就労の相談

相談機関名	所　在　地		電話番号	備　考
甲賀公共職業安定所（ハローワーク甲賀）	〒528-0031	甲賀市水口町本町3-1-16	0748-62-0651	職業相談・紹介・訓練、求人検索、雇用保険など
おうみ若者未来サポートセンター（ヤングジョブセンター滋賀）	〒525-0025	草津市西渋川1-1-14 行岡第一ビル4階	077-563-0301	若年者を対象とした就職相談・紹介・訓練、求人検索など概ね45歳未満
滋賀県地域若者サポートステーション（おうみ若者未来サポートセンター内）	〒525-0025	草津市西渋川1-1-14 行岡第一ビル4階	077-563-0366	若年者を対象とした就職相談・訓練など概ね39歳未満
甲賀市商工労政課	〒528-8502	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2188	就労全般の相談と支援（甲賀市就労支援計画に基づく）
甲賀市生活支援課	〒528-8502	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2158	生活困窮者の自立支援
甲賀市障がい福祉課	〒528-8502	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2161	障がい者の生活支援全般（就労や生活支援）
甲賀市子育て政策課	〒528-8502	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2176	母子・父子家庭等の就労生活支援
シニアジョブステーション滋賀	〒520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5階	077-521-5421	中高年齢者を対象とした職業相談・紹介、求人検索など概ね45歳以上
滋賀マザーズジョブステーション（母子家庭等就業・自立支援センター）	〒523-0891	近江八幡市鷹飼町80-4 滋賀県立男女共同参画センター内	0748-36-1831	子育てと仕事の両立に悩んでいる方、就業・技術の習得・キャリアアップ相談
滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前	〒525-0032	草津市大路1-1-1 ガーデンシティ草津3階	077-598-1480	子育てと仕事の両立に悩んでいる方、就業・技術の習得・キャリアアップ相談
滋賀障害者職業センター	〒525-0027	草津市野村2-20-5	077-564-1641	障がい者の就労支援など
滋賀県労働雇用政策課	〒520-8577	大津市京町4-1-1 滋賀県庁内	077-528-3758	内職情報・労働相談

○職業能力開発・職業訓練・評価など

相談機関名	所　在　地	電話番号	備　考
テクノカレッジ草津(滋賀県立高等技術専門校草津校舎)	〒525-0041　草津市青地町1093	077-564-3296	高等学校などの卒業者(見込み含む)ならびに求職者対象の技術訓練校
テクノカレッジ米原(滋賀県立高等技術専門校米原校舎)	〒521-0091　米原市岩脇411-1	0749-52-5300	高等学校などの卒業者(見込み含む)ならびに求職者対象の技術訓練校
滋賀県障害者雇用支援センター	〒525-0032　草津市大路2-11-15	077-563-4005	障がい者の職業訓練や職業生活の支援
滋賀障害者職業センター	〒525-0027　草津市野村2-20-5	077-564-1641	障がい者の訓練や職業評価
ポリテクセンター滋賀(滋賀職業能力開発促進センター)	〒520-0856　大津市光が丘町3-13	077-537-1164	離職者・在職者訓練(手続きはハローワーク)、キャリア形成支援などの相談
ポリテクカレッジ滋賀(滋賀職業能力開発短期大学校)	〒523-8510　近江八幡市古川町1414	0748-31-2254	高等学校卒業者を対象に技術を習得する学校施設

○仕事のトラブル相談など

相談機関名	所　在　地	電話番号	備　考
滋賀県労働相談所	〒520-0806　大津市打出浜2-1 コラボしが21　6階	077-511-1402 0120-967164	労働条件の疑問やトラブルなどの相談
労働相談ホットライン		0120-378-060	職場での悩み事相談
東近江労働基準監督署	〒527-0023　東近江市八日市緑町8-14	0748-22-0394	解雇、雇止め、労働条件の変更などの労働相談
滋賀労働局総合労働相談コーナー	〒520-0051　大津市梅林1-3-10滋賀ビル5階	077-522-6648	解雇、雇止め、労働条件の変更などの労働相談
滋賀労働局雇用均等室	〒520-0051　大津市梅林1-3-10	077-523-1190	男女雇用機会均等、育児・介護休業などの相談

○お金のトラブル相談など

相談機関名	所　在　地	電話番号	備　考
甲賀市消費生活センター	〒528-8502　甲賀市水口町水口6053 甲賀市役所1階(生活環境課内)	0748-65-0685	借金や多重債務等のほか暮らしや困りごとの相談
滋賀県消費生活センター消費生活相談窓口	〒522-0071　彦根市元町4-1	0749-23-0999	消費生活全般の相談
金融サービス利用相談室		0570-016811 IP電話 03-5251-6811	金融行政・金融サービスに関する質問相談
滋賀県弁護士会法律相談センター	〒520-0051　大津市梅林1-3-3	077-522-3238	個人の多重債務等の相談(初回のみ無料)予約制
滋賀県司法書士会総合相談センター大津	〒520-0056　大津市末広町7-5 滋賀県司法書士会4階	077-527-5545	自己破産、個人再生等の相談　予約制
法テラス滋賀法律事務所　(日本司法支援センター)	〒520-0047　大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5階	0503383-5454	法制度や相談窓口等の情報提供(無料)

○心や身体の悩み相談など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所）	〒528-8511　甲賀市水口町水口6200	0748-63-6111	精神障がいやストレスに関する相談
滋賀県立精神保健福祉センター　ひきこもり支援センター	〒525-0072　草津市笠山8-4-25	077-567-5010 077-567-5058	心と身体に関する相談
同上（こころの電話）	同上	077-567-5560	心の健康に関する相談
滋賀県自殺予防情報センター（電話相談）	同上	077-566-4326	心の悩みに関する相談
滋賀いのちの電話		077-553-7387	心の悩みに関する相談
メンタルヘルス対策支援センター（滋賀産業保健総合支援センター内）	〒520-0047　大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8階	077-510-0770	メンタルヘルス対策全般についての相談
近江八幡地域産業保健センター	〒523-0857　近江八幡市八幡町170 旧八幡教育集会所1F	0748-31-3544	各種健康相談・産業保健情報の提供
甲賀市健康医療政策課	〒528-8502　甲賀市水口町水口6053	0748-69-2171	心と身体に関する相談全般
甲賀市障がい福祉課	〒528-8502　甲賀市水口町水口6053	0748-69-2161	心と身体に関する相談全般
甲賀市長寿福祉課	〒528-8502　甲賀市水口町水口6053	0748-69-2164	心と身体に関する相談全般
甲賀市発達支援課	〒528-8502　甲賀市水口町水口6053	0748-69-2179	心と身体に関する相談全般
甲賀市水口地域包括支援センター	〒528-0005　甲賀市水口町水口5607 水口保健センター内	0748-65-1170	心と身体に関する相談全般
甲賀市土山地域包括支援センター	〒528-0211　甲賀市土山町北土山1715　土山地域市民センター内	0748-66-1610	心と身体に関する相談全般
甲賀市甲賀地域包括支援センター	〒520-3414　甲賀市甲賀町大久保507-2 甲賀保健センター内	0748-88-1836	心と身体に関する相談全般
甲賀市甲南地域包括支援センター	〒520-3321　甲賀市甲南町葛木977 甲南保健センター内	0748-86-8034	心と身体に関する相談全般
甲賀市信楽地域包括支援センター	〒529-1851　甲賀市信楽町長野473 信楽保健センター内	0748-82-3180	心と身体に関する相談全般

○子どもに関する相談など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
滋賀県子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）	〒520-0044　大津市京町4-1-1 滋賀県庁内	077-524-2030 0120-0-78310	子どもや親の不安・悩みの相談
滋賀県中央子ども家庭相談センター	〒525-0072　草津市笠山7-4-45	077-562-1121 077-564-7867	子どもに関する相談 女性相談専用
滋賀県児童虐待ホットライン	同上	077-562-8996	子どもの虐待の相談（24時間対応）
子どもの人権110番	〒520-0037　大津市京町3丁目1-1 大津地方法務局内	0120-007-110	子どもの悩み、いじめ問題などの相談
甲賀市子育て政策課	〒528-8502　甲賀市水口町水口6053	0748-69-2176	子どもに関する相談
甲賀市発達支援課	〒528-8502　甲賀市水口町水口6053	0748-69-2179	子どもに関する相談
甲賀市水口子育て支援センター	〒528-0032　甲賀市水口町八坂4-10	0748-65-5511	子どもに関する相談
土山子育て支援センター	〒528-0211　甲賀市土山町北土山1715	0748-66-0375	子どもに関する相談
甲賀子育て支援センター	〒520-3431　甲賀市甲賀町大原中886	0748-88-8115	子どもに関する相談
甲南子育て支援センター	〒520-3321　甲賀市甲南町葛木875	0748-86-0949	子どもに関する相談
信楽子育て支援センター	〒529-1851　甲賀市信楽町長野1207-2	0748-82-2799	子どもに関する相談

○その他の相談など

相談機関名	所在地		電話番号	備考
滋賀県人権センター	〒520-0801	大津市におの浜4-1-14	077-522-8243 077-527-3885	就労と人権問題全般の相談（人権相談室直通）
甲賀市人権教育室	〒528-0032	甲賀市水口町八坂2-18	0748-70-0022	人権問題全般の相談
甲賀市人権推進課	〒528-8502	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2148	人権問題全般の相談
宇川会館	〒528-0052	甲賀市水口町宇川2404	0748-62-4109	人権問題全般の相談
清和会館	〒528-0211	甲賀市土山町北土山2747-2	0748-66-1260	人権問題全般の相談
かえで会館	〒520-3324	甲賀市甲南町森尻527	0748-86-4363	人権問題全般の相談
牛飼教育集会所	〒528-0045	甲賀市水口町牛飼228	0748-62-7904	人権問題全般の相談
上野教育集会所	〒528-3421	甲賀市甲賀町上野1442-2	0748-88-5327	人権問題全般の相談
大久保教育集会所	〒520-3414	甲賀市甲賀町大久保614-14	0748-88-5262	人権問題全般の相談
西教育集会所	〒529-1831	甲賀市信楽町西349-4	0748-82-2361	人権問題全般の相談
甲賀市長寿福祉課	〒528-8502	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2164	社会的支援が必要な方、高齢者やその家族に関する介護や健康福祉などの総合相談
甲賀市国際交流協会	〒528-0005	甲賀市水口町水口5676自主活動センターきずな内	0748-63-8728	外国の方の言葉の問題や生活、就労などの相談
甲賀市社会福祉協議会	〒528-0005	甲賀市水口町水口5609水口社会福祉センター1階	0748-65-6370	失業などにより日常生活にお困りの方への就労や生活資金の貸付相談
高齢障害・求職雇用支部機構滋賀支部	〒520-0856	大津市光が丘町3-13ポリテクセンター滋賀内	077-537-1214	高齢者や障がい者の雇用に関する援助・給付・相談
21世紀職業財団滋賀事務所	〒520-0043	大津市中央3-1-8大津第一生命ビル2階	077-523-5141	女性労働者や家族の介護等を行う労働者の雇用改善と仕事の両立支援
甲賀市少年センター	〒528-0023	甲賀市水口町本丸1-10水口中央公民館別館2階	0748-62-6010	中学校・高等学校卒業（中退含む）後、無職でいる若者の就労等の支援と相談
多文化共生支援センター「SHIPS」	〒525-0034	草津市草津1-13-12	077-561-5110	外国の方の言葉の問題や生活などの相談
甲賀地域ネット相談サポートセンター	〒520-3216	湖南市若竹町1-6	0748-75-6920	障がい者や家族の方の障がい・介護・進学・就職などに関する相談
地域生活支援センター「しろやま」	〒528-0031	甲賀市水口町本町2-2-27	0748-62-8181	精神障がい者や家族の方の悩みや困りごとの相談
地域生活支援センター「このゆびとまれ」	〒520-3213	湖南市大池町10-1	0748-75-8949	精神障がい者や家族の方の悩みや困りごとの相談
生活支援センター「あかつき」	〒528-0012	甲賀市水口町暁3-44	0748-65-4641	身体障がい者や家族の方の悩みや困りごとの相談
中小企業退職金共済事業本部　大阪相談コーナー	〒550-0011	大阪市西区阿波座1-7-13商工中金阿波座ビル7階	06-6536-1851	事業主の退職共済制度に関する相談
滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター	〒520-0801	大津市におの浜4-3-26滋賀県母子福祉のぞみ会内	077-522-2951	ひとり親家庭等を対象とした相談
滋賀県介護・福祉人材センター	〒525-0032	草津市大路1-1-1 エルティ932　3階	077-567-3925	福祉の就労相談
滋賀県労働雇用政策課	〒520-0044	大津市京町4-1-1滋賀県庁内	077-527-0450 077-528-3758	内職情報等の問い合わせ、情報提供
障がい者雇用・生活支援センター甲賀（甲賀地域働き・暮らし応援センター）	〒528-8511	甲賀市水口町水口6200甲賀合同庁舎本館1階	0748-63-5830	障がいのある人たちの働く・暮らす・生きるを応援・サポート

（２）甲賀市就労支援計画策定研究会設置要綱

（設置）
第１条　就労に関する様々な困難や課題を抱えている人について、各種関係機関が連携し支援することにより、一人ひとりが自立し就労していくシステムの構築を目指すとともに、甲賀市就労支援計画（以下「支援計画」という。）策定に向け、必要な事項について検討するため、甲賀市就労支援計画策定研究会（以下「研究会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　研究会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
（１）　支援計画策定に必要とされる事項の検討、研究及び意見の聴取に関すること。
（２）　就労実態調査に関すること。
（組織）
第３条　研究会は、委員１５人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者とする。
（１）　学識経験者
（２）　障がい者団体代表
（３）　ひとり親団体代表
（４）　人権団体代表
（５）　国際交流協会代表
（６）　商工業関係団体代表
（７）　就労・生活支援関係機関代表
（８）　労働、人権、福祉及び教育に携わる行政職員
（９）　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
（委員長及び副委員長）
第４条　研究会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　研究会は、委員長が招集し、その議長となる。
（任期）
第６条　委員の任期は、支援計画の策定が完了するまでの期間とする。

（庶務）
第７条　研究会の庶務は、産業経済部商工政策課において処理する。
（その他）
第８条　この告示に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、委員長が研究会に諮って定める。
付　則
（施行期日）
１　この告示は、告示の日から施行する。
（経過措置）
２　この告示の施行後、最初に行われる研究会は、第５条の規定に関わらず、市長が招集する。

（３）甲賀市就労相談員設置要綱

（目的）
第１条　住民の就職の機会均等及び雇用の促進を図るため、就労相談員（以下「相談員」という。）を設置し、住民の生活の安定に寄与することを目的とする。
（職務）
第２条　相談員の職務範囲は、次のとおりとするが、職業紹介業務については、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）の定めるところによることとする。
（１）　住民の就職についての相談
（２）　職業紹介を希望する者に対する公共職業安定所への連絡取次ぎ
（３）　その他雇用対策に必要な活動
（任命）
第３条　相談員は、市長が委嘱する特別職の地方公務員とし、非常勤嘱託とする。
（服務）
第４条　相談員は、職務上知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。
（任期）
第５条　相談員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
（その他）
第６条　この訓令に定めるもののほか、相談員の設置について必要な事項は、市長が別に定める。
付　則
この訓令は、平成１６年１０月１日から施行する。

（４）甲賀市就労支援推進会議設置要綱

（設置）
第１条　就労支援担当者が相互に連携し協力することにより、就職困難者等（第２次甲賀市就労支援計画に規定する就職困難者等をいう。以下同じ。）の就職の機会均等、雇用の促進及び職業の安定を図るため、甲賀市就労支援推進会議（以下「会議」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　会議は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。
（１）　第２次甲賀市就労支援計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
（２）　就職困難者等の就労実態の把握及び労働環境の改善に関すること。
（３）　就職困難者等の就職の機会均等、雇用の促進及び職業の安定に関すること。
（４）　各関係団体の就労支援担当者との連絡調整及び情報提供に関すること。
（５）　就職困難者等の就労支援サポートプランの作成及び検討に関すること。
（６）　施策推進に係る諸問題に関すること。
（７）　関係職員の研修及び情報提供に関すること。
（８）　その他目的を達成するために必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　会議は、次に掲げる者をもって組織する。
（１）　労働、人権、福祉又は教育に携わる行政職員
（２）　就労相談員
（３）　就労支援コーディネーター
（４）　その他関係職員
２　商工労政課長は、必要に応じて、次に掲げる者を会議の協力者として、出席を求めることができる。
（１）　甲賀公共職業安定所職員
（２）　中学校又は高等学校の進路主任
（３）　企業人権啓発指導員
（４）　その他関係機関、団体等の職員
（会議）
第４条　会議は、全体会議と個別ケース会議とし、招集は商工労政課長が行う。
（庶務）
第５条　会議の庶務は、産業経済部商工労政課において処理する。
（その他）

第６条　この告示に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この告示は、平成２９年７月２５日から施行する。

（５）甲賀市就労支援計画策定研究会　委員名簿

（敬称略）

No.	区分	団体名等	委員氏名
1	学識経験者	立命館大学産業社会学部	櫻井　純理
2	関係団体	甲賀市障がい者就労支援部会	大槻　敏明
3	関係団体	甲賀地域働き・暮らし応援センター	田中　郁共
4	関係団体	甲賀市ひとり親家庭福祉の会	山下　智恵子
5	関係団体	甲賀市同和・人権事業促進協議会	立岡　勇一
6	関係団体	甲賀市国際交流協会	中島　教芳
7	関係団体	（公社）甲賀市シルバー人材センター	谷川　清夫
8	関係団体	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	冨岡　正義
9	関係団体	甲賀市商工会	吉川　徹
10	関係団体	甲賀市工業会	岸野　幸廣
11	関係行政機関	甲賀公共職業安定所	西川　　純
12	関係行政機関	甲賀市少年センター	野瀬　昌子
13	関係行政機関	人権推進課	植西　禮之輔
14	関係行政機関	就労相談員代表	中井　善信

（６）「第２次甲賀市就労支援計画」策定経過

時期（期日）	内容	備考
平成28年8月31日	■第1回甲賀市就労支援計画策定研究会（発足） ・設置要綱について ・全体スケジュールについて ・計画策定の意義と課題 ・現在の状況について ・アンケートの実施等について	
平成28年9月8日	■就職困難者等対象アンケート実施に伴う関係各課事前協議 ・アンケート実施について（協力依頼）	
平成28年10月1日～25日	■企業・事業所、就職困難者等対象アンケートの実施	
平成28年11月18日	■第2回甲賀市就労支援計画策定研究会 ・アンケートの分析と計画 ・第2次甲賀市就労支援計画（素案）について	
平成29年2月23日	■第3回甲賀市就労支援計画策定研究会 ・第2次甲賀市就労支援計画（案）の最終確認	
平成29年4月1日～30日	■パブリック・コメントの実施	
平成29年6月7日	■第4回甲賀市就労支援計画策定研究会 ・第2次甲賀市就労支援計画の最終確認	
平成29年7月	■第2次甲賀市就労支援計画の策定	

MEMO